

令和4年度社会福祉推進事業

被保護者の居所不明を理由とした保護の廃止・停止に係る
福祉事務所の事務取扱に関する調査研究事業

報告書

令和5年3月

PwC コンサルティング合同会社

目 次

I. 調査研究の背景と目的	1
1) 調査研究の背景	1
2) 調査研究の目的	2
3) 調査の視点	3
4) 調査研究体制	4
II. アンケート調査の概要	6
0. アンケート調査の概要	6
1) 調査対象	6
2) 調査方法	6
3) 調査期間	6
4) 分析方法	7
1. 福祉事務所票について	8
1) 福祉事務所の管内の状況	8
2) 福祉事務所の職員体制	14
3) 生活保護受給中に居所不明となった事案の発生状況	22
4) 生活保護受給中に居所不明となった事案に対する福祉事務所の対応方針	30
5) 調査等によって居所が判明した事案の数〔クロス集計〕	36
6) 居所不明のため停廃止された事案の数〔クロス集計〕	39
7) 被保護者が居所不明となった場合の課題〔クロス集計〕	41
2. 個別事案票について	42
1) 居所不明を理由として保護停廃止に至った事案の停廃止状況	42
2) 居所不明を理由として保護停廃止に至った事案の被保護者像	44
3) 居所不明と判明するきっかけ及び判定するまでの調査の状況	56
4) 保護を停廃止する旨の通知方法	70
5) 居所不明を原因とする保護停廃止歴の有無〔クロス集計〕	75
6) 居所不明の疑いを持ったきっかけ〔クロス集計〕	76
7) 居所不明の疑いを持った時期から、居所不明の判定日までの日数〔クロス集計〕	77
8) 居所に係る調査において行った取組〔クロス集計〕	78
9) 窓口支給への切替〔クロス集計〕	80
10) 停廃止決定通知書の送付方法〔クロス集計〕	81
11) 居所不明となる前に行った助言や指導の方法〔クロス集計〕	84
12) 個別事案票に回答を行った現業員がそれまで担当した、調査等によって居所が判明した事案	85
III. 事例調査	90
1. 福祉事務所における対応事例調査	90
1) 調査の概要	90
2) 調査結果	90
2. 行政処分に関する過去の裁判例情報	93
1) 調査の概要	93
2) 裁判例の調査結果	93
3) 裁決の調査結果	96
3. 類似ケースにおける対応事例調査	97
1) 調査の概要	97

2) 公営住宅制度関係部局へのインタビュー結果	97
3) 公的年金制度関係部局へのインタビュー結果	99
IV. まとめ	100
1. 被保護者が居所不明となる事案に関する実態及び福祉事務所における対応	100
(1) 生活保護受給中に居所不明となった事案の発生状況	100
(2) 居所不明を理由として保護廃止に至った事案の被保護者像	100
(3) 居所不明と判定する前の調査の状況	101
(4) 居所不明の判断と廃止の判定方法	101
(5) 廃止に関する通知方法	101
(6) 居所不明事案に関連する福祉事務所の課題認識	102
2. 居所不明となった被保護者の保護廃止に際して、必要とされる手続要件	103
3. 他制度における居所不明の取扱い	104
(1) 公営住宅の入居者が居所不明となった場合の取扱い	104
(2) 年金受給権者が所在不明となった場合の取扱い	105
4. 今後の検討課題	106
参考資料 1 アンケート調査票	109
参考資料 2 諸外国の公的扶助制度について	125

I. 調査研究の背景と目的

1) 調査研究の背景

生活保護受給者の中には、保護受給中に居所がわからなくなり、連絡が途絶えてしまうケースが存在することが確認されている。生活保護制度はその制度的な位置づけからも、安易に停廃止を行ってしまうと、忽ちにして生命の危機をもたらす恐れもあるため、停廃止に際しては慎重な判断が必要である。その一方で、制度の適切な運営の観点からは、居所不明であることが確認された場合には適切に判断をして、然るべき対処ができるよう方向づけをする必要性がある。

また、令和3年度になされた地方分権提案において、居所不明となった被保護者に対する保護の停廃止の通知方法の明確化、生活保護関連法令における公示送達の規定を設けることを含む諸措置を講じることが提案されており、厚生労働省は、居所不明の被保護者への保護の停廃止の通知方法について地方公共団体の事務の実態等に関する調査研究事業の結果から、取扱いについて令和5年度中に結論を得るとしている。

図表 1 令和3年度地方分権提案の概要

- 提案団体
 - 仙台市、札幌市、福島県、さいたま市、横浜市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市
 - (追加提案団体) 札幌市、岩手県、宮城県、郡山市、水戸市、ひたちなか市、前橋市、高崎市、千葉市、長野県、佐久市、稲沢市、大阪府、大阪市、広島市、福岡県、久留米市、宮崎市
- 求める措置の具体的内容
 - 被保護者が居所不明となった場合の生活保護の停廃止に係る取扱いを明確化するとともに、公示送達に依るべきこととする場合には、公示送達に関する規定を生活保護関係法令に新たに設けること。なお、生活保護関係法令に公示送達の規定を設けることが困難な(民法の規定に依ることとする)場合等は、その理由・考え方を併せて示すこと。
- 厚生労働省からの第一次回答
 - 保護の停廃止については、被保護者が保護を必要としなくなったときに行われるものとされており、外出時に居所を訪問したことをもって居所不明と判断し、保護を廃止したことによるトラブルも生じていること、また、生活保護は憲法第25条に基づき最後のセーフティネットとして最低生活を保障するものであり、要保護状態にあるにも関わらず保護の停廃止を行うことにより、場合によっては生命・身体に重大な危険を及ぼす可能性があることから、被保護者が居所不明であるかどうかの事実認定等を含めたその要保護性については、個別具体的なケースに応じて、十分な調査・検討を行った上で慎重に判断する必要があると考えている。まずは、そのような場合における停廃止の取扱いについて、自治体の事務の実態を把握した上で、当該実態調査の結果を踏まえ、どのような対応が可能かを検討してまいりたい。
- 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
 - 本提案は、居所不明の被保護者に対する停廃止の「通知方法」の明確化を求めるものであり、第1次回答にいう「居所不明を理由とする停廃止の取扱い」の明確化を求めるものではないため、この点をまず指摘申し上げる。
 - 被保護者が居所不明となった際の要保護性については、十分な調査・検討の上行う必要がある、提案団体においても承知している。居住実態が不明であることのみを理由に廃止することは違法とする裁判例(京都地方裁判所平成5年10月25日判決)もある。これらを踏まえ、福祉事務所では、失踪を理由に安易に停廃止を行うのではなく、被保護者の要保護性についての十分な調査・検討を踏まえた上で停廃止を決定している。

- しかし、当該決定はあくまで「行政内部での決定」であり、相手方に通知が到達しなければ、いつまでも効力が生じることはない。そこで、失踪者に対しどのように到達させるかが問題になるが、この通知方法が明確化されていないため、現状では民法に基づく公示送達しか方法がないと考えている。
- ところが、民法に基づく公示送達は、裁判所での掲示が必要であるため、申立書や各種資料の準備に多大な労力を要する。このことから、役所での掲示で足りる等、より簡略化された通知方法の整備を希望する。
- また、第1次回答では、どのような対応が可能かを「検討してまいりたい」とされているが、生活保護制度の運用開始以後今日に至るまで通知方法が明確化されていないこと自体問題であると思われ、また当市では、毎年30件程度、停廃止後に居住地・現在地が分からないことを理由に通知を行うことができない事例が発生しているため、検討するにしても早期に明確化していただきたい。

○ 地方からの提案等に関する対応方針

- 居所不明の被保護者への保護の停止又は廃止の通知方法については、地方公共団体の事務の実態等に関する調査研究事業の結果を踏まえ、取扱いを明確化することを検討し、令和5年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

出典：内閣府「令和3年 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案についての最終的な調整結果について」より抜粋
(下線はPwCにて付記)

2)調査研究の目的

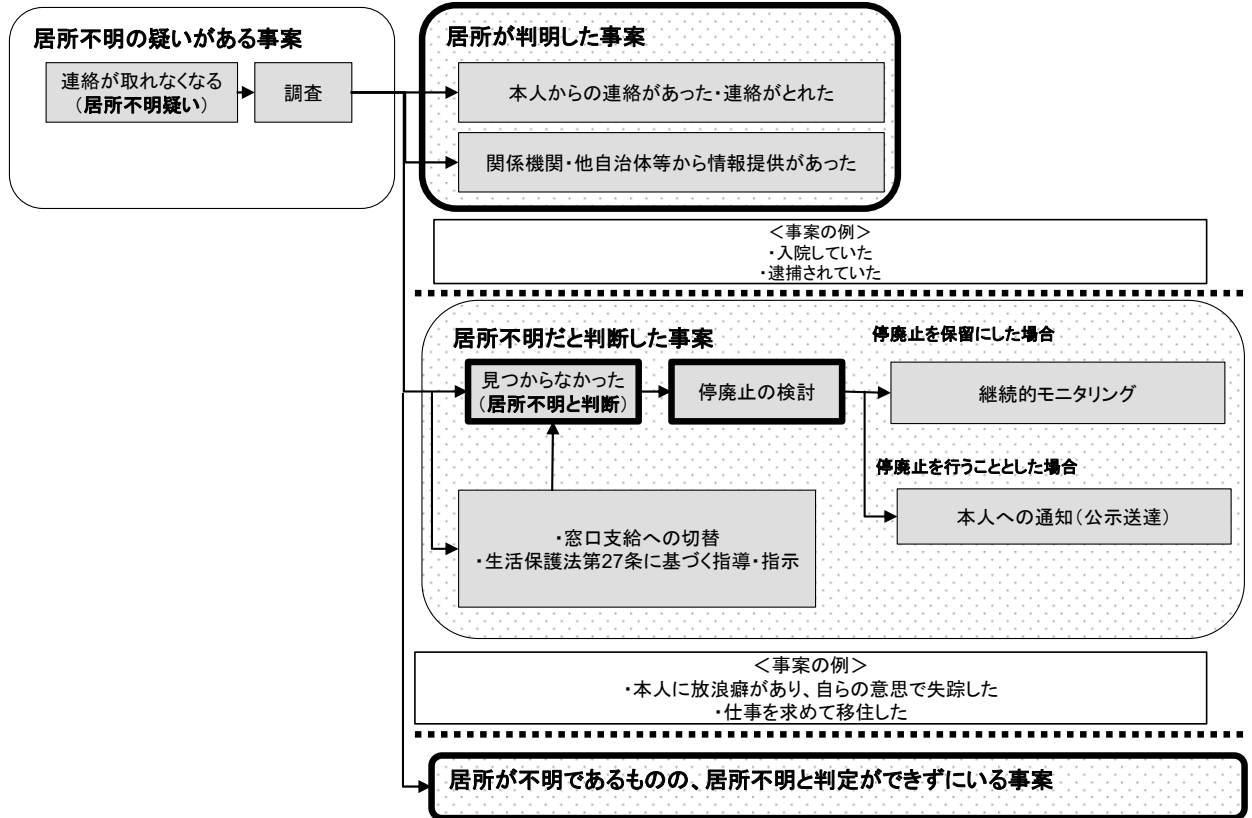
先述の背景を踏まえ、本調査研究では、福祉事務所へのアンケート調査を通じて、①被保護者が居所不明となったことにより生活保護の継続／停廃止の決定に困っている事案がどの程度発生しているか、それはどのような事案なのかといった実態の把握や、こうした事案のうち、過去何らかの判断に基づき対処を行った事案の有無・その際の判断基準や対処の内容といった福祉事務所の取組内容についての実態調査を行った。また、②被保護者が居所不明となった事案への対応実態に関するインタビュー調査及び行政処分に関する過去の裁判例情報検索を通じて、福祉事務所における対応事例についても情報収集を行った。併せて、類似制度（年金、公営住宅、諸外国の公的扶助制度等）における対応方法に関しても収集を試みた。

こうした調査結果をもとに、事実をベースとしつつ、福祉事務所において、どのような考え方で判断がなされているのか、その考え方・理屈を重視して、報告書を取りまとめることにより、来年度以降行われることが想定される今後のあり方に関する議論の際の、基礎資料とすることを目的とした。

3)調査の視点

後述する自治体Aへのインタビュー結果や、研究会委員からの意見を基に、被保護者が居所不明となる事案における福祉事務所の対応フローを以下のとおり整理した。アンケート調査の項目や、その後のインタビュー調査における項目は、これに基づいて検討を行った。

図表 2 被保護者が居所不明となる事案における福祉事務所の対応フロー



4) 調査研究体制

本調査研究事業の設計・推進にあたり、有識者から助言を得ることを目的として研究会及びワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置し、そこでの議論を踏まえて調査研究を実施した。

研究会は、居所不明の被保護者に対する事務のあり方を考えるという政策上の観点から、どのような調査研究が必要かを議論する会議体とし、有識者6名で構成した。WGは、アンケート調査や、インタビュー調査の方法論等について検討し、助言をいただくための会議体とし、研究会委員のうち、調査に明るい委員2名から構成した。

研究会及びWGの委員構成と、各回の議題は以下のとおりである。このほか、オブザーバーとして厚生労働省社会・援護局保護課に参画いただいた。

図表 3 研究会委員・参加者名簿(敬称略)

氏 名		所 属
研究会委員	◎池谷 秀登	立正大学 社会福祉学部 教授
	伊藤 博	東京都 福祉保健局生活福祉部 保護課 課長
	櫻井 真一	武蔵野大学 人間科学部社会福祉学科 専任講師
	渋谷 哲	淑徳大学 総合福祉学部 教授
	津田 基子	大阪府 福祉部地域福祉推進室 社会援護課 課長
	原田 大樹	京都大学大学院 法学研究科 教授
WG委員	池谷 秀登	立正大学 社会福祉学部 教授
	櫻井 真一	武蔵野大学 人間科学部社会福祉学科 専任講師
事務局	安田 純子	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 シニアマネージャー
	初見 歌奈子	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 マネージャー
	熊本 奈那子	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 アソシエイト

※委員は五十音順、◎は座長。

図表 4 研究会・WG 開催概要

回数	開催日	主な議題
第1回 研究会	令和4年 9月8日	<ul style="list-style-type: none"> 調査研究の目的・内容の共有 アンケート調査項目に関する検討
第1回 WG	令和4年 9月15日	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査項目に関する検討
第2回 WG	令和4年 12月19日	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査結果（単純集計）の報告 アンケート調査の追加分析項目に関する検討
第2回 研究会	令和5年 1月13日	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査結果（単純集計）の報告 アンケート調査の追加分析項目に関する検討 インタビュー進捗状況の報告
第3回 研究会	令和5年 2月27日	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査結果（クロス集計）の報告 インタビュー調査結果の報告 取りまとめ内容の検討

II. アンケート調査の概要

0. アンケート調査の概要

1) 調査対象

全国の福祉事務所 1,250 か所に対し、メールによりアンケート調査票を送付した。

2) 調査方法

メールにより、都道府県、政令指定都市及び中核市を経由して、全ての福祉事務所に調査票(Excel形式)を送付した。

調査票は、福祉事務所管内の状況や、被保護者が居所不明となるような事案の発生状況、当該事案への福祉事務所としての対応方針等を尋ねる福祉事務所票と、各事案の被保護者属性や、担当現業員の対応内容を尋ねる個別事案票の2種類を送付した。

調査票の返送に際しては、福祉事務所票は、被保護者が居所不明となるような事案の発生有無にかかわらず、返送いただくこととした。一方で、個別事案票は、福祉事務所で事案を選定していただき、当該事案について回答の上、返送いただくこととした。事案の選定方法は、令和4年度4月以降に、被保護世帯の被保護者全員が居所不明となっていると判定して保護廃止に至った事案(世帯人数が1人の事案を含む)について、被保護世帯の被保護者が居宅から居所不明となった事案と、居宅以外から居所不明となった事案ごとに、それぞれ保護の廃止決定の日付が早い順に3件ずつ(計6件)選定いただくこととした。なお、管内において被保護世帯の被保護者全員が居所不明となっていると判定して保護廃止に至った事案が発生していない場合は、個別事案票の返送は不要とし、また、居宅から居所不明となった事案と、居宅以外から居所不明となった事案がそれぞれ3件未満しか発生していない場合は、その発生している件数の限りで返送いただくこととした。

回収はメールにより行い、メールによる回収ができなかった福祉事務所については、FAXや郵送により回答を入手した。福祉事務所票は897件、個別事案票は1,049件(居宅から居所不明となった事案は625件、居宅以外から居所不明となった事案は424件)回収した。

図表5 アンケート調査の調査対象数・回収状況

設置主体	発送数	福祉事務所票		個別事案票	
		回収数	回収率	回収数	回収率
都道府県	205件	141件	68.8%	33件	—
一般市	742件	520件	70.1%	457件	—
政令指定都市 ・中核市	257件	209件	81.3%	559件	—
町村	46件	27件	58.7%	0件	—
計	1,250件	897件	71.8%	1,049件	—

※個別事案票については、令和4年度4月以降に、被保護世帯の被保護者全員が居所不明となっていると判定して保護廃止に至った事案について、廃止決定の日付が早い順に計6件を抽出のうえ回答いただくこととしているため、回収率は求めない。

3) 調査期間

令和4年10月14日～11月11日(令和4年11月21日着分まで有効)

4)分析方法

アンケートの分析にあたっては、以下の2種類の集計に基づき分析を行った。

①単純集計

福祉事務所票及び個別事案票のそれぞれの項目ごとに、単純集計を行った。

なお、グラフには、各集計において対象とした件数を明示しているが、本章「1. 福祉事務所票について」では、福祉事務所単位の集計の際には「N」を、福祉事務所の職員単位の集計の際には「n」を用いて表記を分けている。

また、個別事案票の集計にあたっては、居宅から居所不明となった事案の調査票と、居宅以外から居所不明となった事案の調査票のそれぞれについて集計を行うとともに、回収した全ての調査票についての集計も行った。本章以降では、居宅から居所不明となった事案の調査票についての集計結果を「居宅」と、居宅以外から居所不明となった事案の調査票についての集計結果を「居宅以外」と、回収した全ての調査票についての集計結果を「合計」と表記している。

個別事案票の集計結果については、基本的には「居宅」及び「居宅以外」のグラフを掲載することとしているが、「居宅」や「居宅以外」のグラフの各項目において、個人が特定される恐れのある少数のサンプルが含まれる場合には、少数のサンプルが含まれるグラフは掲載しないといった措置を講じている。そのほか、サンプル数が少ない結果となった選択肢を他の選択肢と束ねる措置も講じている。

なお、本調査では先述のとおり、「居宅から居所不明となった事案」及び「居宅以外から居所不明となった事案」のそれぞれを3件ずつ抽出・回答する方式を採用していることから、収集したデータは本来の発生割合と異なる抽出率となっており、また、両者の発生比率については把握できていない。そのため、「合計」については、回収できた個別事案票の単純合計であることに留意が必要である。

②クロス集計

研究会やWGでの議論を踏まえ、福祉事務所票及び個別事案票の一部の項目について、クロス集計を実施している。そのうち主な項目のクロス集計結果を、単純集計結果の後に掲載している。

また、地域別の集計では、「首都圏」、「中京圏」、「近畿圏」及び「その他」の4区分を用いて集計した。各区分の詳細は以下のとおりである。

図表 6 地域別集計の際に用いた区分

都市圏	該当する都道府県
首都圏	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
中京圏	岐阜県、愛知県、三重県
近畿圏	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県
その他	上記以外の都道府県

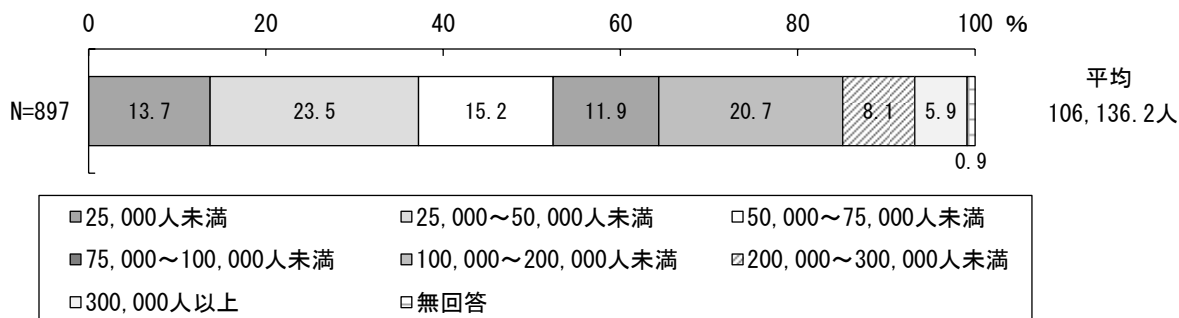
1. 福祉事務所票について

1) 福祉事務所の管内の状況

(1) 管内の人口〔福祉事務所票 問1(3)①〕 ※令和4年4月1日時点の数値

福祉事務所管内の人口は、25,000人～50,000人未満の割合が最も高く、23.5%であった。その次に100,000人～200,000人未満の割合が高く、20.7%であった。

図表 7 管内の人口

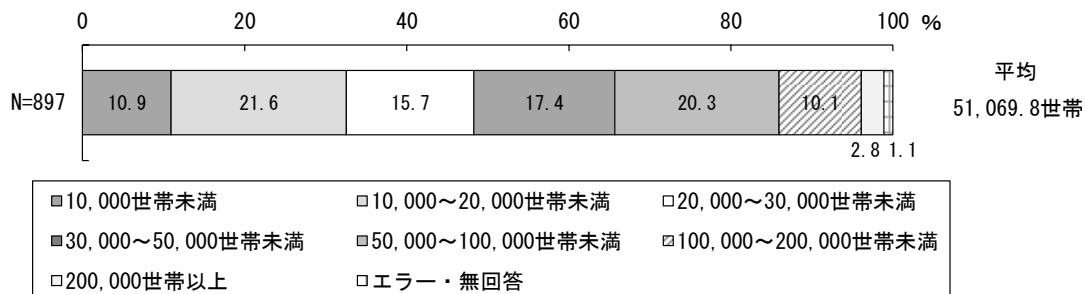


	件数	割合 N=897
25,000人未満	123	13.7
25,000～50,000人未満	211	23.5
50,000～75,000人未満	136	15.2
75,000～100,000人未満	107	11.9
100,000～200,000人未満	186	20.7
200,000～300,000人未満	73	8.1
300,000人以上	53	5.9
無回答	8	0.9
全 体	897	100.0
平均(人)	106,136.2	
中央(人)	69,442.0	
最大(人)	1,970,407	
最小(人)	613	

(2)管内の世帯数〔福祉事務所票 問1(3)②〕 ※令和4年4月1日時点の数値

管内の世帯数は、10,000～20,000世帯未満の割合が最も高く、21.6%であった。次に50,000～100,000世帯未満の割合が高く、20.3%であった。

図表 8 管内の世帯数

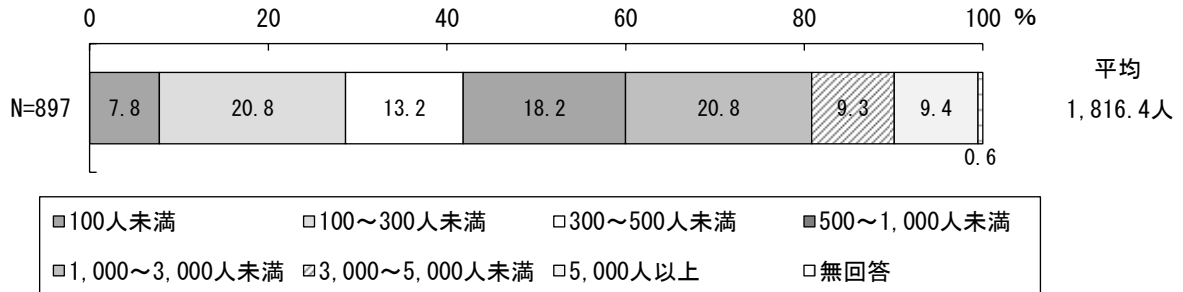


	件数	割合 N=897
10,000世帯未満	98	10.9
10,000～20,000世帯未満	194	21.6
20,000～30,000世帯未満	141	15.7
30,000～50,000世帯未満	156	17.4
50,000～100,000世帯未満	182	20.3
100,000～200,000世帯未満	91	10.1
200,000世帯以上	25	2.8
エラー・無回答	10	1.1
全 体	897	100.0
平均(世帯)	51,069.8	
中央(世帯)	30,478.0	
最大(世帯)	980,808	
最小(世帯)	366	

(3)管内の保護受給者数[福祉事務所票 問1(4)①] ※令和4年4月1日時点の数値

管内の保護受給者数は、100～300 人未満及び 1,000～3,000 人未満の割合が最も高く、いずれも 20.8%であった。

図表 9 管内の保護受給者数

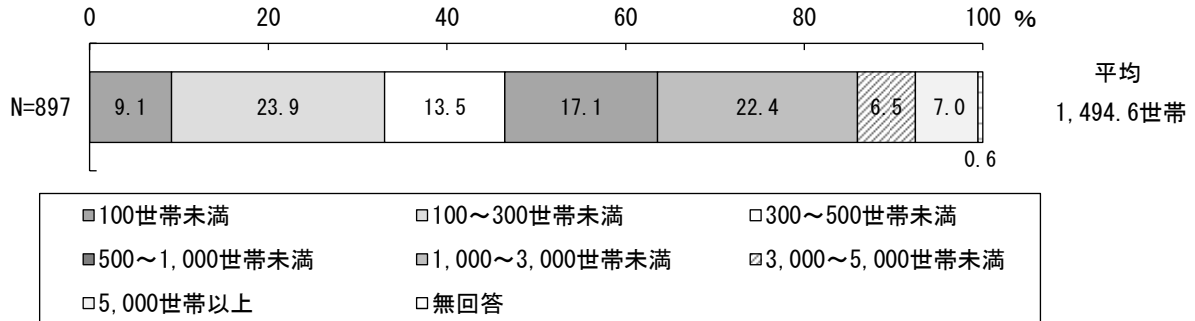


	件数	割合 N=897
100人未満	70	7.8
100～300人未満	187	20.8
300～500人未満	118	13.2
500～1,000人未満	163	18.2
1,000～3,000人未満	187	20.8
3,000～5,000人未満	83	9.3
5,000人以上	84	9.4
無回答	5	0.6
全 体	897	100.0
平均(人)	1,816.4	
中央(人)	666.0	
最大(人)	72,010	
最小(人)	0	

(4)管内の保護受給世帯数〔福祉事務所票 問1(4)②〕 ※令和4年4月1日時点の数値

管内の保護受給世帯数は、100～300世帯未満の割合が最も高く、23.9%であった。次に1,000～3,000世帯未満の割合が高く、22.4%であった。

図表 10 管内の保護受給世帯数

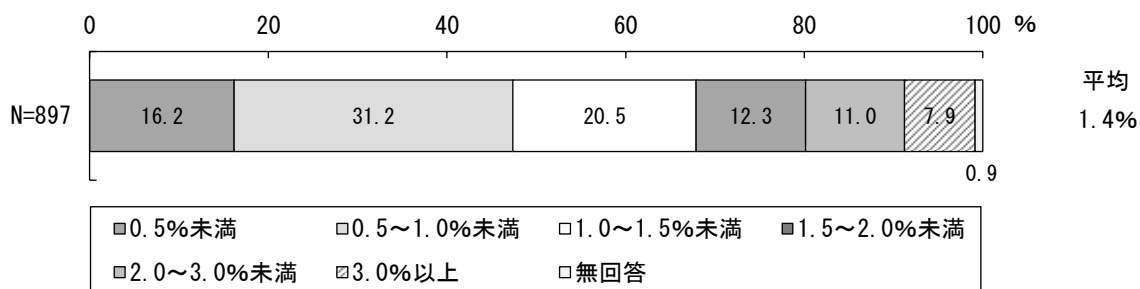


	件数	割合 N=897
100世帯未満	82	9.1
100～300世帯未満	214	23.9
300～500世帯未満	121	13.5
500～1,000世帯未満	153	17.1
1,000～3,000世帯未満	201	22.4
3,000～5,000世帯未満	58	6.5
5,000世帯以上	63	7.0
無回答	5	0.6
全 体	897	100.0
平均(世帯)	1,494.6	
中央(世帯)	562.5	
最大(世帯)	55,513	
最小(世帯)	0	

(5)管内人口における保護受給者数の割合〔福祉事務所票 問1(3)①(4)①〕 ※令和4年4月1日時点の数値

管内人口における保護受給者数の割合は0.5～1.0%未満の割合が最も高く、31.2%であった。次に1.0～1.5%未満の割合が高く、20.5%であった。

図表 11 管内人口における保護受給者数の割合

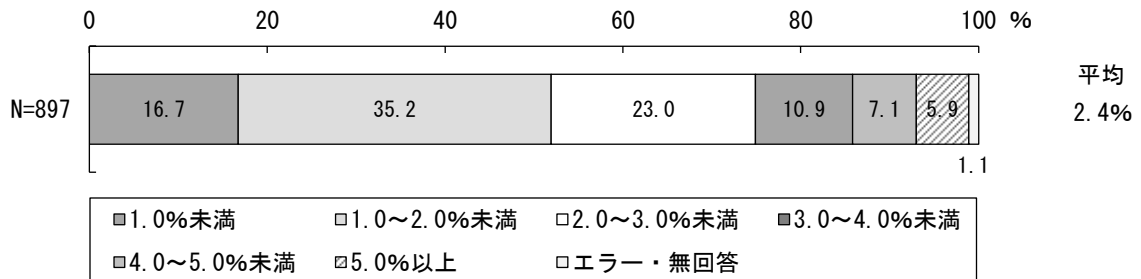


	件数	割合 N=897
0.5%未満	145	16.2
0.5～1.0%未満	280	31.2
1.0～1.5%未満	184	20.5
1.5～2.0%未満	110	12.3
2.0～3.0%未満	99	11.0
3.0%以上	71	7.9
無回答	8	0.9
全 体	897	100.0
平均 (%)	1.4	
中央 (%)	1.0	
最大 (%)	22.3	
最小 (%)	0.0	

(6)管内世帯数における保護受給世帯数の割合〔福祉事務所票 問1(3)②(4)②〕 ※令和4年4月1日
時点の数値

管内世帯数における保護受給世帯数の割合は 1.0～2.0%未満の割合が最も高く、35.2%であった。次に2.0～3.0%未満の割合が高く、23.0%であった。

図表 12 管内世帯数における保護受給世帯数の割合



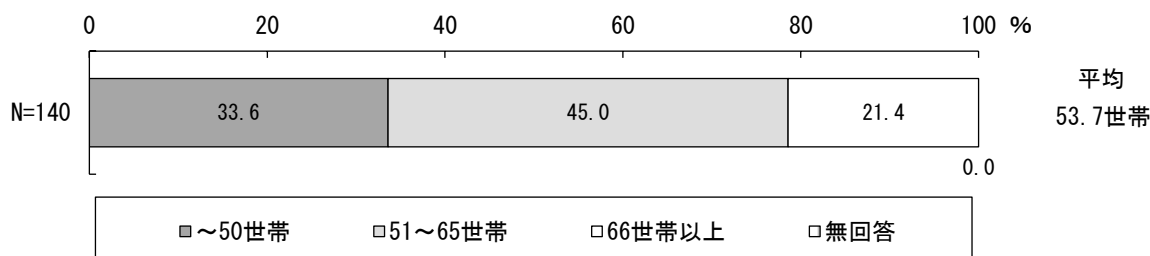
	件数	割合 N=897
1.0%未満	150	16.7
1.0～2.0%未満	316	35.2
2.0～3.0%未満	206	23.0
3.0～4.0%未満	98	10.9
4.0～5.0%未満	64	7.1
5.0%以上	53	5.9
エラー・無回答	10	1.1
全 体	897	100.0
平均(%)	2.4	
中央(%)	1.9	
最大(%)	33.0	
最小(%)	0.0	

2)福祉事務所の職員体制

(1)現業員一人あたりの担当保護世帯数－都道府県【福祉事務所票 問1(4)②問2(1)】

都道府県において、現業員の定数は被保護世帯数 65 世帯につき 1 人とされている。都道府県における現業員一人あたりの担当保護世帯数は、平均 53.7 世帯であった。

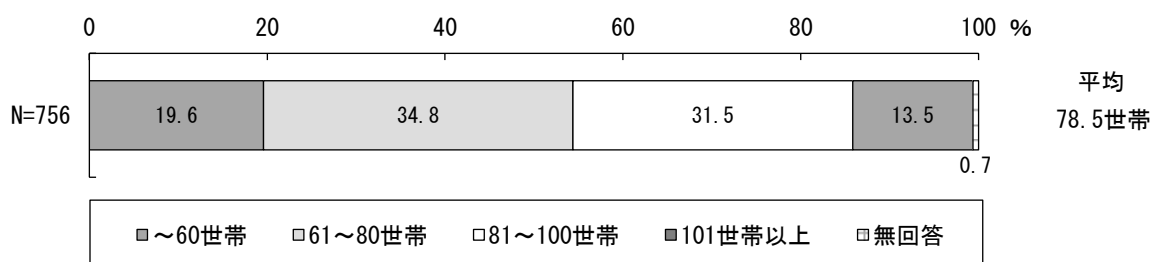
図表 13 現業員一人あたりの担当保護世帯数－都道府県



(2)現業員一人あたりの担当保護世帯数－市区町村【福祉事務所票 問1(4)②問2(1)】

市区町村において、現業員の定数は被保護世帯数 80 世帯につき 1 人とされている。市区町村における現業員一人あたりの担当保護世帯数は、平均 78.5 世帯であった。

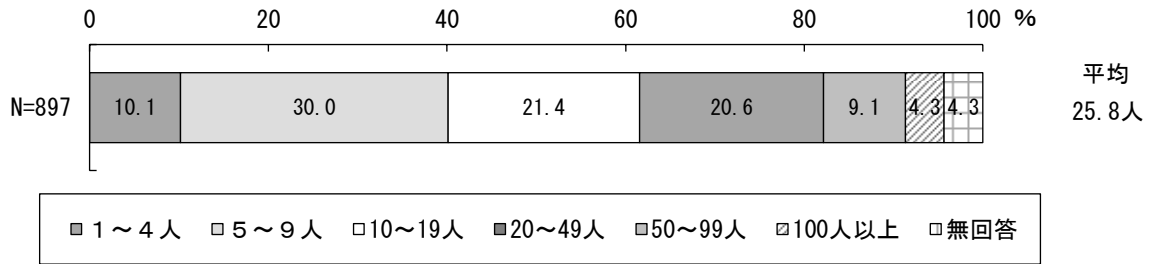
図表 14 現業員一人あたりの担当保護世帯数－市区町村



(3) 福祉事務所の全職員数〔福祉事務所票 問2(1)〕

福祉事務所の全職員数は、5～9人の割合が最も高く、30.0%であり、平均 25.8 人であった。

図表 15 福祉事務所の全職員数

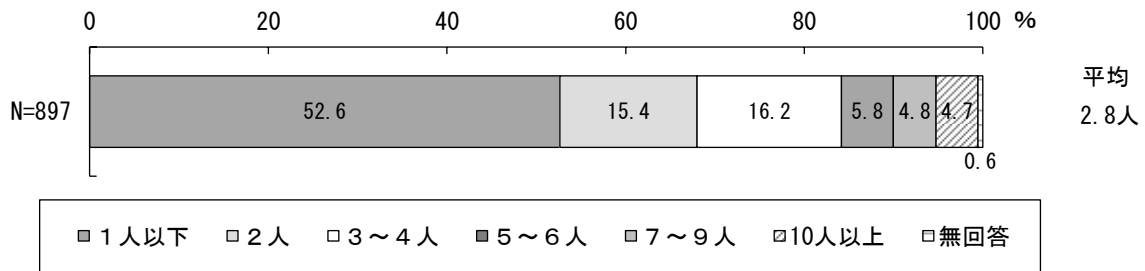


総数合計	件数	割合 N=897
1～4人	91	10.1
5～9人	269	30.0
10～19人	192	21.4
20～49人	185	20.6
50～99人	82	9.1
100人以上	39	4.3
無回答	39	4.3
全 体	897	100.0
平均(人)	25.8	
中央(人)	12.0	
最大(人)	404	
最小(人)	2	

(4)福祉事務所の職員数－査察指導員〔福祉事務所票 問2(1)〕

査察指導員の職員数は、1人以下の割合が最も高く、52.6%であり、平均2.8人であった。

図表 16 査察指導員の職員数

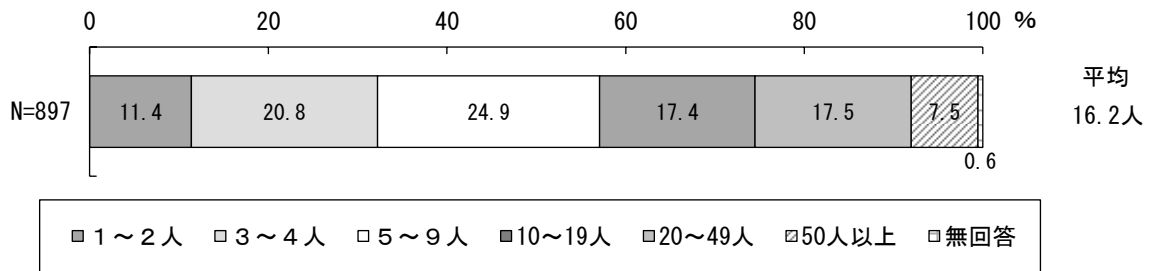


査察指導員	件数	割合 N=897
1人以下	472	52.6
2人	138	15.4
3～4人	145	16.2
5～6人	52	5.8
7～9人	43	4.8
10人以上	42	4.7
無回答	5	0.6
全 体	897	100.0
平均(人)	2.8	
中央(人)	1.0	
最大(人)	38	

(5)福祉事務所の職員数－現業員〔福祉事務所票 問2(1)〕

現業員の職員数は、5～9人の割合が最も高く、24.9%であり、平均16.2人であった。

図表 17 現業員の職員数

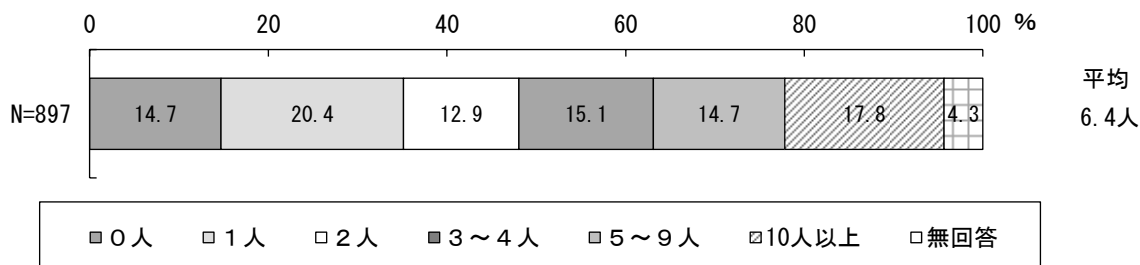


現業員	件数	割合 N=897
1～2人	102	11.4
3～4人	187	20.8
5～9人	223	24.9
10～19人	156	17.4
20～49人	157	17.5
50人以上	67	7.5
無回答	5	0.6
全 体	897	100.0
平均(人)	16.2	
中央(人)	7.0	
最大(人)	201	

(6)福祉事務所の職員数－査察指導員・現業員以外の生活保護業務を担当している職員〔福祉事務所 票 問2(1)〕

査察指導員・現業員以外の生活保護業務を担当している職員数は、1人の割合が最も高く、20.4%であり、平均6.4人であった。

図表 18 査察指導員・現業員以外の生活保護業務を担当している職員数



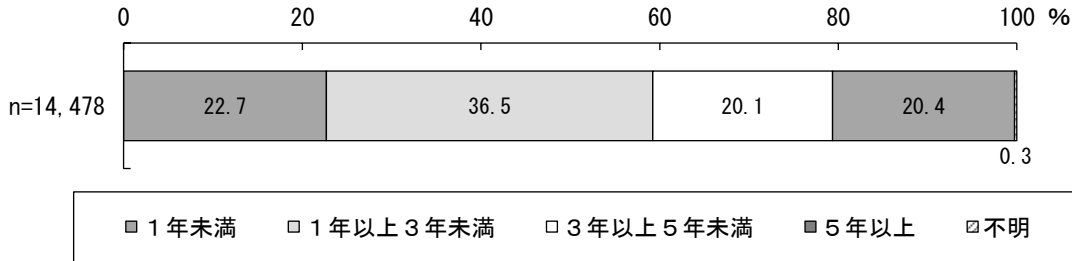
査察指導員・現業員以外の生活保護業務を担当している職員	件数	割合 N=897
0人	132	14.7
1人	183	20.4
2人	116	12.9
3～4人	135	15.1
5～9人	132	14.7
10人以上	160	17.8
無回答	39	4.3
全 体	897	100.0
平均(人)	6.4	
0を除く平均(人)	7.5	
中央(人)	2.0	
0を除く中央(人)	3.0	
最大(人)	165	

(7)福祉事務所の現業員の経験年数〔福祉事務所票 問2(1)〕

福祉事務所の現業員の経験年数は、回答のあった福祉事務所の全ての現業員数を積み上げて集計したところ、「1年以上3年未満」の割合が最も高く、36.5%であり（図表 19）、その平均人数は5.9人であった（図表 20）。

図表 19 福祉事務所現業員の経験年数

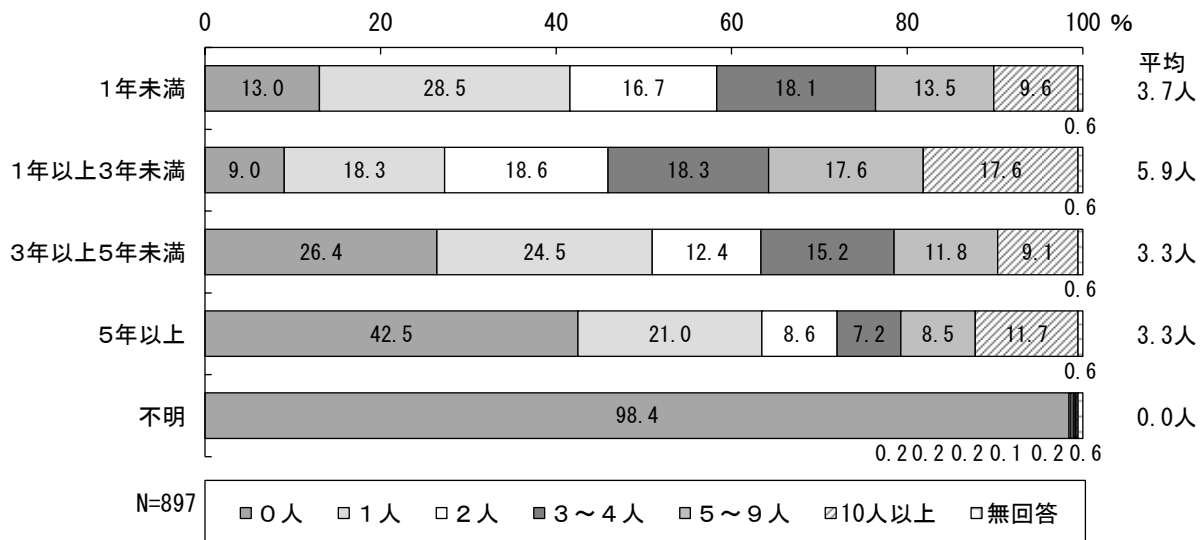
【現業員の経験年数について回答した福祉事務所の、全ての現業員数を積み上げ】



	件数	割合 n=14,478	事業所数	1事業所あたり 平均人数
1年未満	3,286	22.7	N=775	4.2
1年以上3年未満	5,289	36.5	N=811	6.5
3年以上5年未満	2,912	20.1	N=655	4.4
5年以上	2,953	20.4	N=511	5.8
不明	38	0.3	N=9	4.2
全 体	14,478	100.0	N=892	16.2

※ 福祉事務所の現業員の総数は把握できているものの、その経験年数の内訳が不明である場合に「不明」に計上している。

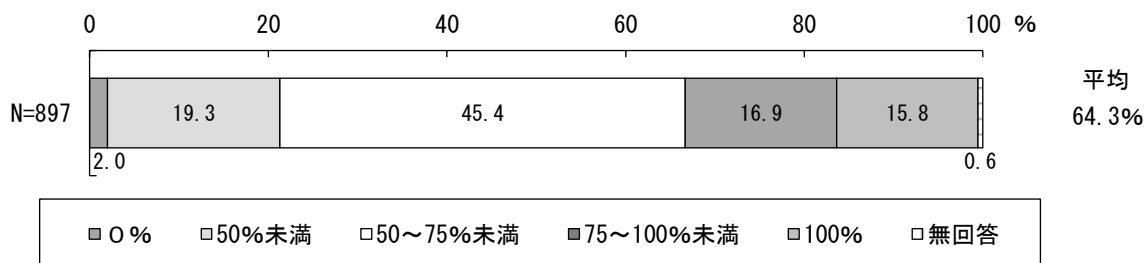
図表 20 福祉事務所現業員の経験年数



(8) 福祉事務所現業員の経験年数3年未満の職員数の割合〔福祉事務所票 問2(1)〕

福祉事務所現業員の経験年数3年未満の職員数の割合は、50～75%未満の割合が最も高く、45.4%であり、平均64.3%であった。

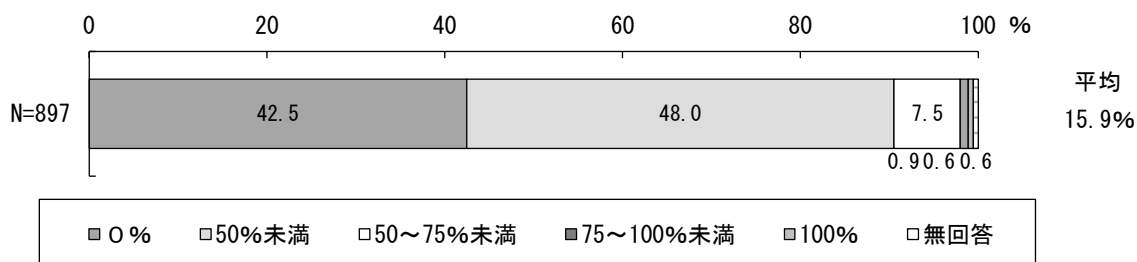
図表 21 福祉事務所現業員の経験年数3年未満の職員数の割合



(9) 福祉事務所現業員の経験年数5年以上の職員数の割合〔福祉事務所票 問2(1)〕

福祉事務所現業員の経験年数5年以上の職員数の割合は50%未満の割合が最も高く、48.0%であり、平均15.9%であった。

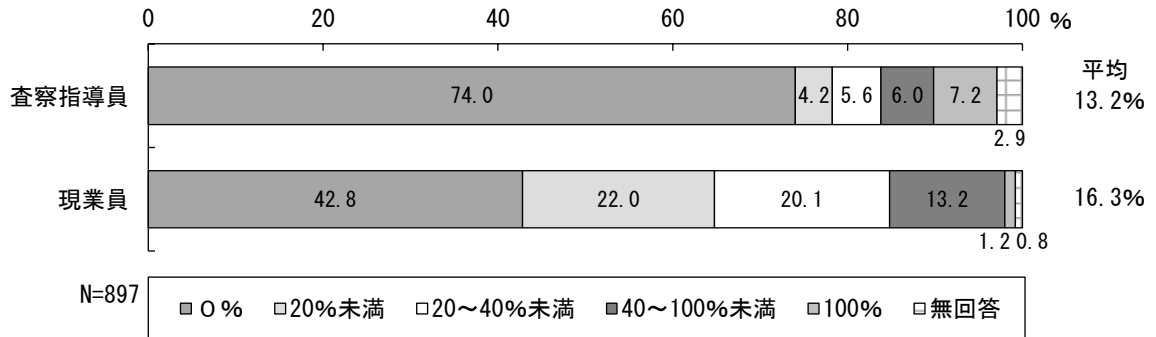
図表 22 福祉事務所現業員の経験年数5年以上の職員数の割合



(10) 査察指導員・現業員に占める社会福祉士の割合〔福祉事務所票 問2(2)〕

査察指導員・現業員に占める社会福祉士の割合は、査察指導員、現業員ともに、0%の割合が最も高く、それぞれ74.0%、42.8%であった。

図表 23 査察指導員・現業員に占める社会福祉士の割合



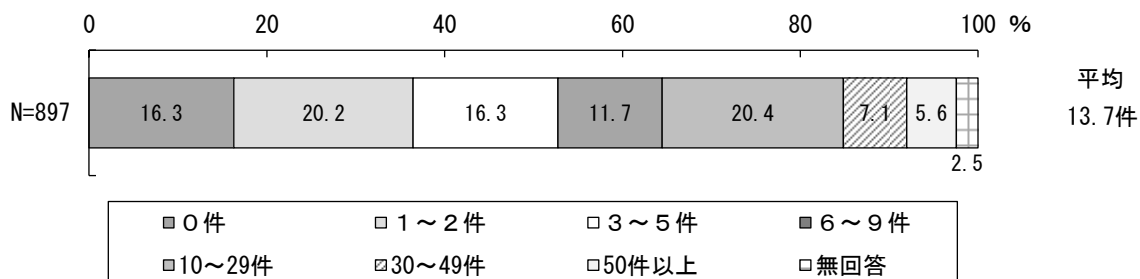
		0%	20%未満	20~40%未満	40~100%未満	100%	無回答	全体	平均 (%)	0を除く平均 (%)	中央 (%)	0を除く中央 (%)	0を除く最小 (%)
件数	査察指導員	664	38	50	54	65	26	897	13.2	55.6	0.0	50.0	7.1
	現業員	384	197	180	118	11	7	897	16.3	28.7	7.7	25.0	1.2
割合	査察指導員	N=897	74.0	4.2	5.6	6.0	7.2	2.9	100.0				
	現業員	N=897	42.8	22.0	20.1	13.2	1.2	0.8	100.0				

3)生活保護受給中に居所不明となった事案の発生状況

(1)今年度上半期において保護停止となった全ての事案の件数〔福祉事務所票 問3(1)〕

今年度上半期において保護停止となった全ての事案の件数は、10～29件の割合が最も高く、20.4%であり、平均13.7件であった。

図表 24 今年度上半期において保護停止となった全ての事案の件数

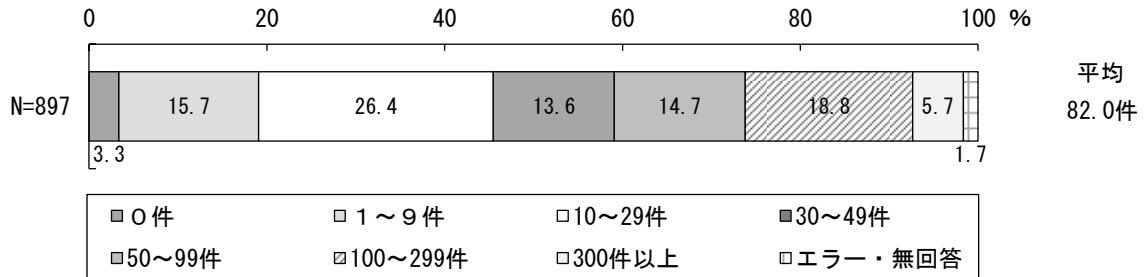


	件数	割合 N=897
0件	146	16.3
1～2件	181	20.2
3～5件	146	16.3
6～9件	105	11.7
10～29件	183	20.4
30～49件	64	7.1
50件以上	50	5.6
無回答	22	2.5
全 体	897	100.0
平均(件)	13.7	
0を除く平均(件)	16.5	
中央(件)	4.0	
0を除く中央(件)	7.0	
最大(件)	499	

(2)今年度上半期において保護廃止となった全ての事案の件数〔福祉事務所票 問3(2)〕

今年度上半期において保護廃止となった全ての事案の件数は、10～29件の割合が最も高く、26.4%であり、平均82.0件であった。

図表 25 今年度上半期において保護廃止となった全ての事案の件数

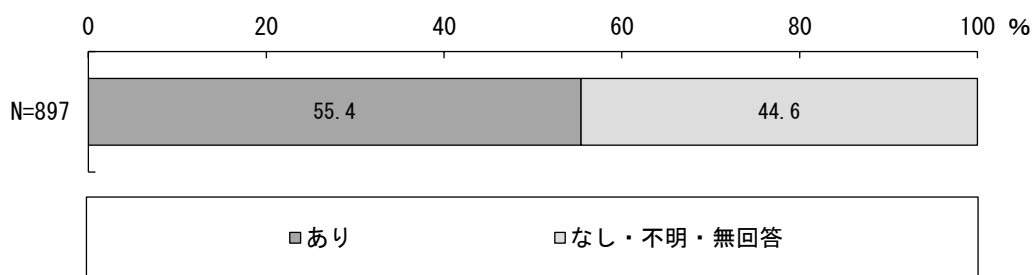


	件数	割合 N=897
0件	30	3.3
1～9件	141	15.7
10～29件	237	26.4
30～49件	122	13.6
50～99件	132	14.7
100～299件	169	18.8
300件以上	51	5.7
エラー・無回答	15	1.7
全 体	897	100.0
平均(件)	82.0	
0を除く平均(件)	84.9	
中央(件)	34.0	
0を除く中央(件)	36.0	
最大(件)	1,915	

(3) 令和3年度中における、調査等によって居所が判明した事案若しくは居所不明と判定できずにいる事案、または、今年度上半期における、居所不明を理由として停廃止に至った事案についての経験の有無〔福祉事務所票 問4(1)問5問6(1)〕

令和3年度中における、調査等によって居所が判明した事案若しくは居所不明と判定できずにいる事案、または、今年度上半期における、居所不明を理由として停廃止に至った事案のうち、いずれか一つでも経験したことがある福祉事務所の割合は、55.4%であり、半数以上に及んだ。

図表 26 令和3年度中における、調査等によって居所が判明した事案若しくは居所不明と判定できずにいる事案、または、今年度上半期における、居所不明を理由として停廃止に至った事案についての経験の有無

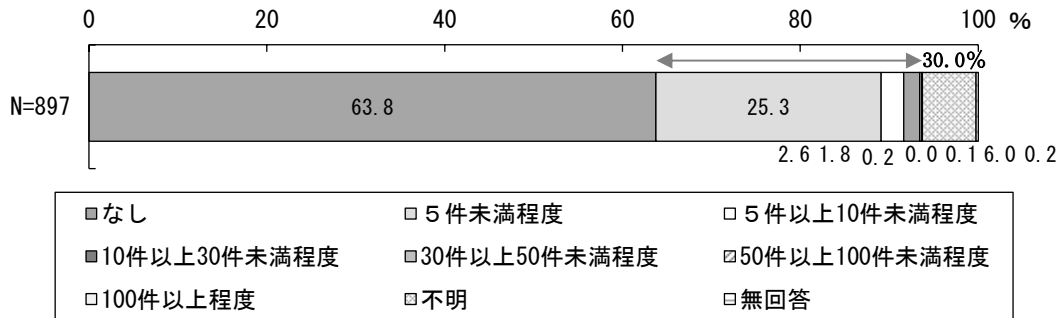


	件数	割合 N=897
あり	497	55.4
なし・不明・無回答	400	44.6
全 体	897	100.0

(4)令和3年度において、居所不明の疑いがあったが、調査等によって居所が判明した事案の数〔福祉事務所票 問4(1)〕

令和3年度において、居所不明の疑いがあったが、調査等によって居所が判明した事案について、当該事案が発生したことがある福祉事務所は30.0%であった。

図表 27 令和3年度において、居所不明の疑いがあったが、調査等によって居所が判明した事案の数

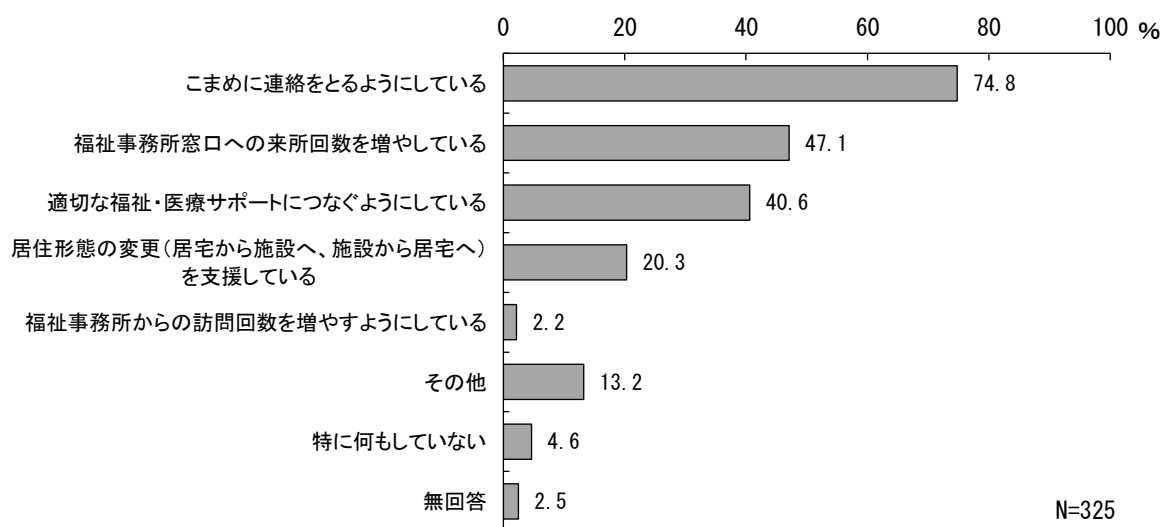


	件数	割合 N=897
なし	572	63.8
5件未満程度	227	25.3
5件以上10件未満程度	23	2.6
10件以上30件未満程度	16	1.8
30件以上50件未満程度	2	0.2
50件以上100件未満程度	0	0.0
100件以上程度	1	0.1
不明	54	6.0
無回答	2	0.2
全 体	897	100.0

(5) 令和3年度において、居所不明の疑いがあったが、調査等によって居所が判明した事案における、その後の被保護者への対応(複数回答)【福祉事務所票 問4(2)】

令和3年度において、居所不明の疑いがあったが、調査等によって居所が判明した事案における、その後の被保護者への対応は、「こまめに連絡をとるようにしている」の割合が最も高く、74.8%であった。次に「福祉事務所窓口への来所回数を増やしている」の割合が高く、47.1%であった。

図表 28 居所不明の疑いがあったが、調査等によって居所が判明した事案における、その後の被保護者への対応
【令和3年度において、居所不明の疑いがあったが、調査等によって居所が判明した事案がある福祉事務所のみ】

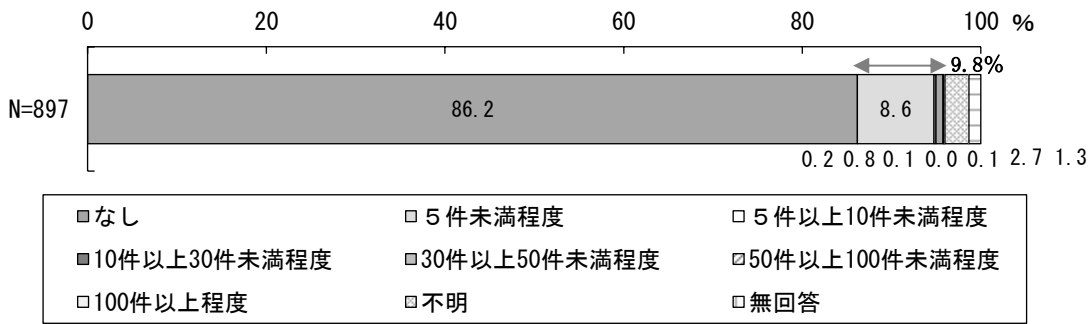


	件数	割合 N=325
こまめに連絡をとるようにしている	243	74.8
福祉事務所窓口への来所回数を増やしている	153	47.1
適切な福祉・医療サポートにつなぐようにしている	132	40.6
居住形態の変更(居宅から施設へ、施設から居宅へ)を支援している	66	20.3
福祉事務所からの訪問回数を増やすようにしている	7	2.2
その他	43	13.2
特に何もしていない	15	4.6
無回答	8	2.5
全 体	667	—

(6)令和3年度において、居所不明の疑いが生じ、被保護者の居所が引き続き不明であるものの、居所不明と判定ができずにいる事案の数〔福祉事務所票 問5〕

令和3年度において、居所不明の疑いが生じ、被保護者の居所が引き続き不明であるものの、居所不明と判定ができずにいる事案について、当該事案が発生したことがある福祉事務所は9.8%であった。

図表 29 令和3年度において、居所不明の疑いが生じ、被保護者の居所が引き続き不明であるものの、居所不明と判定ができずにいる事案の数

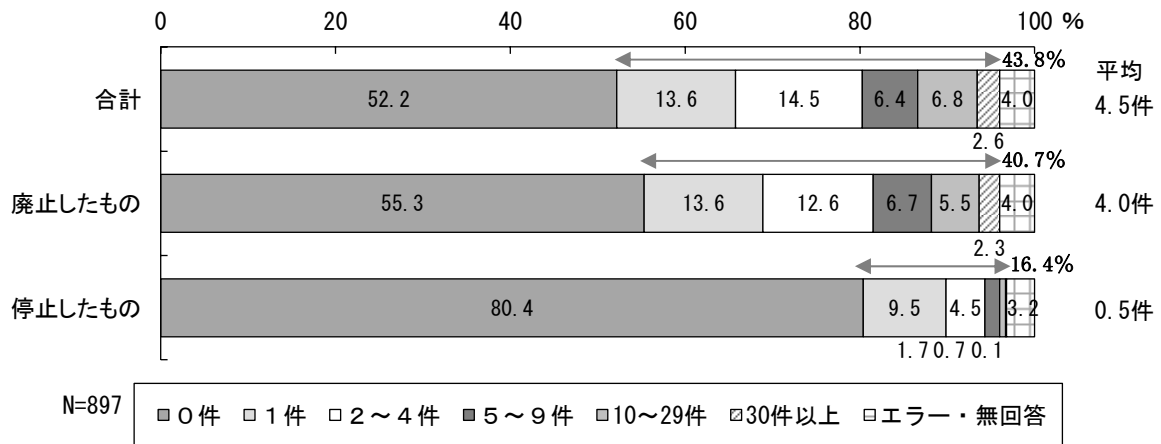


	件数	割合 N=897
なし	773	86.2
5件未満程度	77	8.6
5件以上10件未満程度	2	0.2
10件以上30件未満程度	7	0.8
30件以上50件未満程度	1	0.1
50件以上100件未満程度	0	0.0
100件以上程度	1	0.1
不明	24	2.7
無回答	12	1.3
全 体	897	100.0

(7)今年度上半期において、居所不明だと判定して停廃止に至った事案(停廃止後に居所が明らかになった事案を含む)の数〔福祉事務所票 問6(1)〕

今年度上半期において、居所不明だと判定して停廃止に至った事案（停廃止後に居所が明らかになった事案を含む）について、当該事案が発生したことがある福祉事務所は43.8%であった。また、当該事案の数は平均4.5件（0を除く平均は9.9件）であった。

図表 30 今年度上半期において、居所不明だと判定して停廃止に至った事案
(停廃止後に居所が明らかになった事案を含む)の数



今年度上半期（4月～9月）で停廃止した事案件数	件数			割合		
	合計	廃止したもの	停止したもの	合計 N=897	廃止したもの N=897	停止したもの N=897
0件	468	496	721	52.2	55.3	80.4
1件	122	122	85	13.6	13.6	9.5
2～4件	130	113	40	14.5	12.6	4.5
5～9件	57	60	15	6.4	6.7	1.7
10～29件	61	49	6	6.8	5.5	0.7
30件以上	23	21	1	2.6	2.3	0.1
エラー・無回答	36	36	29	4.0	4.0	3.2
全 体	897	897	897	100.0	100.0	100.0
平均(件)	4.5	4.0	0.5			
0を除く平均(件)	9.9	9.5	3.0			
中央(件)	0.0	0.0	0.0			
0を除く中央(件)	3.0	3.0	1.0			
最大(件)	396	391	34			

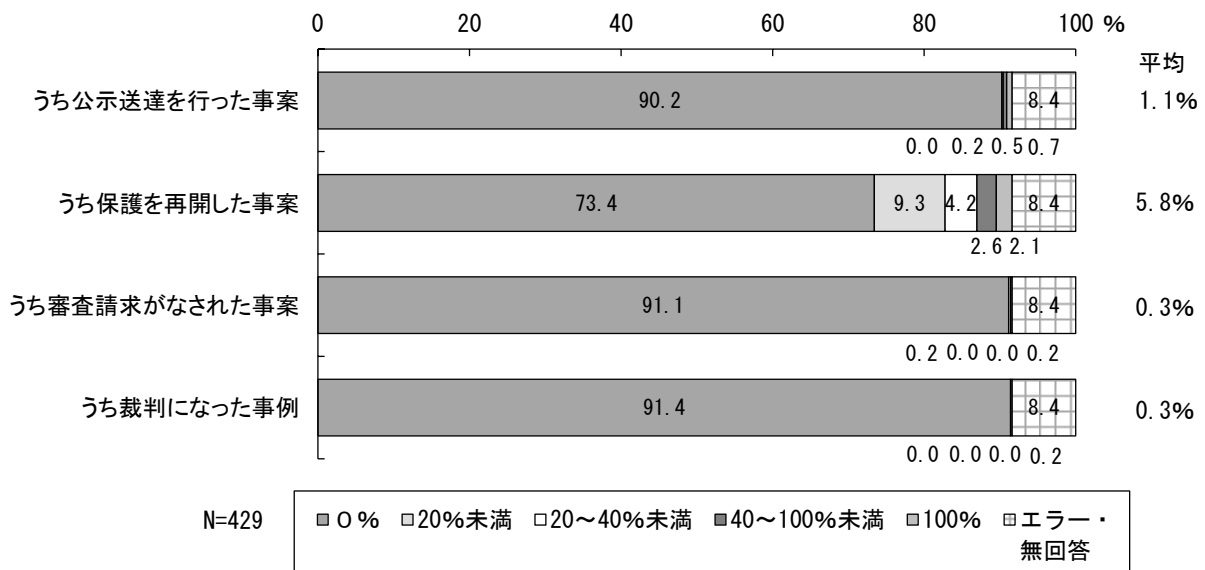
※ 上記集計表における「1件」、「2～4件」、「5～9件」、「10～29件」及び「30件以上」の割合を合計した割合と、本文中における「当該事案が発生したことがある福祉事務所」の割合は一致しないが、これは、集計表の各割合を、表記上、小数点第一位までの表示とし、小数点第二位を四捨五入して表記したことによるものであり、誤りではない。グラフ中の「停止したもの」についても同様である。

(8)今年度上半期において、居所不明だと判定して停廃止に至った事案の合計数に対する、公示送達実施事案、保護再開事案、審査請求事案及び裁判になった事案の割合〔福祉事務所票 問6(1)〕

今年度上半期において、居所不明だと判定して停廃止に至った事案が発生している福祉事務所のうち、公示送達を行った福祉事務所は 1.4%であり、90.2%の福祉事務所では公示送達を行っていない。

また、今年度上半期において、居所不明だと判定して停廃止に至った事案が発生している福祉事務所のうち、裁判になった事例がある福祉事務所の割合は 0.2%（1福祉事務所のみ）であった。

図表 31 今年度上半期において、居所不明だと判定して停廃止に至った事案の合計数に対する各事案の割合
【今年度上半期において、居所不明を理由とする停廃止事案がある福祉事務所のみ】

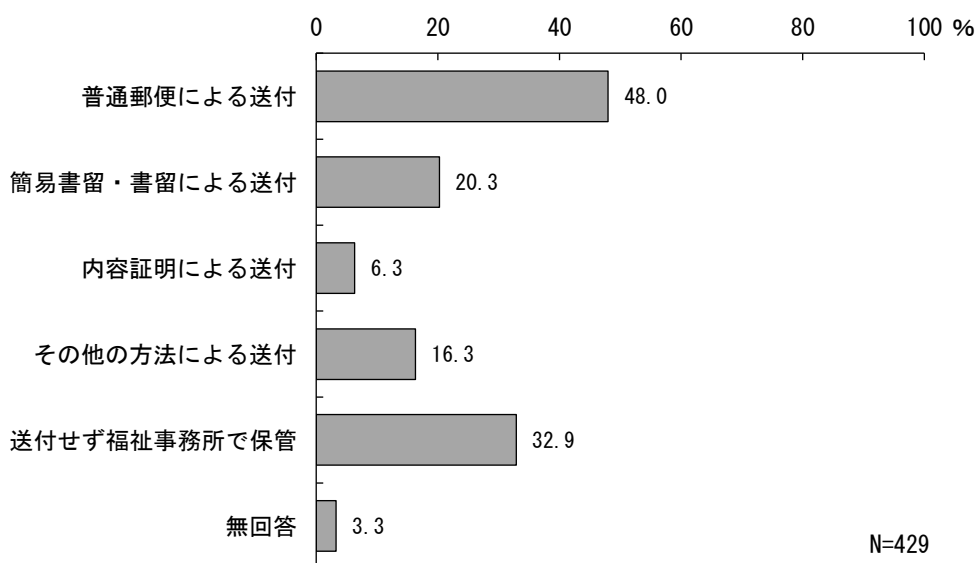


4)生活保護受給中に居所不明となった事案に対する福祉事務所の対応方針

(1)被保護者が居所不明だと判定した場合における停廃止決定通知書について、公示送達以外の送付方法(複数回答)[福祉事務所票 問6(2)]

被保護者が居所不明だと判定した場合における、停廃止決定通知書の公示送達以外の送付方法は、「普通郵便による送付」の割合が最も高く、48.0%であった。次に「送付せず福祉事務所で保管」の割合が高く、32.9%であった。

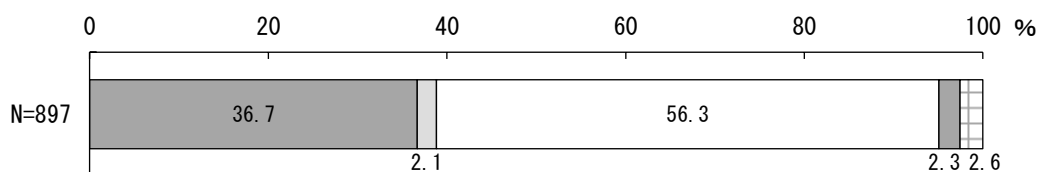
図表 32 被保護者が居所不明だと判定した場合における、
停廃止決定通知書の公示送達以外の送付方法
【今年度上半期において、居所不明を理由とする停廃止事案がある福祉事務所のみ】



(2)被保護者に居所不明の疑いが生じた場合の窓口支給への切替〔福祉事務所票 問7(1)〕

被保護者に居所不明の疑いが生じた場合の窓口支給への切替の状況は、「事案に応じて判断することとしている」の割合が最も高く、56.3%であった。次に「原則窓口支給に切り替えることとしている」の割合が高く、36.7%であった。

図表 33 被保護者に居所不明の疑いが生じた場合の窓口支給への切替



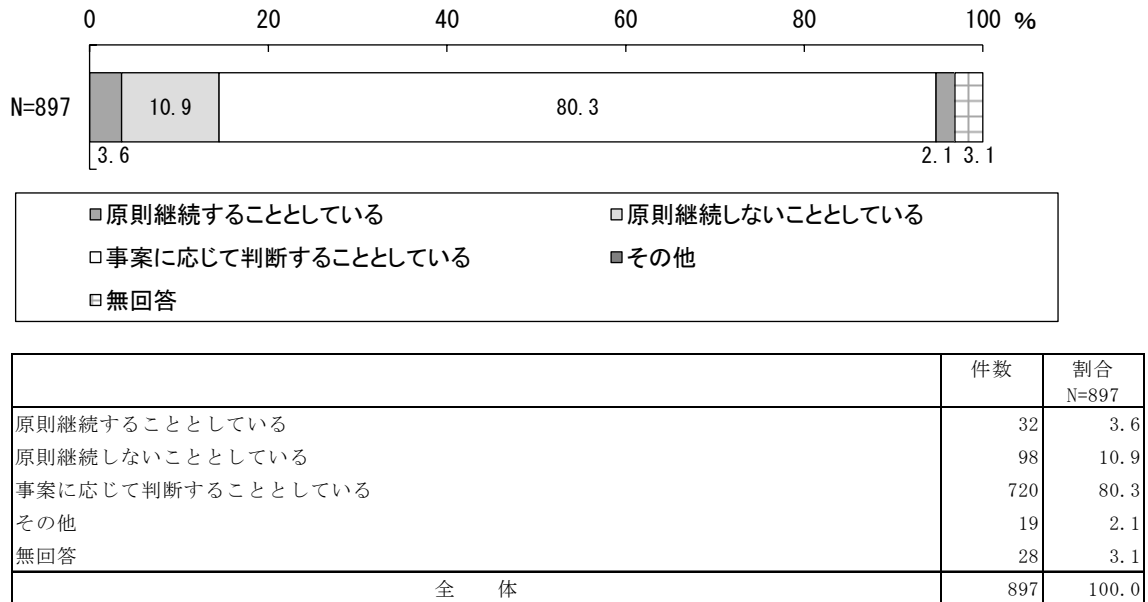
- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| □ 原則窓口支給に切り替えることとしている | □ 原則窓口支給には切り替えないこととしている |
| □ 事案に応じて判断することとしている | ■ その他 |
| □ 無回答 | |

	件数	割合 N=897
原則窓口支給に切り替えることとしている	329	36.7
原則窓口支給には切り替えないこととしている	19	2.1
事案に応じて判断することとしている	505	56.3
その他	21	2.3
無回答	23	2.6
全 体	897	100.0

(3) 調査によって被保護者の居所が判明した場合の窓口支給の継続〔福祉事務所票 問7(2)〕

調査によって被保護者の居所が判明した場合の窓口支給の継続状況は、「事案に応じて判断することとしている」の割合が最も高く、80.3%であった。次に「原則継続しないこととしている」の割合が高く、10.9%であった。

図表 34 調査によって被保護者の居所が判明した場合の窓口支給の継続

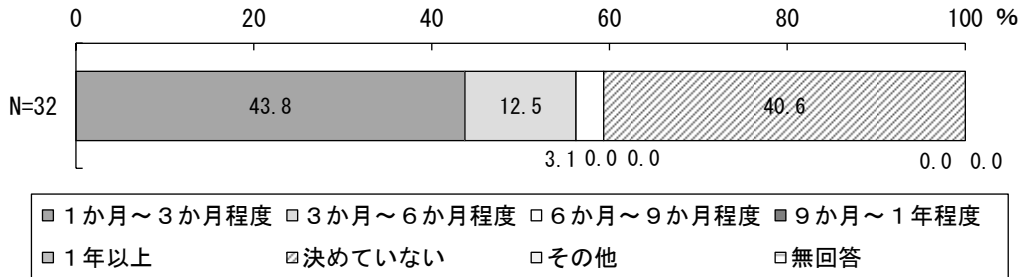


(4) 窓口支給の継続期間の程度〔福祉事務所票 問7(2)SQ〕

窓口支給の継続期間の程度は、「1か月～3か月程度」の割合が最も高く、43.8%であった。次に「決めていない」の割合が高く、40.6%であった。

図表 35 窓口支給の継続期間の程度

【調査によって被保護者の居所が判明した場合に窓口支給を原則継続する福祉事務所のみ】

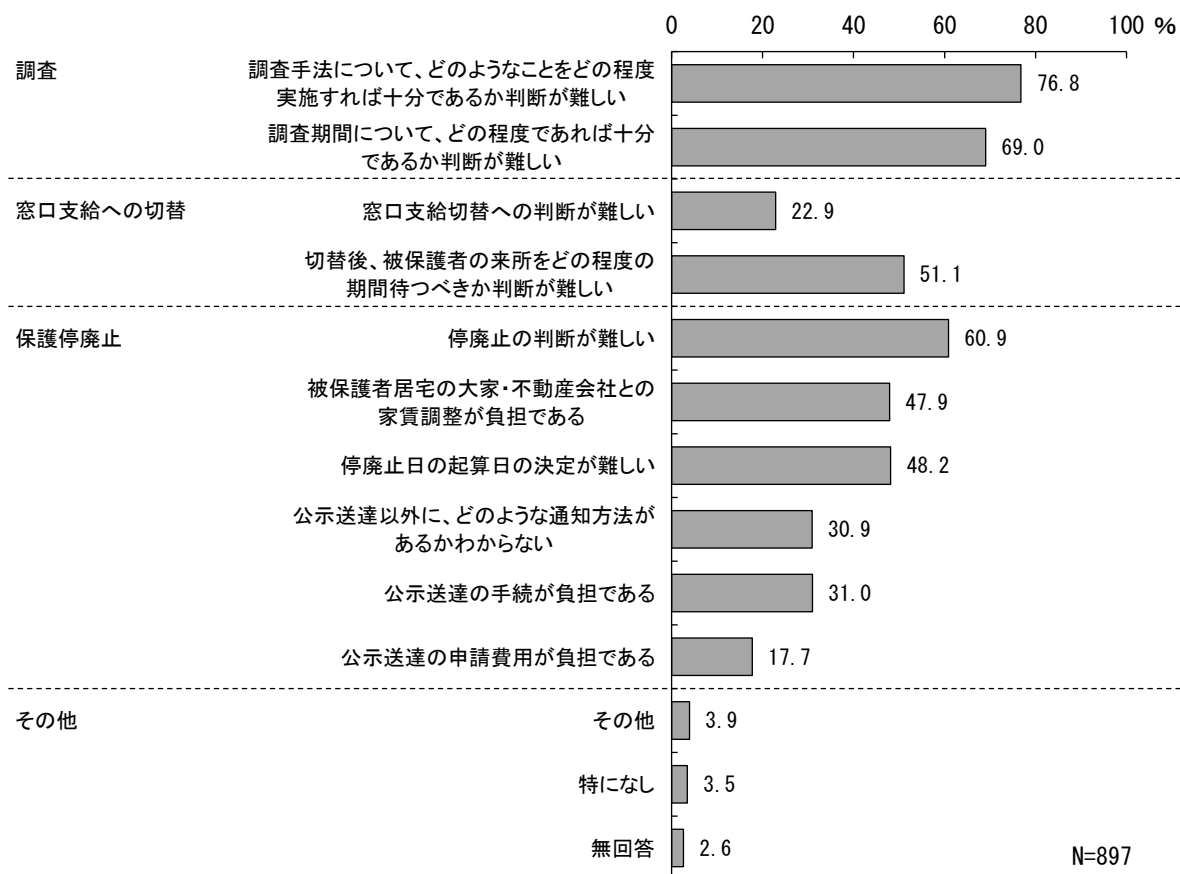


	件数	割合 N=32
1か月～3か月程度	14	43.8
3か月～6か月程度	4	12.5
6か月～9か月程度	1	3.1
9か月～1年程度	0	0.0
1年以上	0	0.0
決めていない	13	40.6
その他	0	0.0
無回答	0	0.0
全 体	32	100.0

(5)被保護者が居所不明となった場合の課題等(複数回答)[福祉事務所票 問8]

被保護者が居所不明となった場合の課題等は、「調査手法について、どのようなことをどの程度実施すれば十分であるか判断が難しい」が76.8%、「調査期間について、どの程度であれば十分であるか判断が難しい」が69.0%と、調査に関する課題があると回答した福祉事務所が多かった。

図表 36 被保護者が居所不明となった場合の課題等

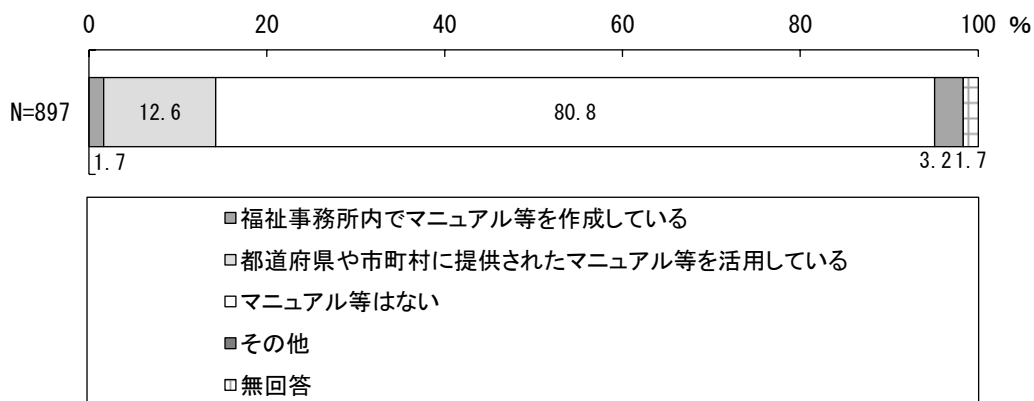


		件数	割合 N=897
調査	調査手法について、どのようなことをどの程度実施すれば十分であるか判断が難しい	689	76.8
	調査期間について、どの程度であれば十分であるか判断が難しい	619	69.0
窓口支給への切替	窓口支給切替への判断が難しい	205	22.9
	切替後、被保護者の来所をどの程度の期間待つべきか判断が難しい	458	51.1
保護廃止	廃止の判断が難しい	546	60.9
	被保護者居宅の大家・不動産会社との家賃調整が負担である	430	47.9
	廃止日の起算日の決定が難しい	432	48.2
	公示送達以外に、どのような通知方法があるかわからない	277	30.9
	公示送達の手続が負担である	278	31.0
	公示送達の申請費用が負担である	159	17.7
その他	その他	35	3.9
	特になし	31	3.5
無回答		23	2.6
全 体		4,182	—

(6)被保護者が居所不明となっている疑いが生じた場合や、被保護者が居所不明であると判定した場合における対応マニュアル等の内部ルールの有無〔福祉事務所票 問9〕

被保護者が居所不明となっている疑いが生じた場合や、被保護者が居所不明であると判定した場合における対応マニュアル等の内部ルールの有無については、「マニュアル等はない」の割合が最も高く、80.8%であった。次に「都道府県や市町村に提供されたマニュアル等を活用している」の割合が高く、12.6%であった。

図表 37 被保護者が居所不明となっている疑いが生じた場合や、被保護者が居所不明であると判定した場合における対応マニュアル等の内部ルールの有無



	件数	割合 N=897
福祉事務所でマニュアル等を作成している	15	1.7
都道府県や市町村に提供されたマニュアル等を活用している	113	12.6
マニュアル等はない	725	80.8
その他	29	3.2
無回答	15	1.7
全 体	897	100.0

5)調査等によって居所が判明した事案の数〔クロス集計〕

(1)管内人口に対する保護受給者数の割合/保護受給世帯数の割合別 調査等によって居所が判明した事案の有無〔福祉事務所票 問1(4)×福祉事務所票 問4(1)〕

管内人口に対する保護受給者数の割合/保護受給世帯数の割合別に調査等によって居所が判明した事案の有無を見ると、管内人口に対する保護受給者数の割合が高い福祉事務所ほど、当該事案を経験している割合が高かった。管内人口に対する保護受給世帯数の割合についても、類似の傾向が見られた。

図表 38 管内人口に対する保護受給者数の割合/保護受給世帯数の割合別
調査等によって居所が判明した事案の有無

		全体	あり	なし	不明・ 無回答
全 体		897	269	572	56
		100.0	30.0	63.8	6.2
管内人口に対する 保護受給者数の割合	0.5%未満	145	14.5	85.5	0.0
	0.5～1.0%未満	280	26.8	71.1	2.1
	1.0～1.5%未満	184	33.2	59.8	7.1
	1.5～2.0%未満	110	34.5	52.7	12.7
	2.0～3.0%未満	99	38.4	52.5	9.1
	3.0%以上	71	45.1	39.4	15.5
	無回答	8	50.0	12.5	37.5
管内人口に対する 保護受給世帯数の 割合	1.0%未満	150	15.3	84.0	0.7
	1.0～2.0%未満	316	28.2	69.9	1.9
	2.0～3.0%未満	206	34.0	57.3	8.7
	3.0～4.0%未満	98	28.6	58.2	13.3
	4.0～5.0%未満	64	39.1	53.1	7.8
	5.0%以上	53	54.7	26.4	18.9
	エラー・無回答	10	50.0	20.0	30.0

(2)地域別 調査等によって居所が判明した事案の有無〔福祉事務所の所在地・福祉事務所票 問1(3)〕

①×福祉事務所票 問4(1)〕

都市圏別に調査等によって居所が判明した事案の有無を見ると、当該事案がある福祉事務所の割合は、三大都市圏（首都圏、中部圏及び近畿圏）ではその他の地域より高かった。同じく、都市規模別に調査等によって居所が判明した事案の有無を見ると、当該事案がある福祉事務所の割合は、政令指定都市・特別区ではその他の地域より高かった。

また、人口規模別に調査等によって居所が判明した事案の有無を見ると、人口規模が 10 万人を超える福祉事務所における、当該事案がある福祉事務所の割合は、全体における、当該事案がある福祉事務所の割合（30.0%）よりも高かった。

図表 39 地域別 調査等によって居所が判明した事案の有無

		全体	あり	なし	不明・ 無回答
全 体		897	269	572	56
		100.0	30.0	63.8	6.2
都市圏	首都圏	161	37.3	45.3	17.4
	中部圏	83	36.1	59.0	4.8
	近畿圏	129	34.1	57.4	8.5
	その他	524	25.8	71.8	2.5
都市規模	政令指定都市・特別区	181	53.6	32.6	13.8
	その他	716	24.0	71.6	4.3
人口規模	～50,000人	334	14.4	85.3	0.3
	50,001～100,000人	243	28.4	68.7	2.9
	100,001～200,000人	186	48.9	44.1	7.0
	200,001～300,000人	73	41.1	35.6	23.3
	300,001人以上	53	50.9	20.8	28.3
	無回答	8	50.0	12.5	37.5

(3)窓口支給の切替方針別 調査等によって居所が判明した事案の有無〔福祉事務所票 問7(1)×福祉事務所票 問4(1)〕

窓口支給の切替方針別に調査等によって居所が判明した事案の有無を見ると、当該事案がある福祉事務所の割合は、「原則窓口支給に切り替えることとしている」福祉事務所では36.5%、「原則窓口支給には切り替えないこととしている」福祉事務所では42.1%、「事案に応じて判断することとしている」福祉事務所では27.1%であった。

図表 40 窓口支給の切替方針別 調査等によって居所が判明した事案の有無

		全体	あり	なし	不明・無回答
全体		897	30.0	63.8	6.2
窓口支給の切替方針	原則窓口支給に切り替えることとしている	329	36.5	55.3	8.2
	原則窓口支給には切り替えないこととしている	19	42.1	57.9	0.0
	事案に応じて判断することとしている	505	27.1	67.3	5.5
	その他	21	19.0	76.2	4.8
	無回答	23	0.0	100.0	0.0

6) 居所不明のため廃止された事案の数〔クロス集計〕

(1) 管内人口に対する保護受給者数の割合/保護受給世帯数の割合別 居所不明のため廃止された事案の数〔福祉事務所票 問1(4)×福祉事務所票 問6(1)〕

管内人口に対する保護受給者数の割合別に居所不明のため廃止された事案の数を見ると、管内人口に対する保護受給者数の割合が高くなると、平均件数も高くなった。また、管内人口に対する保護受給者数の割合が1.5%以上の福祉事務所では、平均件数が全体の平均件数（4.5件）を上回った。

また、管内人口に対する保護受給世帯数の割合別に居所不明のため廃止された事案の数を見ると、管内人口に対する保護受給世帯数の割合が3.0%以上の福祉事務所では、平均件数が全体の平均件数（4.5件）を上回った。特に、管内人口に対する保護受給世帯数の割合が「3.0%～4.0%未満」と「5.0%以上」の福祉事務所では、平均件数がそれぞれ10.6件及び22.8件と高かった。

図表 41 管内人口に対する保護受給者数の割合/保護受給世帯数の割合別
居所不明のため廃止された事案の数

		全体	0件	1～4件	5件以上	無回答	平均 (件)
全 体		897	468	252	141	36	4.5
		100.0	52.2	28.1	15.7	4.0	
管内人口に対する 保護受給者数の割合	0.5%未満	145	75.9	15.2	1.4	7.6	0.3
	0.5～1.0%未満	280	65.0	24.3	6.8	3.9	1.5
	1.0～1.5%未満	184	45.1	38.0	14.1	2.7	2.5
	1.5～2.0%未満	110	30.9	40.9	26.4	1.8	5.2
	2.0～3.0%未満	99	40.4	26.3	29.3	4.0	11.3
	3.0%以上	71	26.8	23.9	45.1	4.2	19.1
	無回答	8	0.0	50.0	50.0	0.0	7.4
管内人口に対する 保護受給世帯数の 割合	1.0%未満	150	75.3	14.7	2.0	8.0	0.4
	1.0～2.0%未満	316	62.0	26.6	7.9	3.5	1.8
	2.0～3.0%未満	206	39.8	39.3	19.4	1.5	3.6
	3.0～4.0%未満	98	39.8	30.6	25.5	4.1	10.6
	4.0～5.0%未満	64	37.5	25.0	32.8	4.7	5.8
	5.0%以上	53	24.5	28.3	43.4	3.8	22.8
	エラー・無回答	10	10.0	40.0	40.0	10.0	5.6

(2)地域別 居所不明のため廃止された事案の数〔福祉事務所の所在地・福祉事務所票 問1(3)①
×福祉事務所票 問6(1)〕

都市圏別に居所不明のため廃止された事案の数を見ると、当該事案の平均件数は、三大都市圏（首都圏、中部圏及び近畿圏）ではその他の地域より高かった。同じく、都市規模別に居所不明のため廃止された事案の数を見ると、当該事案の平均件数は、政令指定都市・特別区ではその他の地域より高かった。

また、人口規模別に居所不明のため廃止された事案の数を見ると、人口規模が 10 万人を超える福祉事務所における当該事案の平均件数は、全体の平均件数（4.5 件）を上回った。特に、人口規模が 30 万人を超える福祉事務所では、平均件数が 20.4 件と高かった。

図表 42 地域別 居所不明のため廃止された事案の数

		全体	0 件	1～4 件	5 件以上	無回答	平均 (件)
全 体		897	468	252	141	36	4.5
		100.0	52.2	28.1	15.7	4.0	
都市圏	首都圏	161	19.3	34.8	44.7	1.2	14.3
	中部圏	83	37.3	32.5	26.5	3.6	6.4
	近畿圏	129	48.1	28.7	20.2	3.1	5.6
	その他	524	65.6	25.2	4.0	5.2	0.8
都市規模	政令指定都市・特別区	181	14.9	34.3	49.7	1.1	15.8
	その他	716	61.6	26.5	7.1	4.7	1.6
人口規模	～50,000人	334	81.7	11.7	0.3	6.3	0.2
	50,001～100,000人	243	54.3	34.6	7.8	3.3	1.9
	100,001～200,000人	186	28.0	38.7	29.6	3.8	8.6
	200,001～300,000人	73	9.6	52.1	38.4	0.0	9.6
	300,001人以上	53	7.5	28.3	64.2	0.0	20.4
	無回答	8	0.0	50.0	50.0	0.0	7.4

7)被保護者が居所不明となった場合の課題〔クロス集計〕

(1)公示送達実施有無別 被保護者が居所不明となった場合の課題〔福祉事務所票 問6(1)×福祉事務所票 問8〕

公示送達の実施有無別に、被保護者が居所不明となった場合の課題のうち、調査に係る課題について見ると、「調査手法について、どのようなことをどの程度実施すれば十分であるか判断が難しい」について該当ありと回答した福祉事務所は、公示送達を実施している福祉事務所の方が、公示送達を実施していない福祉事務所よりも、割合が高かった。一方で、「調査期間について、どの程度であれば十分であるか判断が難しい」及び「窓口支給切替への判断が難しい」について該当ありと回答した福祉事務所は、公示送達を実施している福祉事務所の方が、公示送達を実施していない福祉事務所よりも、割合が低かった。

また、公示送達の実施有無別に、被保護者が居所不明となった場合の課題のうち、公示送達に係る課題について見ると、「公示送達以外に、どのような通知方法があるかわからない」について該当ありと回答した福祉事務所は、公示送達を実施している福祉事務所の方が、公示送達を実施していない福祉事務所よりも、割合が高かった。「公示送達の手続が負担である」及び「公示送達の申請費用が負担である」についても同様であった。

図表 43 公示送達実施有無別 被保護者が居所不明となった場合の課題

	全体	調査手法について、どのようなことをどの程度実施すれば十分であるか判断が難しい		調査期間について、どの程度であれば十分であるか判断が難しい		窓口支給切替への判断が難しい		切替後、被保護者の来所をどの程度の期間待つべきか判断が難しい		廃止の判断が難しい		
		あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	
全 体	897	689	208	619	278	205	692	458	439	546	351	
		76.8	23.2	69.0	31.0	22.9	77.1	51.1	48.9	60.9	39.1	
公示送達実施状況	有り	6	100.0	0.0	33.3	66.7	0.0	100.0	66.7	33.3	50.0	50.0
	無し	855	76.6	23.4	69.4	30.6	22.7	77.3	51.2	48.8	61.3	38.7
	エラー・無回答	36	77.8	22.2	66.7	33.3	30.6	69.4	44.4	55.6	52.8	47.2

	全体	被保護者居宅の大家・不動産会社との家賃調整が負担である		廃止日の起算日の決定が難しい		公示送達以外に、どのような通知方法があるかわからない		公示送達の手続が負担である		公示送達の申請費用が負担である		その他		
		あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	
全 体	897	430	467	432	465	277	620	278	619	159	738	35	862	
		47.9	52.1	48.2	51.8	30.9	69.1	31.0	69.0	17.7	82.3	3.9	96.1	
公示送達実施状況	有り	6	66.7	33.3	50.0	50.0	66.7	33.3	50.0	50.0	33.3	66.7	0.0	100.0
	無し	855	47.8	52.2	48.0	52.0	30.8	69.2	31.0	69.0	17.4	82.6	4.1	95.9
	エラー・無回答	36	47.2	52.8	52.8	47.2	27.8	72.2	27.8	72.2	22.2	77.8	0.0	100.0

2. 個別事案票について

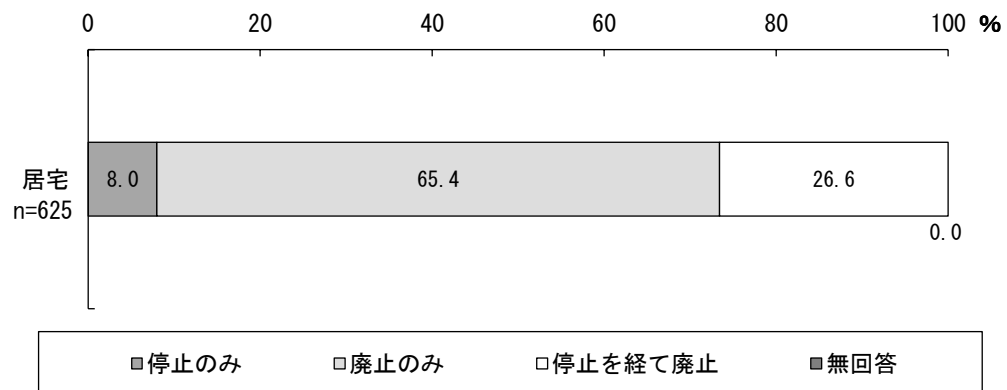
1) 居所不明を理由として保護停廃止に至った事案の停廃止状況

(1) 保護停廃止状況〔個別事案票 問1(1)〕

保護停廃止状況は、居宅では「廃止のみ」の割合が最も高く、65.4%であった。

また、サンプル数の都合からグラフに掲載はないものの、居宅以外でも「廃止のみ」の割合が最も高く、83.3%であった。

図表 44 保護停廃止状況

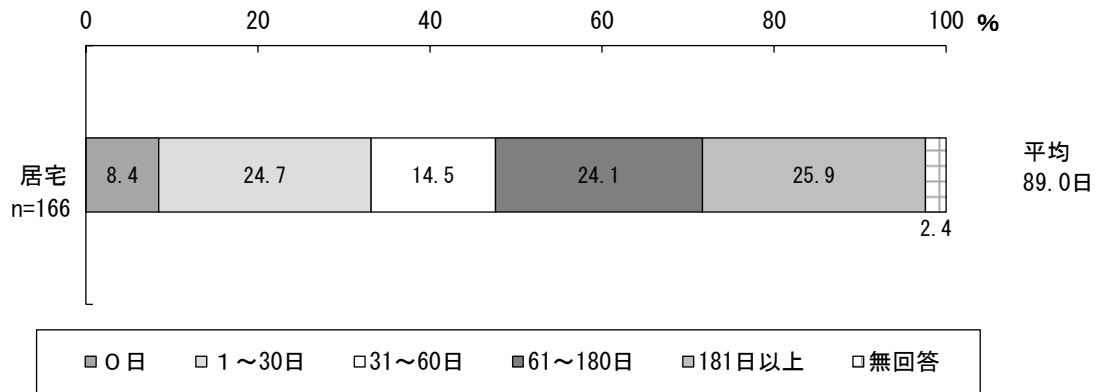


(2)停止日から廃止日までの日数〔個別事案票 問1(2)(3)〕

居宅の、停止日から廃止日までの平均日数は 89.0 日で、中央日数は 61.0 日であった。

また、サンプル数の都合からグラフに掲載はないものの、居宅以外の、停止日から廃止日までの平均日数は 25.7 日で、中央日数は 14.0 日であった。

図表 45 停止日から廃止日までの日数
【居所不明を理由として、保護を「停止を経て廃止」した事案のみ】

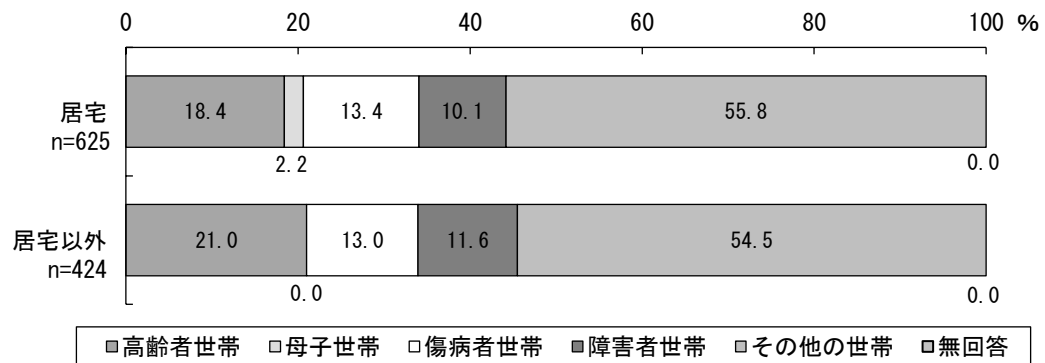


2)居所不明を理由として保護廃止に至った事案の被保護者像

(1)世帯構成〔個別事案票 問2(1)〕

世帯構成は居宅、居宅以外のいずれにおいても「その他の世帯」の割合が高く、それぞれ55.8%、54.5%であった。

図表 46 世帯構成



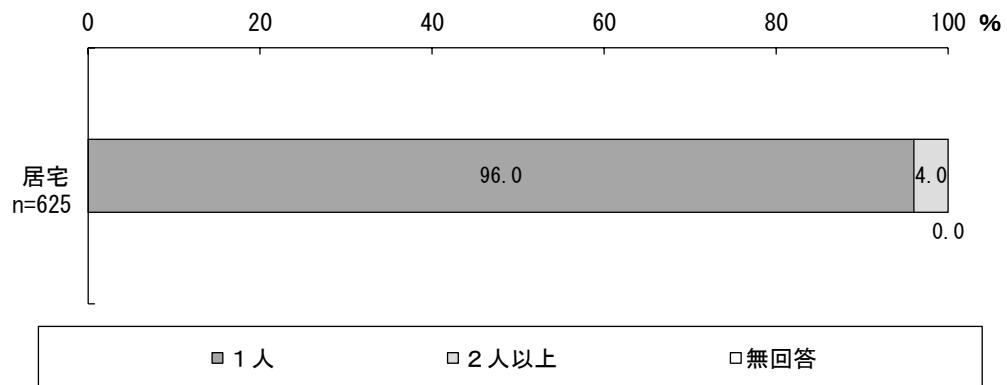
(2)世帯人数[個別事案票 問2(2)]

世帯人数は、居宅では「1人」の割合が最も高く、96.0%であった。

また、サンプル数の都合からグラフに掲載はないものの、居宅以外でも「1人」の割合が最も高く、9割を超えた。

※ アンケート調査においては、選択肢「2人」、「3人」及び「4人以上」を設けていたものの、サンプル数を踏まえて統合し、「2人以上」としている。

図表 47 世帯人数

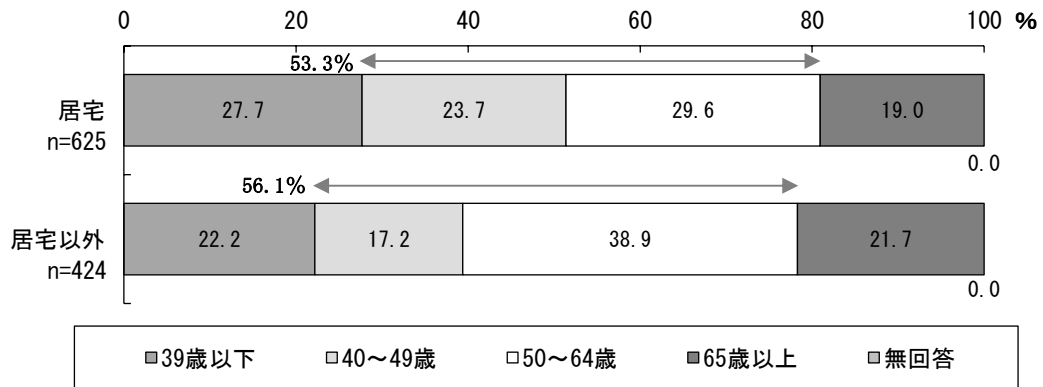


(3)年齢[個別事案票 問2(3)]

年齢は居宅、居宅以外のいずれにおいても 50～64 歳の割合が高く、それぞれ 29.6%、38.9%であった。

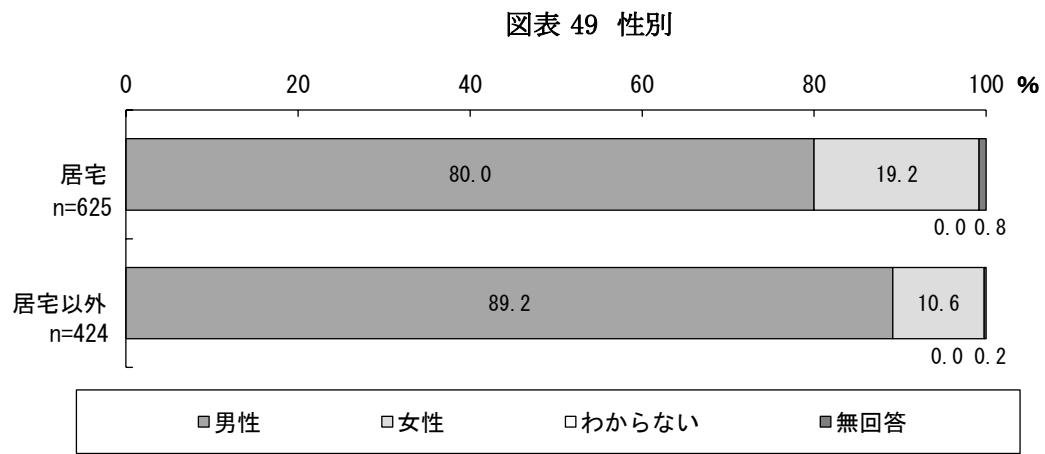
また、居宅、居宅以外のいずれにおいても 40～49 歳及び 50～64 歳の割合の合計が 5 割を超え、それぞれ 53.3%、56.1%であった。

図表 48 年齢



(4)性別〔個別事案票 問2(4)〕

性別は居宅、居宅以外のいずれにおいても「男性」の割合が最も高く、それぞれ 80.0%、89.2%であった。



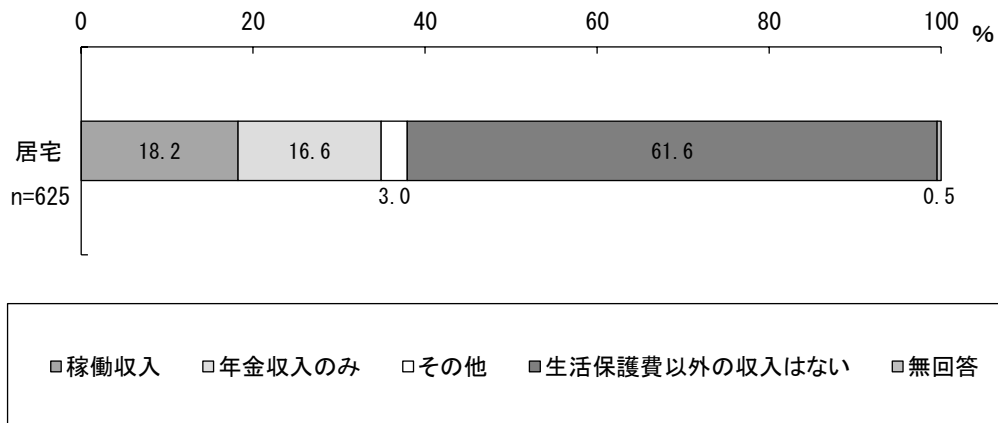
(5)生活保護費以外の世帯収入の有無〔個別事案票 問2(5)〕

生活保護費以外の世帯収入の有無は、居宅では「生活保護費以外の収入はない」の割合が最も高く、61.6%であるのに対し、「稼働収入」がある割合は18.2%であった。

また、サンプル数の都合からグラフに掲載はないものの、居宅以外でも「生活保護費以外の収入はない」の割合が最も高く、75.2%であるのに対し、「稼働収入」がある割合は9.7%であった。

※ アンケート調査においては、選択肢「各種手当」及び「養育費（各種手当を除く）」を設けていたものの、サンプル数を踏まえて、「その他」と統合している。

図表 50 生活保護費以外の世帯収入の有無



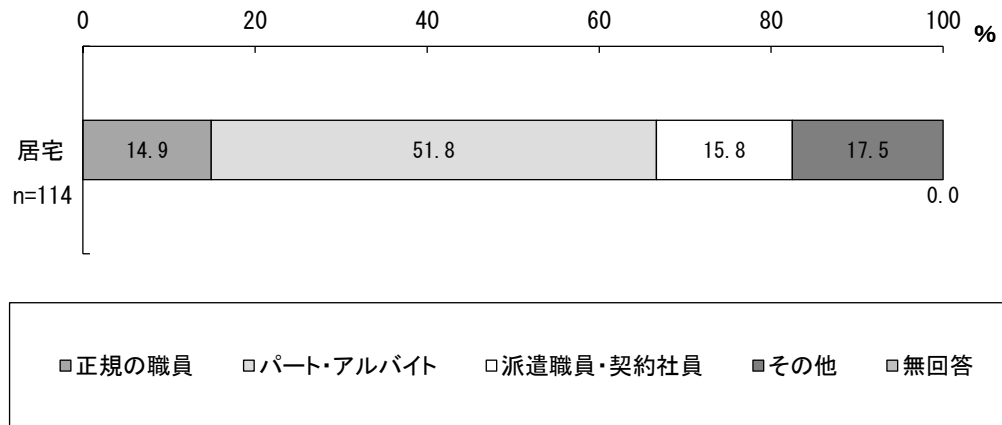
(6)雇用形態【個別事案票 問2(5)SQ1】

雇用形態は、居宅では「パート・アルバイト」の割合が最も高く、51.8%であった。

また、サンプル数の都合からグラフに掲載はないものの、居宅以外でも「パート・アルバイト」の割合が最も高く、48.8%であった。

※ アンケート調査においては、選択肢「派遣職員」及び「契約社員」を別途設けていたものの、サンプル数を踏まえて統合し、「派遣職員・契約社員」としている。

図表 51 雇用形態
【稼働収入がある被保護世帯のみ】

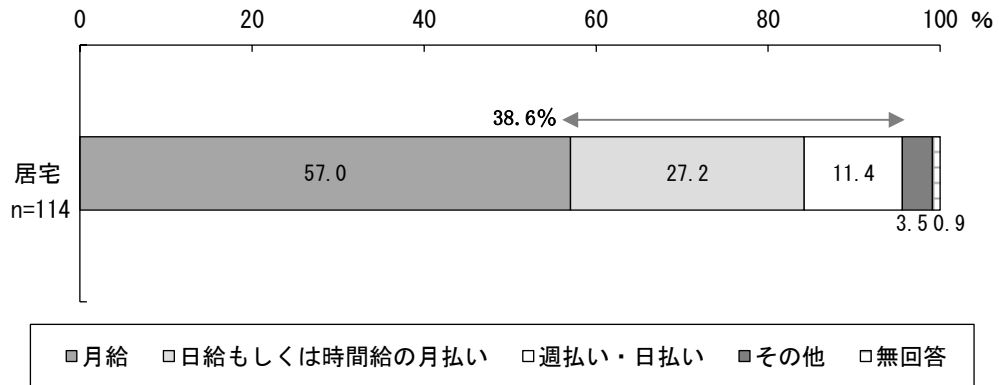


(7) 給与の支払形態〔個別事案票 問2(5)SQ2〕

給与の支払形態は、居宅では「日給もしくは時間給の月払い」及び「週払い・日払い」の合計が 38.6%であった。

また、サンプル数の都合からグラフに掲載はないものの、居宅以外で「日給もしくは時間給の月払い」及び「週払い・日払い」の合計は 43.9%であった。

図表 52 給与の支払形態
【稼働収入がある被保護世帯のみ】

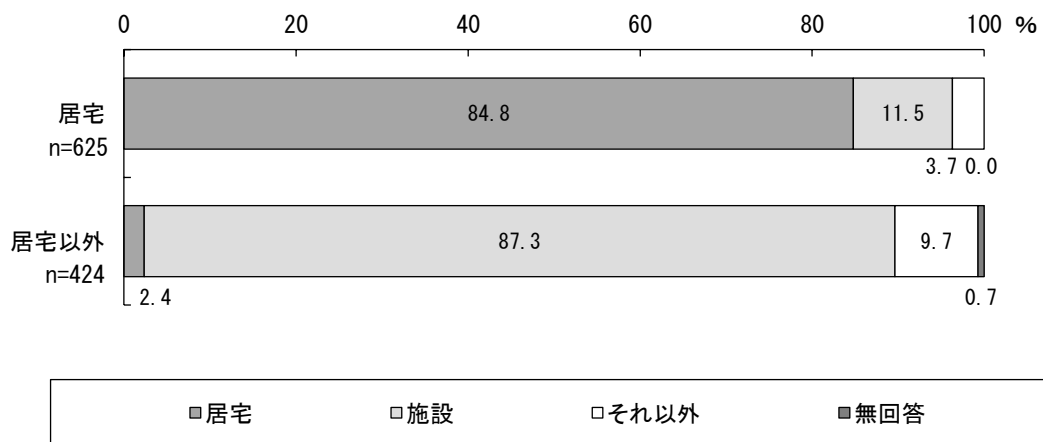


(8)居所不明の疑いが生じた時点の居住形態〔個別事案票 問2(6)〕

居所不明の疑いが生じた時点の居住形態は、居宅から居所不明となった事案においても、「施設」が 11.5%、「それ以外」が 3.7%であった。また、居宅以外から居所不明となった事案では「施設」の割合が高く、87.3%であったが、「居宅」も 2.4%見られた。

※ グラフの凡例中「居宅」は、アンケート調査における「居宅（持家）」及び「居宅（賃貸・貸家等）」を、同じく「施設」は、アンケート調査における「救護施設、更生施設、医療保護施設、宿所提供施設」、「無料低額宿泊所・日常生活支援住居施設」、「上記以外の施設」及び「医療機関（入院中）」を、同じく「それ以外」は、アンケート調査における「親類宅・知人宅」、「漫画喫茶・ネットカフェ・サウナ等」及び「その他」を、それぞれサンプル数を踏まえて統合したものである。

図表 53 居所不明の疑いが生じた時点の居住形態

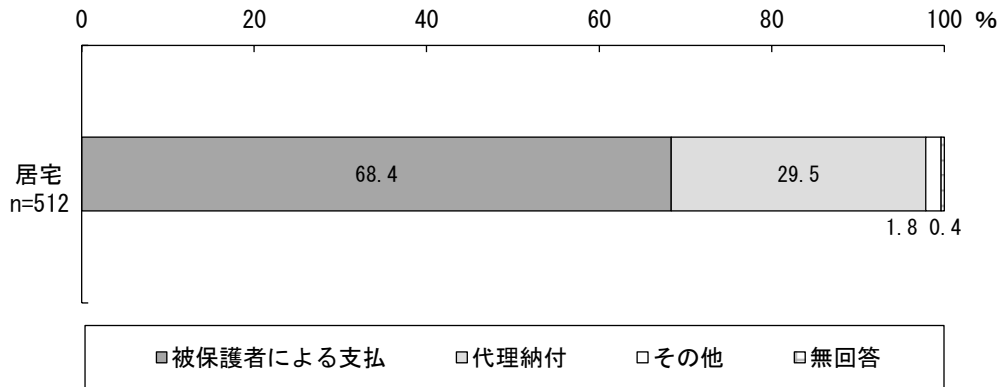


(9)家賃の支払形態〔個別事案票 問2(6)SQ〕

居所不明の疑いが生じた時点で「居宅（賃貸・貸家等）」に居住していた被保護者の家賃の支払形態は、「被保護者による支払」の割合が高く、68.4%であった。

図表 54 家賃の支払形態

【居所不明の疑いが生じた時点で、居宅（賃貸・貸家等）に居住していた被保護者のみ】

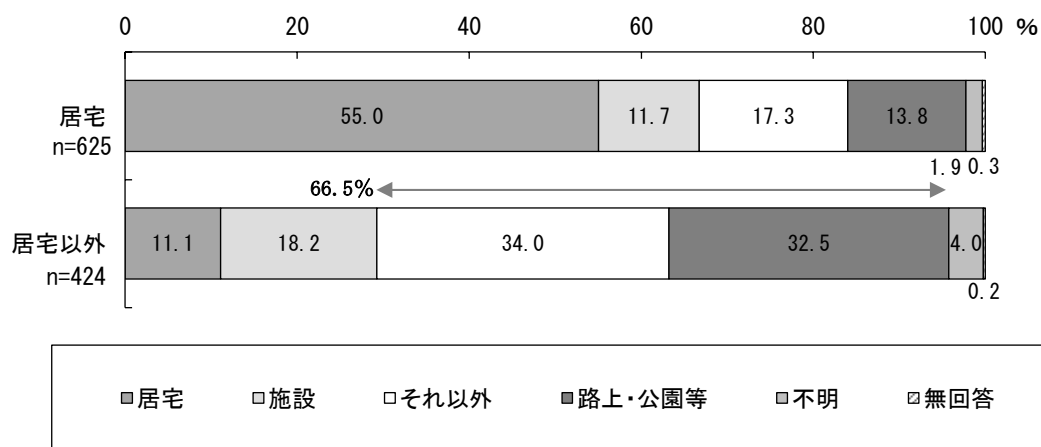


(10) 保護開始前の居住実態〔個別事案票 問2(7)〕

保護開始前の居住実態は、居宅以外では「漫画喫茶・ネットカフェ・サウナ等」及び「親類宅・知人宅」を含む「それ以外」や、「路上・公園等」など、居住場所が定まっていない、いわゆる「不安定居住」の状態にあった人が66.5%を占めていた。

※ グラフの凡例中「居宅」は、アンケート調査における「居宅（持家）」及び「居宅（賃貸・貸家等）」を、同じく「施設」は、アンケート調査における「救護施設、更生施設、医療保護施設、宿所提供施設」、「無料低額宿泊所・日常生活支援住居施設」、「上記以外の施設」及び「医療機関（入院中）」を、同じく「それ以外」は、アンケート調査における「親類宅・知人宅」、「漫画喫茶・ネットカフェ・サウナ等」及び「その他」を、それぞれサンプル数を踏まえて統合したものである。

図表 55 保護開始前の居住実態

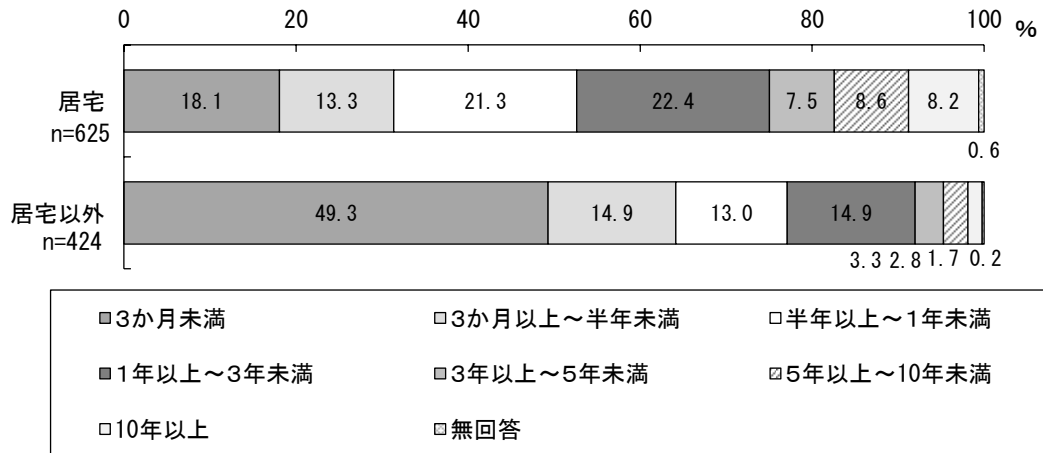


(11)保護受給期間〔個別事案票 問2(8)〕

保護受給期間は、居宅では「1年以上～3年未満」の割合が高く、22.4%であった。居宅以外では「3か月未満」の割合が高く、49.3%であった。

※ アンケート調査においては、選択肢「10年以上～15年未満」及び「15年以上」を別途設けていたものの、サンプル数を踏まえて統合し、「10年以上」としている。

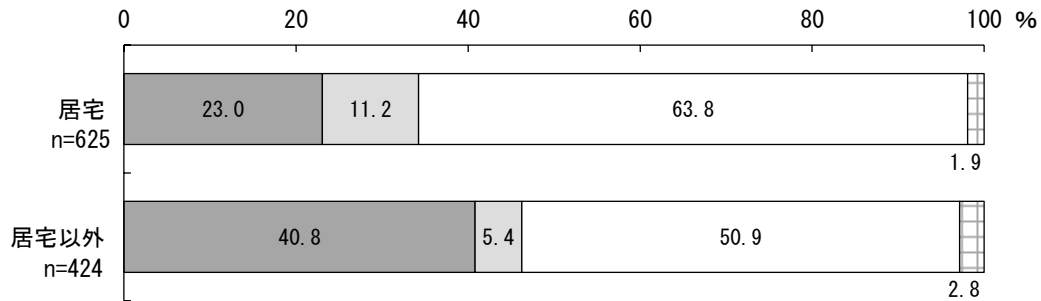
図表 56 保護受給期間



(12) 居所不明と判定されたことによる保護停廃止歴の有無〔個別事案票 問2(9)〕

居所不明と判定されたことによる保護停廃止歴の有無は、居宅、居宅以外のいずれにおいても「居所不明の疑いが生じたことはなく、居所不明と判定されたことによる保護停廃止歴はない」の割合が高く、それぞれ63.8%、50.9%であった。

図表 57 居所不明と判定されたことによる保護停廃止歴の有無



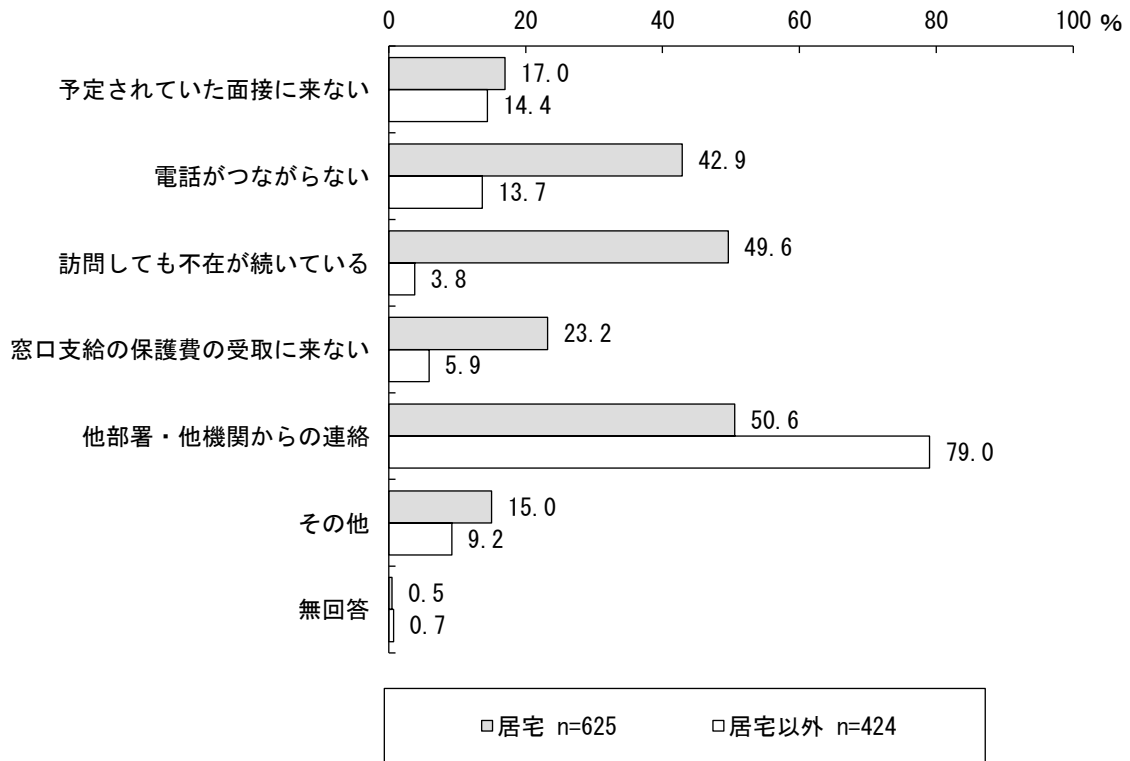
- 居所不明と判定されたことによる保護停廃止歴がある
- 居所不明の疑いが生じたことはあるが、居所不明と判定されたことによる保護停廃止歴はない
- 居所不明の疑いが生じたことはなく、居所不明と判定されたことによる保護停廃止歴はない
- 無回答

3) 居所不明と判明するきっかけ及び判定するまでの調査の状況

(1) 居所不明の疑いを持ったきっかけ(複数回答)[個別事案票 問3(1)]

居所不明の疑いを持ったきっかけは、居宅、居宅以外のいずれにおいても「他部署・他機関からの連絡」の割合が高く、それぞれ50.6%、79.0%であった。

図表 58 居所不明の疑いを持ったきっかけ



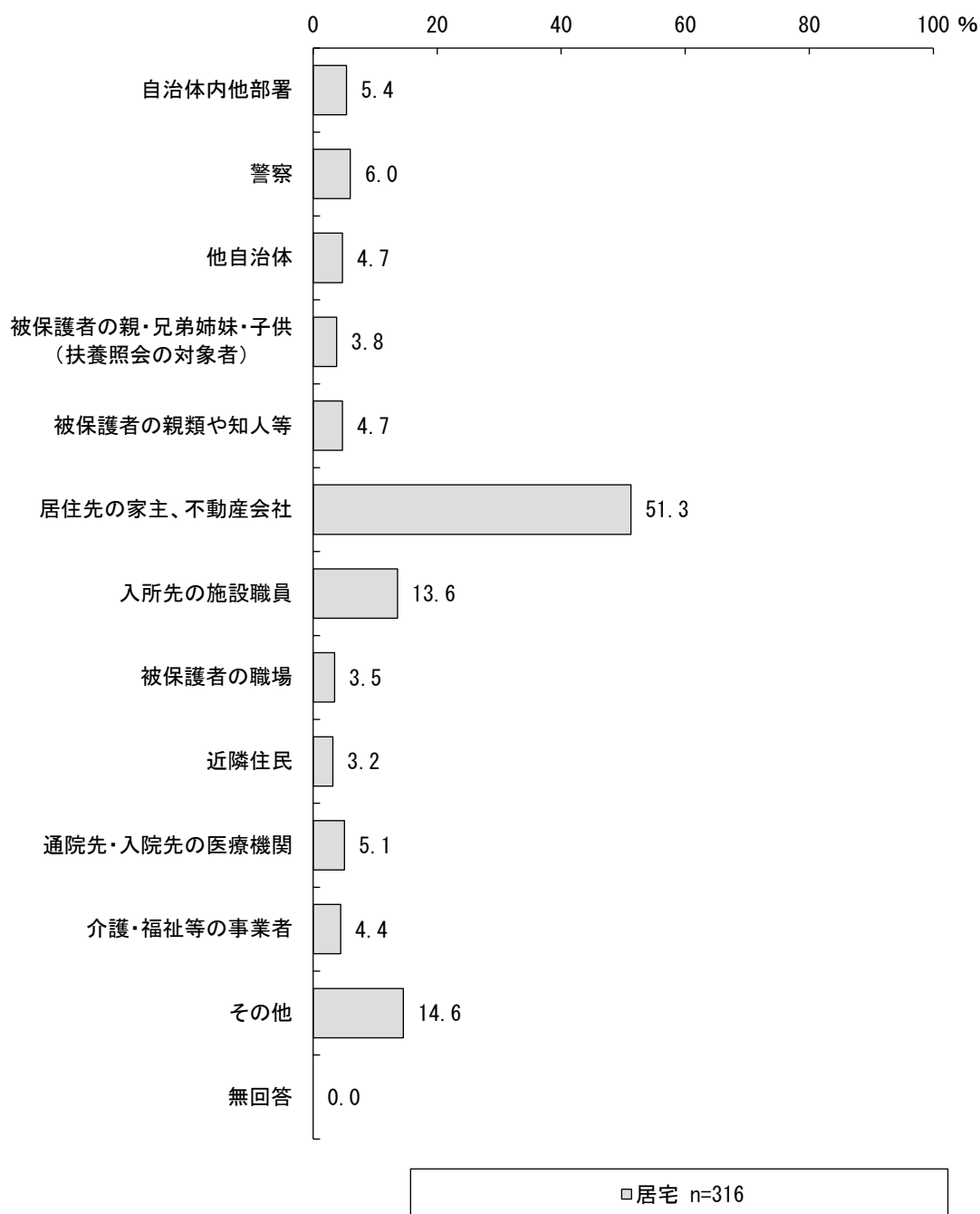
(2) 疑いを持つきっかけの連絡をくれた部署・機関(複数回答)[個別事案票 問3(1)SQ]

疑いを持つきっかけの連絡をくれた部署・機関は、居宅では「居住先の家主、不動産会社」の割合が最も高く、51.3%であった。

また、サンプル数の都合からグラフに掲載はないものの、居宅以外では「入所先の施設職員」の割合が最も高く、78.8%であった。

※ アンケート調査においては、選択肢「社会福祉協議会（日常生活支援事業の担当者等）」、「民生委員」、「自治会等」、「保育園、学校、児童相談所等」、「電気・ガス・水道会社等」及び「新聞、宅配弁当等の事業者」を別途設けていたものの、サンプル数を踏まえて、「その他」と統合している。

**図表 59 疑いを持つきっかけの連絡をくれた部署・機関
【居所不明の疑いを持ったきっかけが、他部署・他機関からの連絡だった事案のみ】**

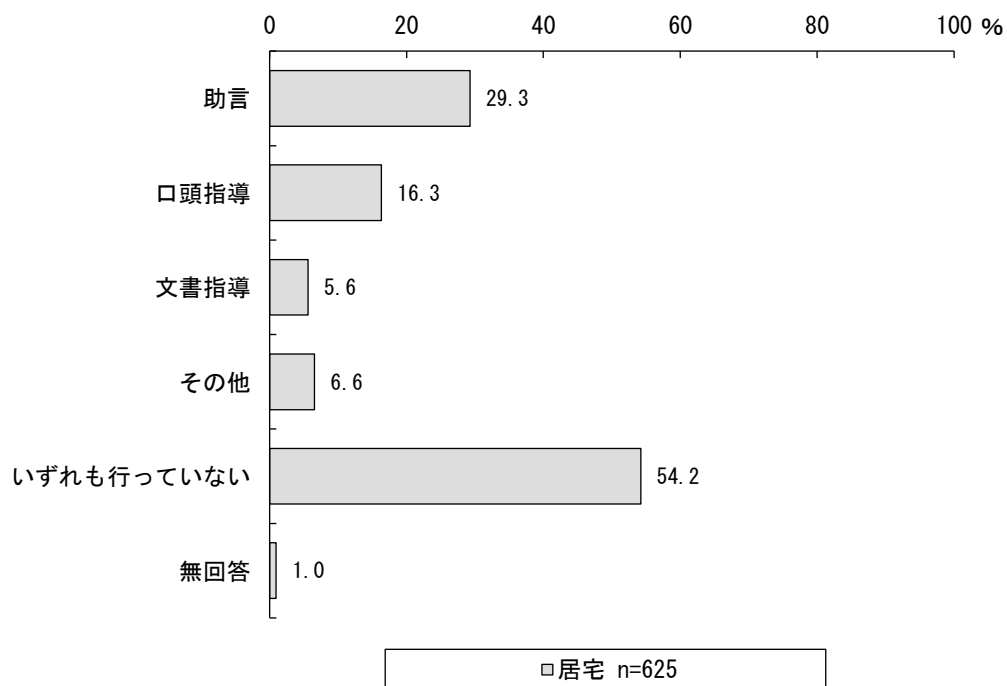


(3) 居所不明の疑いが生じる以前に、居所・住まいを明らかにするようという趣旨で行った助言や指導の方法(複数回答)[個別事案票 問3(3)]

居所不明の疑いが生じる以前に、居所・住まいを明らかにするようという趣旨で行った助言や指導の方法は、居宅では「いずれも行っていない」の割合が最も高く、54.2%であった。

また、サンプル数の都合からグラフに掲載はないものの、居宅以外でも「いずれも行っていない」の割合が最も高く、62.7%であった。

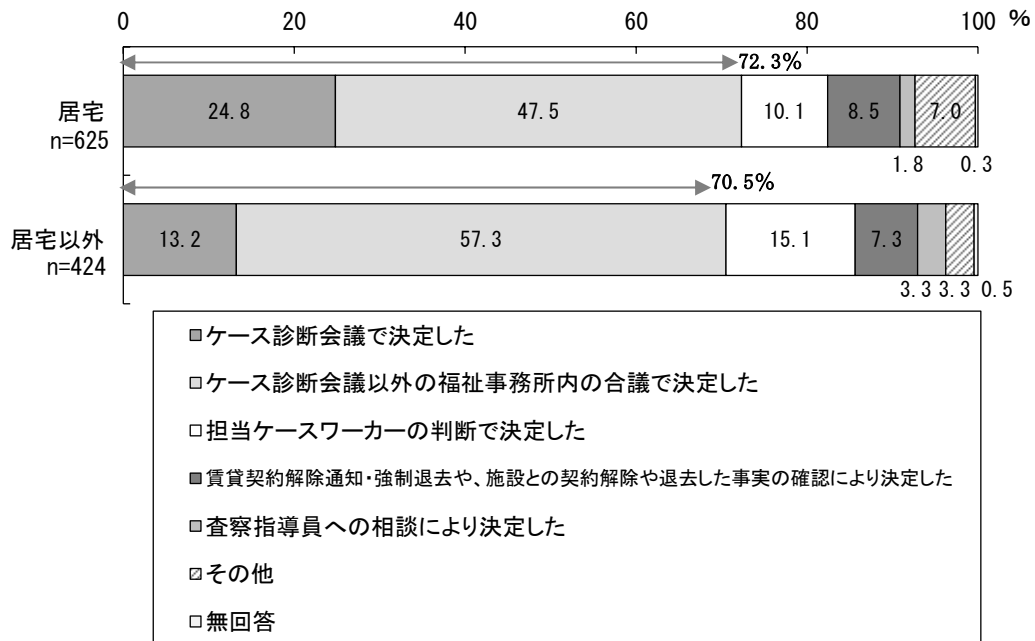
図表 60 居所不明の疑いが生じる以前に、居所・住まいを明らかにするようという趣旨で行った助言や指導の方法



(4)居所不明の判定の方法〔個別事案票 問3(4)〕

居所不明の判定の方法は、「ケース診断会議以外の福祉事務所内の合議で決定した」及び「ケース診断会議で決定した」の割合の合計が、居宅、居宅以外のいずれにおいても7割を超え、それぞれ72.3%、70.5%であった。

図表 61 居所不明の判定の方法

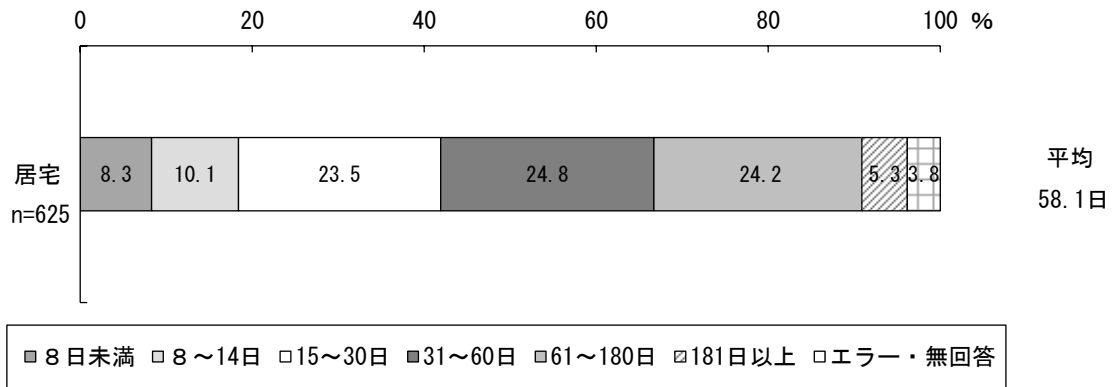


(5) 居所不明の疑いを持った時期から、居所不明の判定日までの日数〔個別事案票 問3(2)(5)〕

居宅の、居所不明の疑いを持った時期から、居所不明の判定日までの平均日数は58.1日で、中央日数は32.0日であった。

また、サンプル数の都合からグラフに掲載はないものの、居宅以外の、居所不明の疑いを持った時期から、居所不明の判定日までの平均日数は19.8日で、中央日数は17.5日であった。

図表 62 居所不明の疑いを持った時期から、居所不明の判定日までの日数

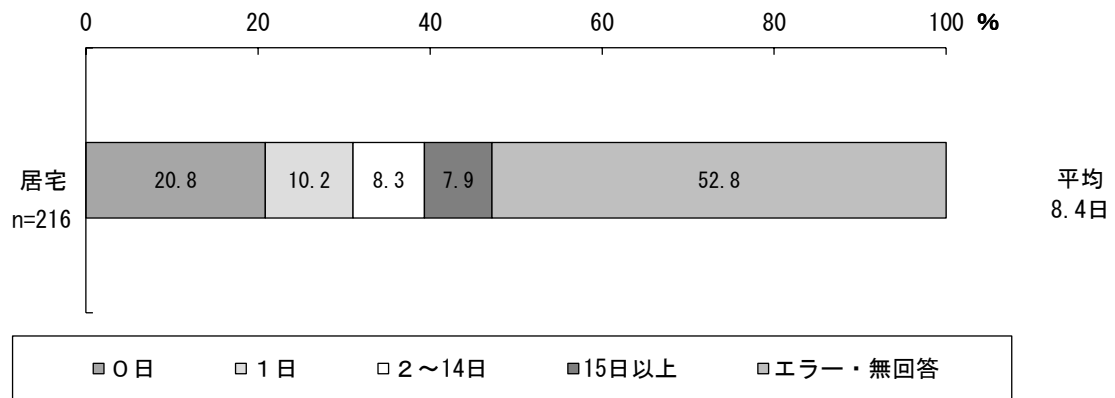


(6)居所不明の判定日から停止日までの日数〔個別事案票 問3(5)問1(2)〕

居宅の、居所不明の判定日から停止日までの平均日数は 8.4 日で、中央日数は 1.0 日であった。

また、サンプル数の都合からグラフに掲載はないものの、居宅以外の、居所不明の判定日から停止日までの平均日数は 3.1 日で、中央日数は 1.0 日であった。

図表 63 居所不明の判定日から停止日までの日数
【居所不明であることにより、保護を「停止」または「停止を経て廃止」した事案のみ】

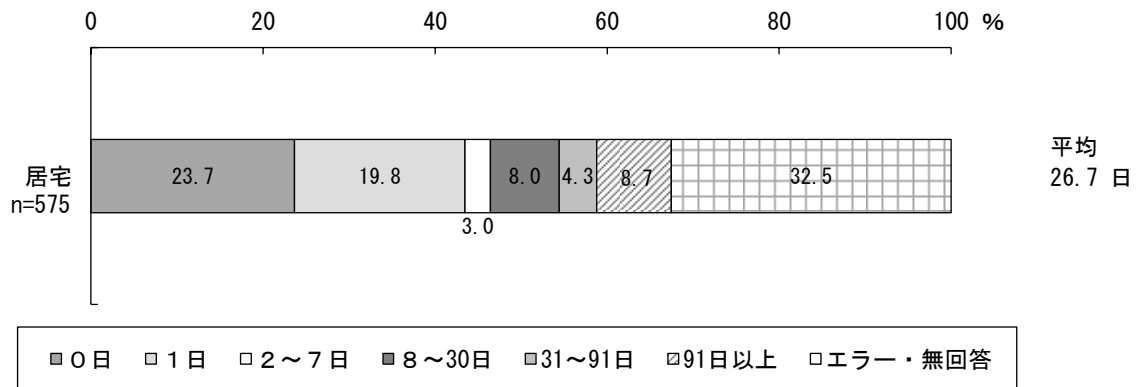


(7) 居所不明の判定日から廃止日までの日数〔個別事案票 問3(5)問1(3)〕

居宅の、居所不明の判定日から廃止日までの平均日数は26.7日で、中央日数は1.0日であった。

また、サンプル数の都合からグラフに掲載はないものの、居宅以外の、居所不明の判定日から廃止日までの平均日数は5.0日で、中央日数は1.0日であった。

図表 64 居所不明の判定日から廃止日までの日数
【居所不明であることにより、保護を「廃止」または「停止を経て廃止」した事案のみ】

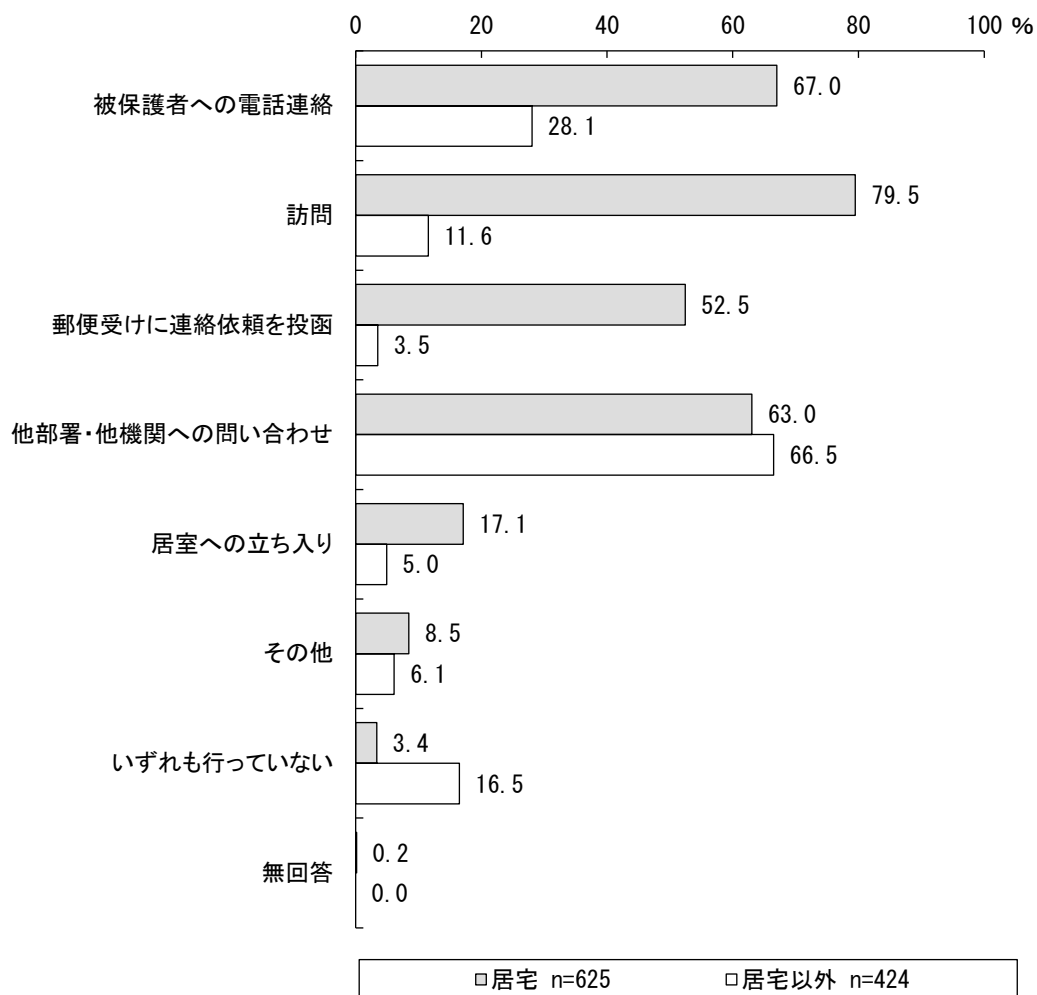


(8) 居所に係る調査において行った取組(複数回答)[個別事案票 問3(6)]

居所に係る調査において行った取組は、居宅では「訪問」の割合が高く、79.5%であった。一方で、居宅以外では「他部署・他機関への問い合わせ」の割合が高く、66.5%であった。

※ アンケート調査においては、選択肢「被保護者へのメールや SNS 等による連絡」を設けていたが、サンプル数を踏まえて、「その他」に統合している。また、選択肢「訪問(日中)」及び「訪問(早朝夜間)」を別途設けていたが、サンプル数を踏まえて統合し、「訪問」としている。

図表 65 居所に係る調査において行った取組

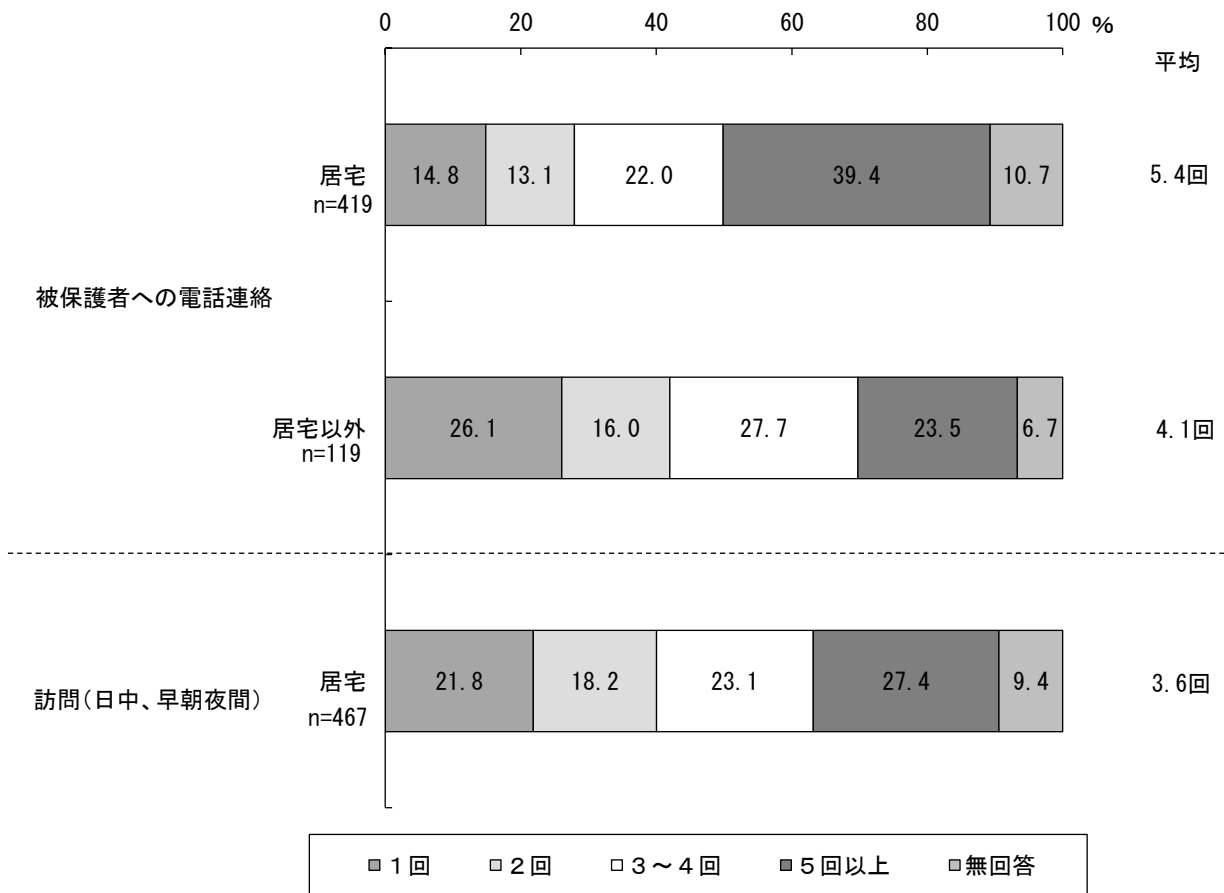


(9) 居所に係る調査において行った取組の実施回数〔個別事案票 問3(6)〕

居所に係る調査において行った取組のうち、被保護者への電話連絡は、居宅では5回以上の割合が最も高く、39.4%であり、平均 5.4 回であった。居宅以外では3～4回の割合が最も高く、27.7%であり、平均 4.1 回であった。

また、居所に係る調査において行った取組のうち、被保護者宅への日中及び夜間の訪問は、居宅では5回以上の割合が最も高く、27.4%であり、平均 3.6 回であった。サンプル数の都合からグラフに掲載はないものの、居宅以外では1回の割合が最も高く、35.4%であり、平均 1.6 回であった。

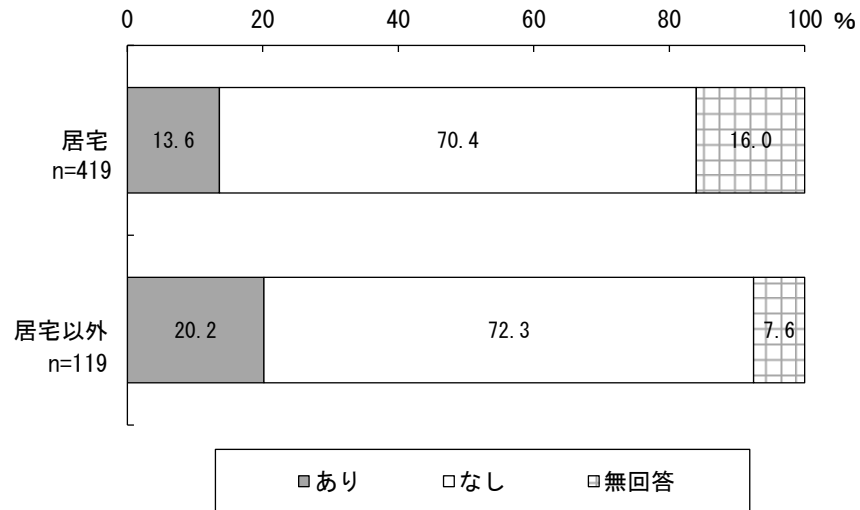
図表 66 居所に係る調査において行った取組の実施回数



(10) 被保護者への電話連絡による被保護者との接触有無〔個別事案票 問3(6)〕

被保護者への電話連絡による被保護者との接触有無は、居宅、居宅以外のいずれにおいても「なし」の割合が高く、それぞれ70.4%、72.3%であった。

図表 67 居所に係る調査において行った取組における被保護者との接触有無
【被保護者への電話連絡を行った事案のみ】



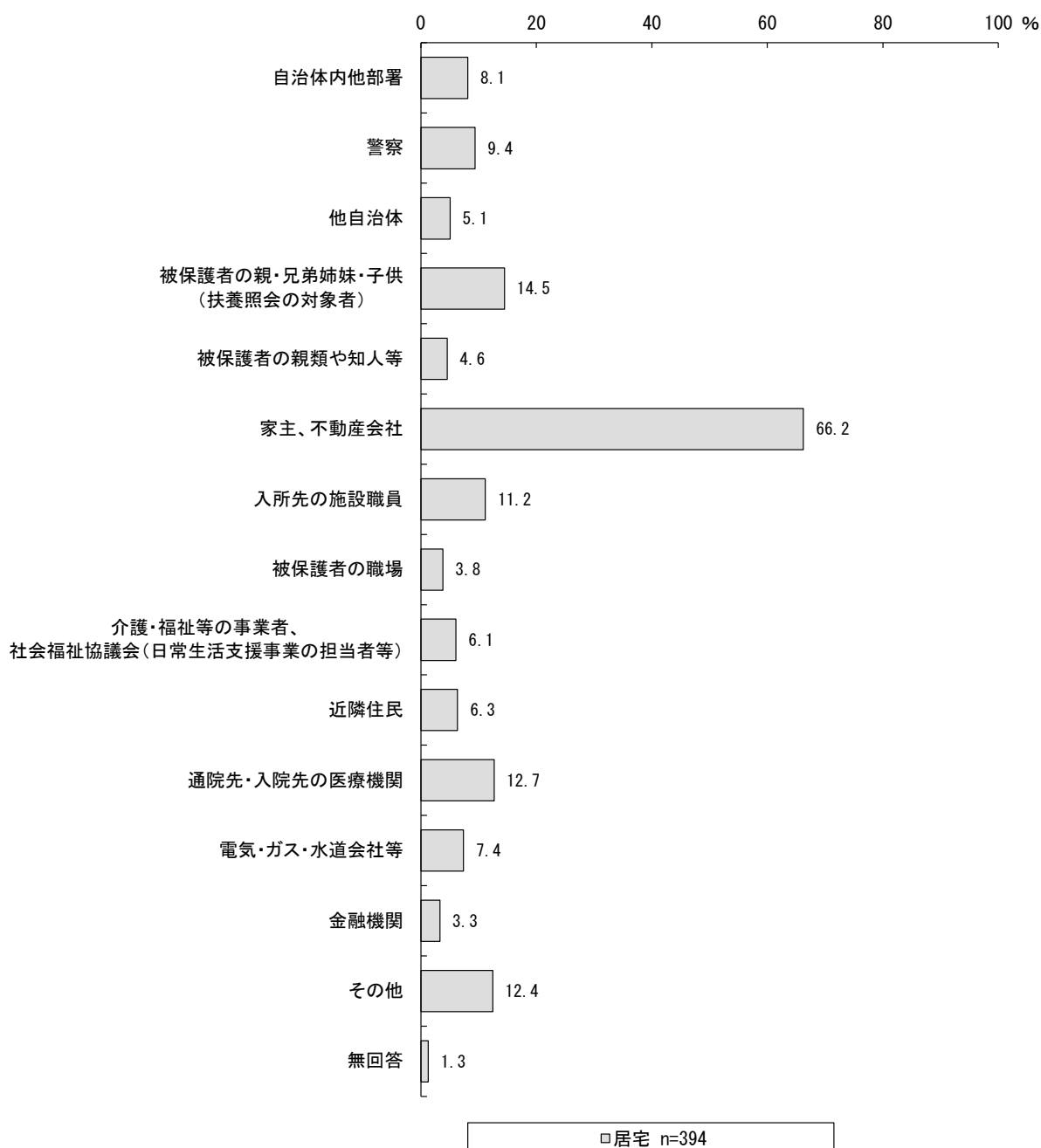
(11) 居所に係る調査において、問い合わせを行った先(複数回答)[個別事案票 問3(6)SQ]

居所に係る調査において、問い合わせを行った先は、居宅では「家主、不動産会社」の割合が最も高く、66.2%であった。

また、サンプル数の都合からグラフに掲載はないものの、居宅以外では「入所先の施設職員」の割合が最も高く、75.2%であった。

※ アンケート調査においては、選択肢「民生委員」、「自治会等」、「特定の範囲の医療機関に広く照会」、「保育園、学校、児童相談所等」及び「新聞、宅配弁当等の事業者」を別途設けていたものの、サンプル数を踏まえて、「その他」に統合している。また、「社会福祉協議会(日常生活支援事業の担当者等)」及び「介護・福祉等の事業者」を別途設けていたものの、サンプル数を踏まえて統合している。

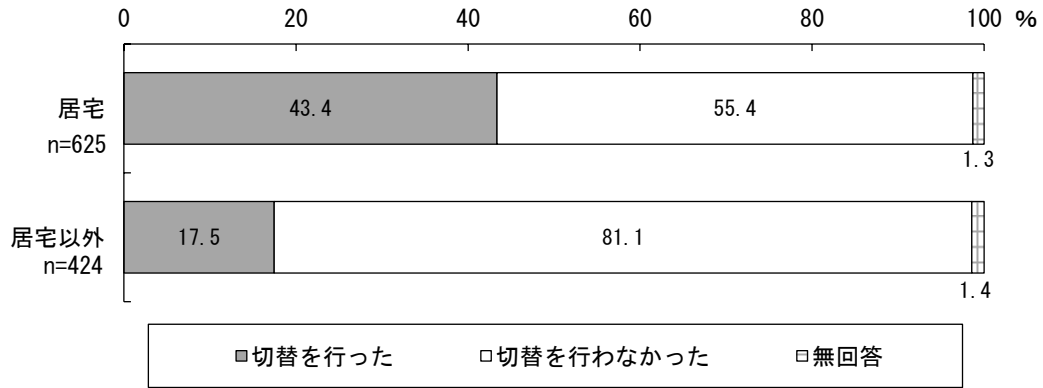
図表 68 居所に係る調査において、問い合わせを行った先
【居所に係る調査において行った取組で、他部署・他機関への問い合わせを行った事案のみ】



(12) 窓口支給への切替〔個別事案票 問3(7)〕

窓口支給への切替は、居宅、居宅以外のいずれにおいても「切替を行わなかった」の割合が高く、それぞれ 55.4%、81.1%であった。

図表 69 窓口支給への切替

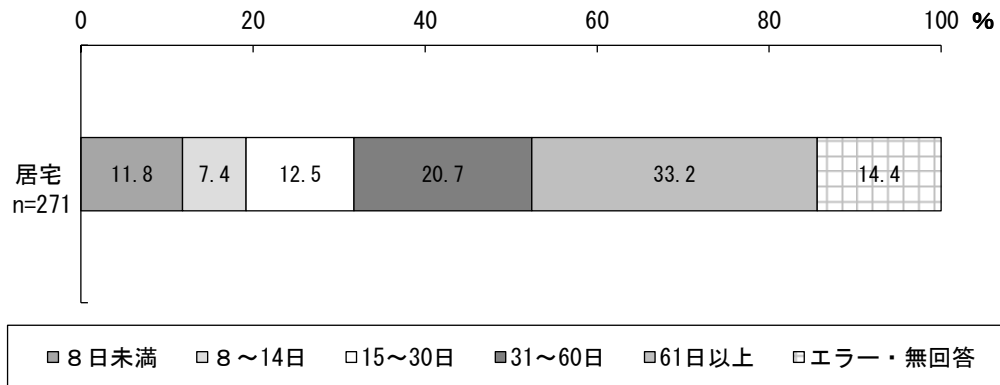


(13) 窓口支給への切替を行った時期から居所不明判定日までの日数〔個別事案票 問3(7)SQ1問3 (5)〕

窓口支給への切替を行った時期から居所不明判定日までの日数は、居宅では 61 日以上の割合が最も高く、33.2%であった。

また、サンプル数の都合からグラフに掲載はないものの、居宅以外では 15～30 日の割合が最も高く、27.0%であった。

図表 70 窓口支給への切替を行った時期から居所不明判定日までの日数
【窓口支給への切替を行った事案のみ】



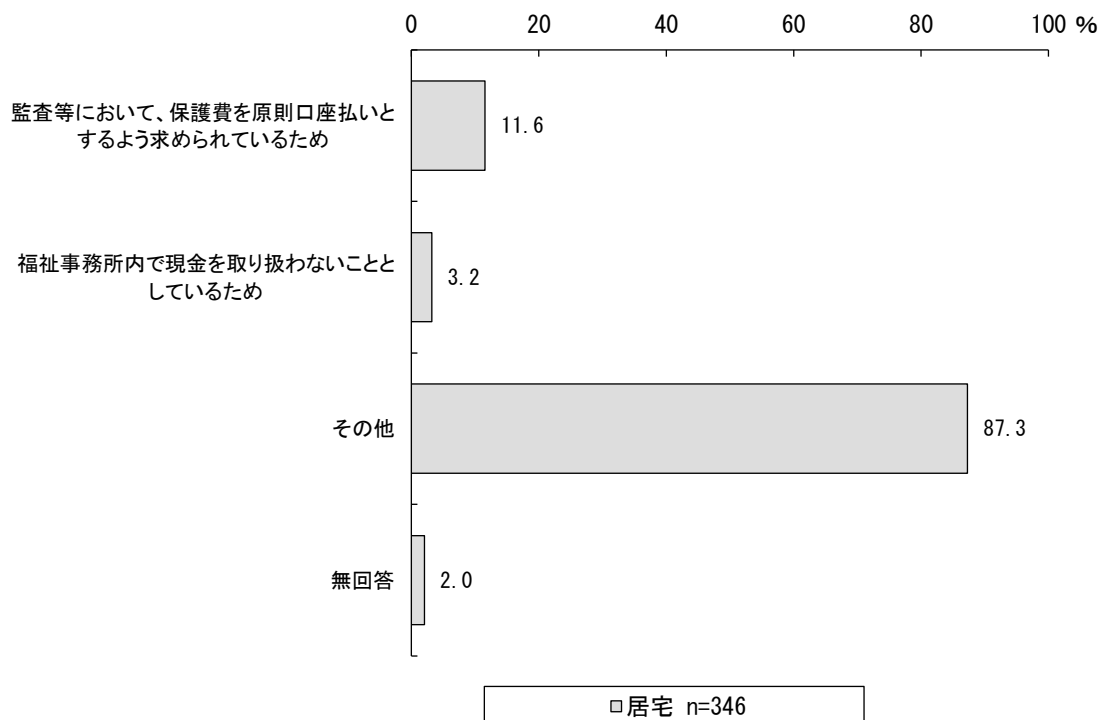
(14) 窓口支給への切替を行わなかった理由(複数回答)〔個別事案票 問3(7)SQ2〕

窓口支給への切替を行わなかった理由は、居宅では「その他」の割合が最も高く、87.3%であった。

また、サンプル数の都合からグラフに掲載はないものの、居宅以外でも「その他」の割合が最も高く、96.2%であった。

※ アンケート調査においては、選択肢「経理担当部署に事務負担がかかるため」及び「当該世帯の自宅が福祉事務所から遠いため」を設けていたものの、サンプル数を踏まえて、「その他」に統合している。

**図表 71 窓口支給への切替を行わなかった理由
【窓口支給への切替を行わなかった事案のみ】**



4)保護を廃止する旨の通知方法

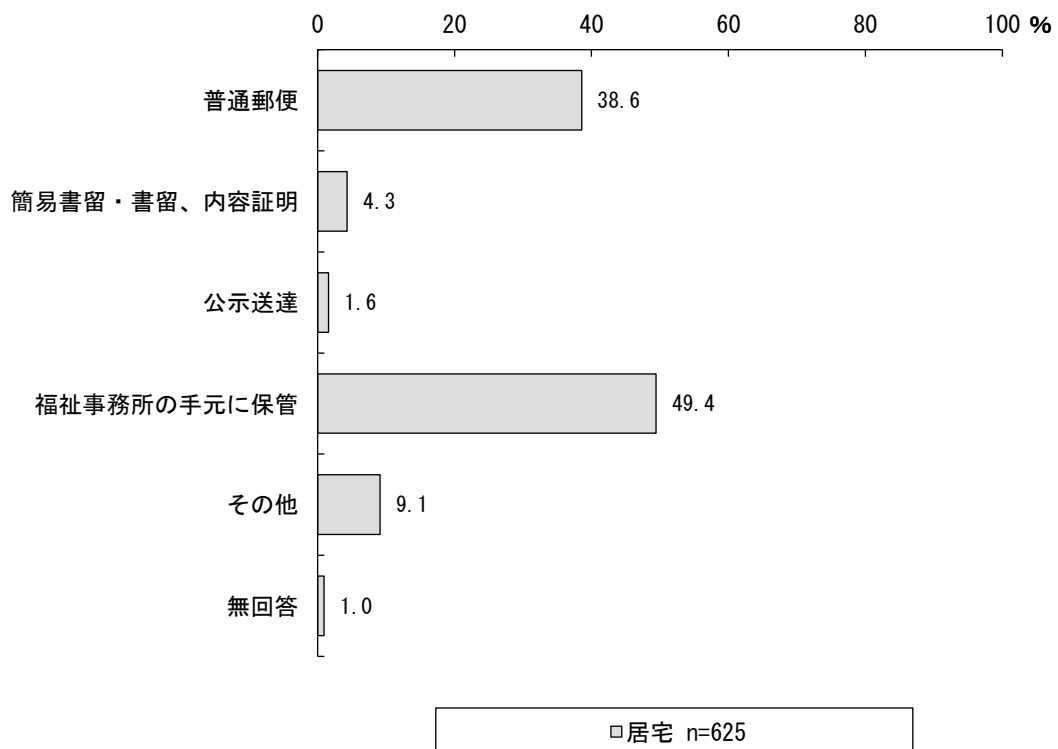
(1)停廃止の決定通知書の送付方法(複数回答)[個別事案票 問3(8)]

停廃止の決定通知書の送付方法は、居宅では「福祉事務所の手元に保管」の割合が最も高く、49.4%であり、「普通郵便」の割合は38.6%であった。

また、サンプル数の都合からグラフに掲載はないものの、居宅以外でも「福祉事務所の手元に保管」の割合が最も高く、76.7%であり、「普通郵便」の割合は18.6%であった。

※ アンケート調査においては、選択肢「簡易書留・書留」及び「内容証明」を別途設けていたものの、サンプル数を踏まえて統合し、「簡易書留・書留、内容証明」としている。

図表 72 停廃止の決定通知書の送付方法

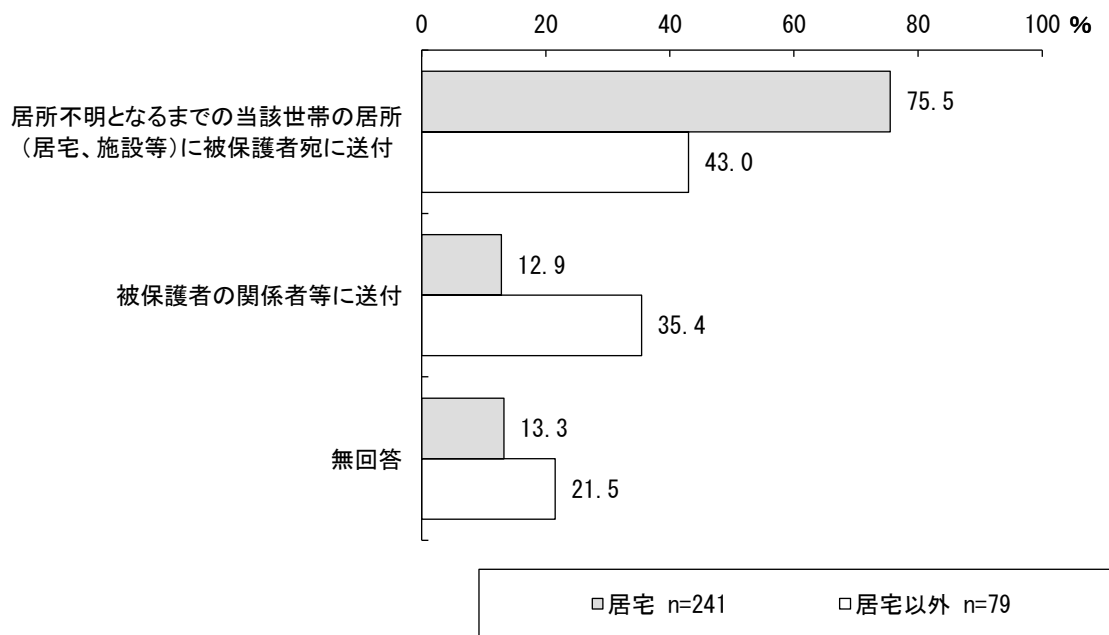


(2) 停廃止決定通知書の送付先(複数回答)[個別事案票 問3(8)SQ]

停廃止決定通知書を普通郵便で送付した事案における送付先は、居宅、居宅以外のいずれにおいても「居所不明となるまでの当該世帯の居所（居宅、施設等）に被保護者宛に送付」の割合が高く、それぞれ 75.5%、43.0%であった。

※ アンケート調査においては、選択肢「居所不明となるまで住んでいた施設の管理者等に送付」、「被保護者の親・兄弟姉妹・子供（扶養照会の対象者）に送付」及び「被保護者と連絡がとれている親類・知人に送付」を別途設けていたものの、サンプル数を踏まえて統合し、「被保護者の関係者等に送付」としている。

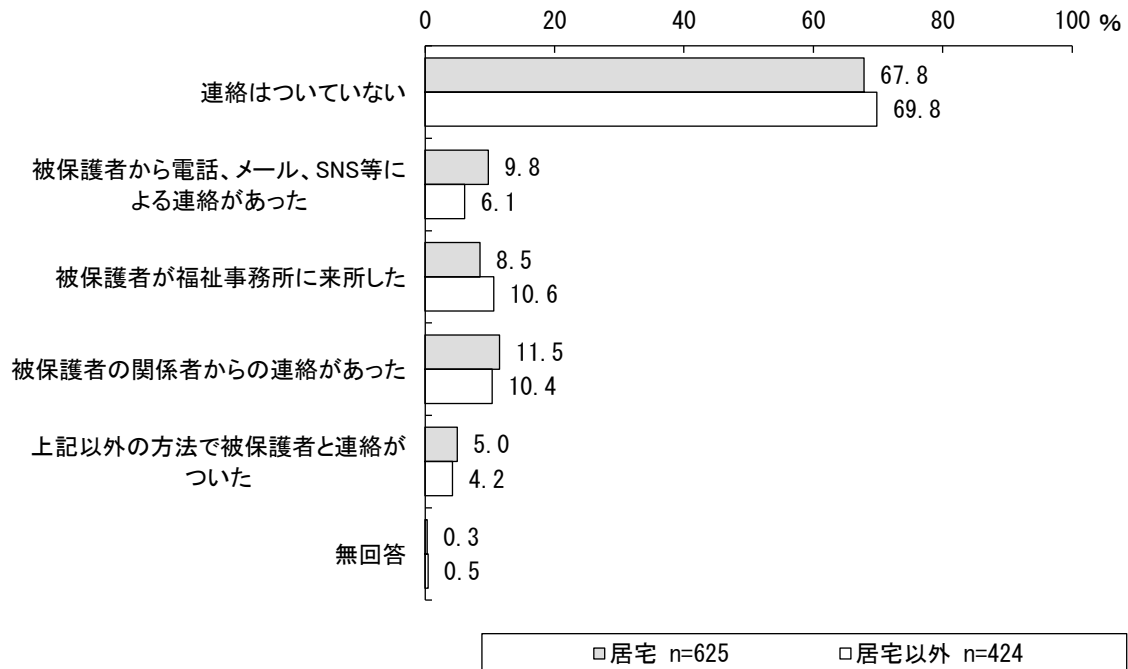
**図表 73 停廃止決定通知書の送付先
【停廃止決定通知書を普通郵便で送付した事案のみ】**



(3) 停廃止決定後の被保護者やその関係者との連絡状況(複数回答)[個別事案票 問3(9)]

停廃止決定後の被保護者やその関係者との連絡状況は、居宅、居宅以外のいずれにおいても「連絡はついていない」の割合が最も高く、それぞれ67.8%、69.8%であった。

図表 74 停廃止決定後の被保護者やその関係者との連絡状況

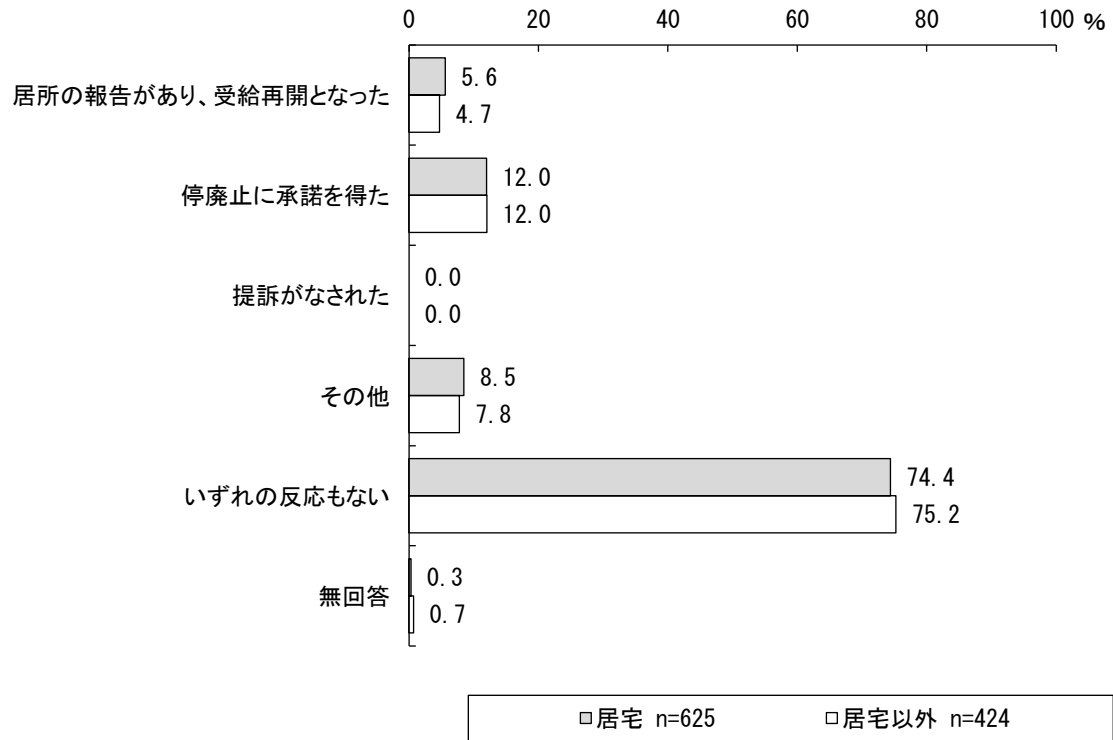


(4) 停廃止の決定後の状況(複数回答)[個別事案票 問3(10)]

停廃止の決定後の状況は、居宅、居宅以外のいずれにおいても「いずれの反応もない」の割合が最も高く、それぞれ74.4%、75.2%であった。

※ アンケート調査においては、選択肢「審査請求がなされた」を設けていたものの、サンプル数を踏まえて、「その他」に統合している。

図表 75 停廃止の決定後の状況



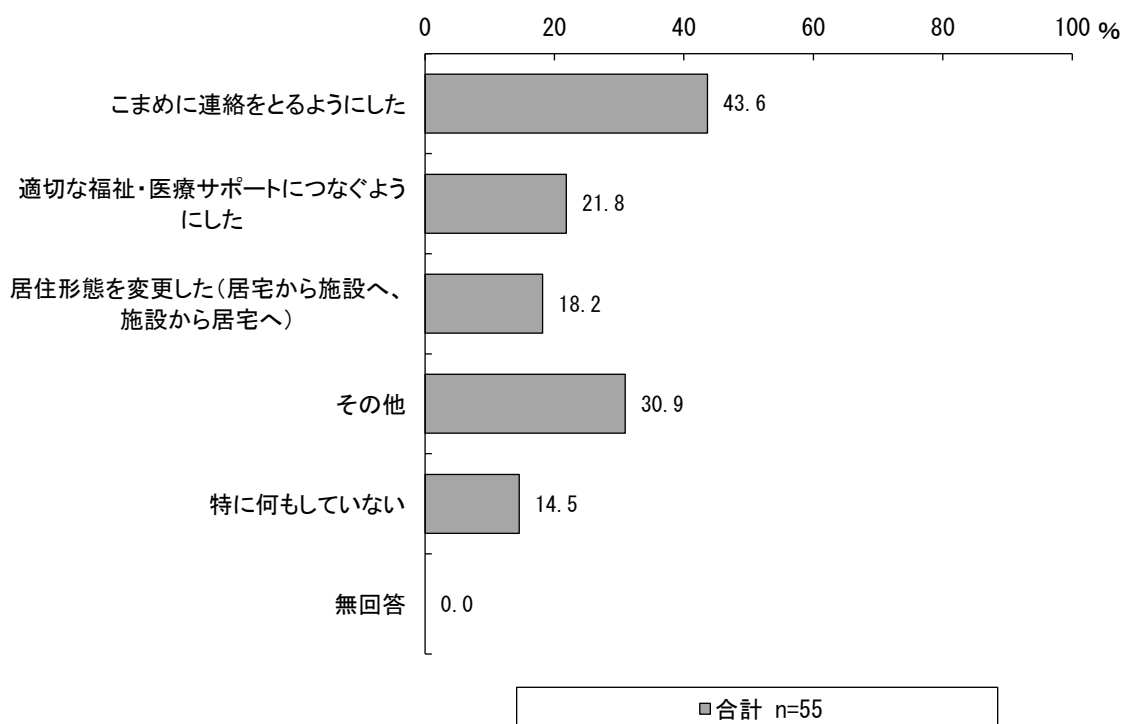
(5) 居所の報告があり、受給再開となった事案の、その後の被保護世帯への対応(複数回答)[個別事案票 問3(10)SQ]

居所の報告があり、受給再開となった事案の、その後の被保護世帯への対応は、「こまめに連絡をとるようにした」の割合が最も高く、43.6%であった。

※ 本設問は問3(10)のサブクエスションであり、回答総数自体が多くないため、参考値として「合計」のグラフを掲載している。

※ アンケート調査においては、選択肢「福祉事務所窓口への来所回数を増やした」を設けていたものの、サンプル数を踏まえて、「その他」に統合している。

**図表 76 居所の報告があり、受給再開となった事案の、その後の当該世帯への対応
【被保護世帯から居所の報告があり、受給再開となった事案のみ】**



5) 居所不明を原因とする保護廃止歴の有無〔クロス集計〕

(1) 世帯収入有無・年齢別 居所不明を原因とする保護廃止歴の有無〔個別事案票 問2(3)・(5)×個別事案票 問2(9)〕

居宅、居宅以外のそれぞれについて、「居所不明と判断されたことによる保護廃止歴がある」の合計の割合を比較すると、それぞれ 23.0%及び 40.8%と、居宅以外の方が当該割合が高かった。

一方で、居宅以外の中では、「稼働収入」がある被保護者及び「39歳以下」の被保護者における、「居所不明と判断されたことによる保護廃止歴がある」の割合は、それぞれ 34.1%及び 26.6%であり、その他の区分における当該割合よりも低かった。

図表 77 世帯収入有無・年齢別 居所不明を原因とする保護廃止歴の有無

		居 宅				居 宅 以 外			
		n	居所不明と判定されたことによる保護廃止歴がある	居所不明と判定されたことによる保護廃止歴はない	無回答	n	居所不明と判定されたことによる保護廃止歴がある	居所不明と判定されたことによる保護廃止歴はない	無回答
合 計		625	144	469	12	424	173	239	12
		100.0	23.0	75.0	1.9	100.0	40.8	56.4	2.8
世帯収入有無	稼働収入	114	14.0	84.2	1.8	41	34.1	63.4	2.4
	年金収入+その他の収入	123	25.2	73.2	1.6	57	43.9	52.6	3.5
	生活保護費以外の収入はない	385	24.9	73.0	2.1	319	42.0	55.5	2.5
	無回答	3	33.3	66.7	0.0	7	0.0	85.7	14.3
年齢	～39歳	173	15.6	84.4	0.0	94	26.6	67.0	6.4
	40～49歳	148	25.0	73.0	2.0	73	38.4	57.5	4.1
	50～64歳	185	26.5	69.2	4.3	165	48.5	50.9	0.6
	65歳以上	119	26.1	73.1	0.8	92	43.5	54.3	2.2

6) 居所不明の疑いを持ったきっかけ〔クロス集計〕

(1) 世帯収入有無別 居所不明の疑いを持ったきっかけ〔個別事案票 問2(5)×個別事案票 問3(1)〕

世帯収入有無別に居所不明の疑いを持ったきっかけを見ると、「稼働収入」がある被保護者は、その他の世帯収入形態の被保護者よりも、「電話が繋がらない」、「訪問しても不在が続いている」の割合が高かった。

図表 78 世帯収入有無別 居所不明の疑いを持ったきっかけ

		n	予定されていた面 接に来ない	電話がつか ながらな い	訪問して も不在が 続いてい る	窓口支給 の保護費 の受取に 来ない	他部署・ 他機関か らの連絡	その他	無回答
合 計		1,049	167	326	326	170	651	133	6
		—	15.9	31.1	31.1	16.2	62.1	12.7	0.6
世帯収入有無	稼働収入	155	18.1	45.2	45.2	15.5	55.5	12.9	0.6
	年金収入+その他の収入	180	15.0	30.6	34.4	13.3	63.9	13.9	0.6
	生活保護費以外の収入はない	704	15.6	27.8	27.3	17.2	63.1	12.2	0.6
	無回答	10	20.0	50.0	20.0	10.0	60.0	20.0	0.0

7) 居所不明の疑いを持った時期から、居所不明の判定日までの日数〔クロス集計〕

(1) 現業員の経験年数別 居所不明の疑いを持った時期から、居所不明の判定日までの日数〔福祉事務所票 問2(1)×個別事案票 問3(2)(5)〕

現業員の経験年数別に居所不明の疑いを持った時期から、居所不明の判定日までの日数を見ると、経験年数が3年未満の現業員の割合が低くなるほど、居所不明の疑いを持った時期から、居所不明の判定日までの平均日数が短くなっていった。

また、経験年数が5年以上の現業員の割合が高くなるほど、居所不明の疑いを持った時期から、居所不明の判定日までの平均日数が短くなっていった。

図表 79 担当世帯数・現業員の経験年数・世帯収入有無別
居所不明の疑いを持った時期から、居所不明の判定日までの日数

		n	8日未満	8～14日	15～30日	31～60日	61日以上	エラー・無回答	平均(日)
合 計		1,049	148	147	307	220	191	36	42.5
		100.0	14.1	14.0	29.3	21.0	18.2	3.4	
経験3年未満の 現業員の割合	50%未満	372	18.3	15.6	32.5	16.9	13.4	3.2	35.9
	50～75%未満	491	12.6	12.4	27.5	24.8	19.1	3.5	44.1
	75%以上	184	9.8	15.2	27.7	19.0	24.5	3.8	50.8
	無回答	2	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	143.0
経験5年以上の 現業員の割合	0%	179	7.8	16.8	26.3	24.6	21.2	3.4	51.5
	50%未満	727	14.7	12.0	30.9	21.0	17.7	3.6	41.9
	50%以上	141	19.1	21.3	24.8	16.3	15.6	2.8	32.9
	無回答	2	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	143.0

8) 居所に係る調査において行った取組〔クロス集計〕

(1) 現業員の経験年数別 居所に係る調査において行った取組〔福祉事務所票 問2(1)×個別事案票 問3(6)〕

現業員の経験年数別に居所に係る調査において行った取組を見ると、経験年数3年未満の現業員が50%未満の場合や、経験年数5年以上の現業員が50%以上の場合は、「訪問（日中）」を行っている割合が他の区分より低かった。

図表 80 現業員の経験年数別 居所に係る調査において行った取組

		n	被保護者への電話連絡		訪問（日中）	
			あり	なし	あり	なし
合 計		1,049	538 51.3	511 48.7	510 48.6	539 51.4
経験3年未満の 現業員の割合	50%未満	372	46.5	53.5	42.7	57.3
	50～75%未満	491	55.6	44.4	51.3	48.7
	75%以上	184	49.5	50.5	52.7	47.3
	無回答	2	50.0	50.0	100.0	0.0
経験5年以上の 現業員の割合	0%	179	45.3	54.7	52.0	48.0
	50%未満	727	54.3	45.7	48.7	51.3
	50%以上	141	43.3	56.7	43.3	56.7
	無回答	2	50.0	50.0	100.0	0.0

(2)世帯収入有無別 居所に係る調査において行った取組〔個別事案票 問2(5)×個別事案票 問3(6)〕

世帯収入有無別に居所に係る調査において行った取組を見ると、「稼働収入」がある被保護者に対しては、「被保護者への電話連絡」や「訪問（日中）」を行っている割合が他の被保護者に対してより高かった。

図表 81 世帯収入有無別 居所に係る調査において行った取組

		n	被保護者への電話連絡		訪問（日中）	
			あり	なし	あり	なし
合 計		1,049	538 51.3	511 48.7	510 48.6	539 51.4
世帯収入有無	稼働収入	155	68.4	31.6	62.6	37.4
	年金収入+その他の収入	180	50.6	49.4	54.4	45.6
	生活保護費以外の収入はない	704	47.4	52.6	44.2	55.8
	無回答	10	70.0	30.0	40.0	60.0

9)窓口支給への切替〔クロス集計〕

(1)現業員の経験年数別 窓口支給への切替状況〔福祉事務所票 問2(1)×個別事案票 問3(7)〕

現業員の経験年数別に窓口支給への切替状況を見ると、経験年数3年未満の現業員が50%未満の場合や、経験年数5年以上の現業員が50%以上の場合は、窓口支給への「切替を行った」割合が他の区分より低かった。

図表 82 現業員の経験年数別 窓口支給への切替状況

		n	切替を 行った	切替を行 わなかつ た	無回答
合 計		1,049	345	690	14
		100.0	32.9	65.8	1.3
経験3年未満の 現業員の割合	50%未満	372	26.6	72.3	1.1
	50～75%未満	491	37.3	61.3	1.4
	75%以上	184	33.7	64.7	1.6
	無回答	2	50.0	50.0	0.0
経験5年以上の 現業員の割合	0%	179	33.0	65.9	1.1
	50%未満	727	34.7	64.1	1.2
	50%以上	141	23.4	74.5	2.1
	無回答	2	50.0	50.0	0.0

10) 停廃止決定通知書の送付方法〔クロス集計〕

(1) 市町村が設置する福祉事務所における現業員一人あたりの担当世帯数別 停廃止決定通知書の送付方法〔福祉事務所票 問1(4)②・問2(1)×個別事案票 問3(8)〕

市町村が設置する福祉事務所における、現業員一人あたりの担当世帯数別に停廃止決定通知書の送付方法を見ると、現業員一人あたりの担当世帯数が 80 世帯以下である場合の方が、その他の区分よりも、停廃止決定通知書を「普通郵便」で送付している割合が高く、また、停廃止決定通知書を「福祉事務所の手元に保管」している割合が低かった。

図表 83 市町村が設置する福祉事務所における現業員一人あたりの担当世帯数別
停廃止決定通知書の送付方法

			n	普通郵便	福祉事務所の手元に保管	その他	無回答
合 計			1,049	320	634	115	10
			—	30.5	60.4	11.0	1.0
現業員一人あたりの担当世帯数	市町村	80世帯以下	248	36.7	50.0	17.3	0.0
		81～100世帯	503	28.4	65.6	8.0	1.0
		101世帯以上	257	28.8	62.6	7.8	1.9
		無回答	2	100.0	0.0	0.0	0.0

(2)現業員の経験年数別 停廃止決定通知書の送付方法〔福祉事務所票 問2(1)×個別事案票 問3 (8)〕

現業員の経験年数別に停廃止決定通知書の送付方法を見ると、経験年数3年未満の現業員が50%未満の場合、他の区分よりも、停廃止決定通知書を「普通郵便」で送付している割合が低く、また、停廃止決定通知書を「福祉事務所の手元に保管」している割合が高かった。

また、経験年数5年以上の現業員が50%以上の場合、他の区分よりも、停廃止決定通知書を「普通郵便」で送付している割合が低く、また、停廃止決定通知書を「福祉事務所の手元に保管」している割合が高かった。

図表 84 現業員の経験年数別 停廃止決定通知書の送付方法

		n	普通郵便	福祉事務所の手元に保管	その他	無回答
合 計		1,049	320	634	115	10
		—	30.5	60.4	11.0	1.0
経験3年未満の 現業員の割合	50%未満	372	26.9	67.2	7.0	1.1
	50～75%未満	491	33.6	56.4	11.2	1.0
	75%以上	184	28.8	58.2	18.5	0.5
	無回答	2	100.0	0.0	0.0	0.0
経験5年以上の 現業員の割合	0%	179	31.8	52.5	17.3	1.7
	50%未満	727	31.2	61.1	9.5	1.0
	50%以上	141	24.1	68.1	10.6	0.0
	無回答	2	100.0	0.0	0.0	0.0

(3)被保護者との連絡状況別 停廃止決定通知書の送付方法〔個別事案票 問3(9)×個別事案票 問3(8)〕

被保護者との連絡状況別に停廃止決定通知書の送付方法を見ると、被保護者と「連絡はついていない」事案の方が、「何らかの形で被保護者や関係者と連絡がついた」事案よりも、停廃止決定通知書を「普通郵便」で送付している割合が低かった。

図表 85 被保護者との連絡状況別 停廃止決定通知書の送付方法

		n	普通郵便		福祉事務所の手元に保管		その他	
			あり	なし	あり	なし	あり	なし
合 計		1,049	320	729	634	415	115	934
			30.5	69.5	60.4	39.6	11.0	89.0
停廃止後に被保護者と連絡がついたか否か	連絡はついていない	720	26.8	73.2	64.9	35.1	10.4	89.6
	何らかの形で被保護者や関係者と連絡がついた	325	38.8	61.2	51.1	48.9	12.3	87.7
	無回答	4	25.0	75.0	25.0	75.0	0.0	100.0

11) 居所不明となる前に行った助言や指導の方法〔クロス集計〕

(1) 居所不明を原因とする保護停廃止歴の有無別 居所不明となる前に行った助言や指導の方法 〔個別事案票 問2(9)×個別事案票 問3(3)〕

居所不明を原因とする保護停廃止歴の有無別に居所不明となる前に行った助言や指導の方法を見ると、「居所不明と判定されたことによる保護停廃止歴がある」被保護者に対してよりも、「居所不明の疑いが生じたことはあるが、居所不明と判定されたことによる保護停廃止歴はない」被保護者に対して、「助言」を行う割合及び「口頭指導」を行う割合が高かった。

図表 86 居所不明を原因とする保護停廃止歴の有無別
居所不明となる前に行った助言や指導の方法

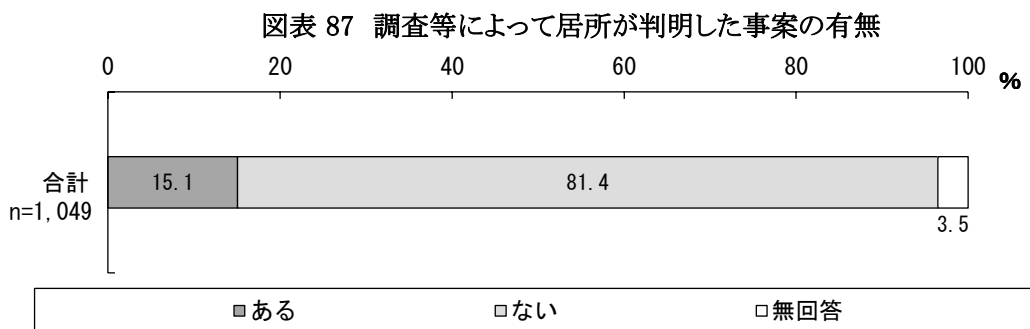
		n	助言	口頭指導	その他	いずれも行っていない	無回答
合 計		1,049	291	145	108	605	11
		—	27.7	13.8	10.3	57.7	1.0
居所不明を原因とする 保護停廃止歴の有無	居所不明と判定されたことによる保護停廃止歴がある	317	31.2	13.2	9.1	54.6	1.3
	居所不明の疑いが生じたことはあるが、居所不明と判定されたことによる保護停廃止歴はない	93	40.9	28.0	10.8	37.6	1.1
	居所不明の疑いが生じたことはなく、居所不明と判定されたことによる保護停廃止歴はない	615	24.1	12.4	10.4	62.6	0.8
	無回答	24	25.0	4.2	20.8	50.0	4.2

12) 個別事案票に回答を行った現業員がそれまで担当した、調査等によって居所が判明した事案

本節では、個別事案票に回答した現業員が、過去に経験した、調査等によって居所が判明した事案について回答した結果を掲載するものであり、「居宅」及び「居宅以外」の区分を適用する必要がないものであるため、「合計」の結果を掲載・分析する。

(1) 個別事案票に回答を行った現業員がそれまで担当した、被保護世帯の被保護者全員が居所不明となっている疑いが生じたものの、調査等によって居所が判明した事案の有無〔個別事案票 問4〕

個別事案票に回答を行った現業員がそれまで担当した、被保護世帯の被保護者全員が居所不明となっている疑いが生じたものの、調査等によって居所が判明した事案の有無は、「ない」の割合が高く、81.4%であった。



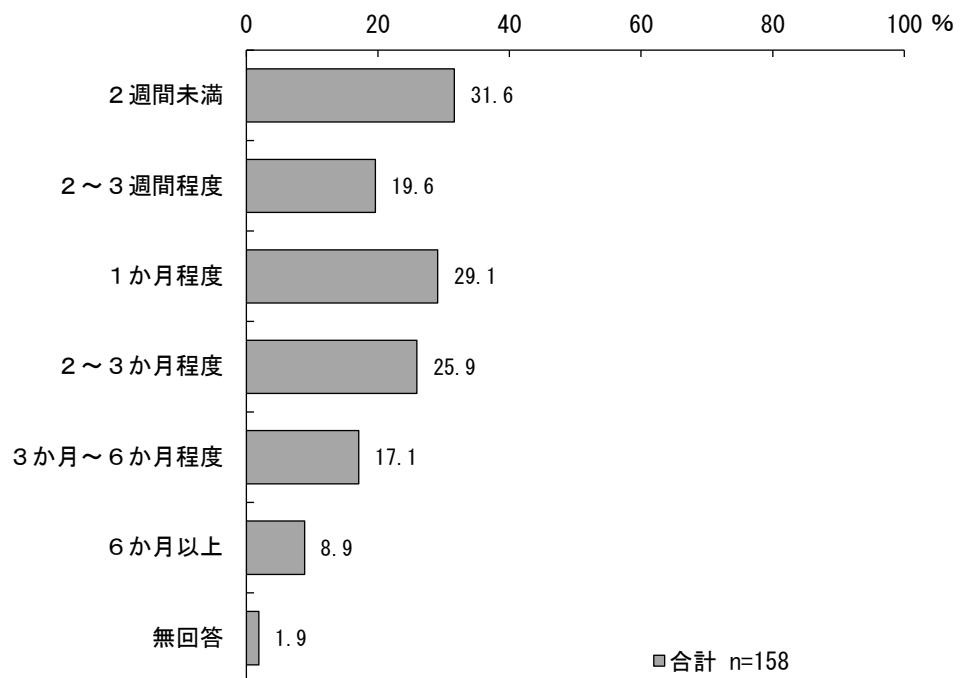
(2) 居所不明となっている疑いが生じてから、調査等によって居所が判明するまでの期間(複数回答)

【個別事案票 問4SQ1】

居所不明となっている疑いが生じてから、調査等によって居所が判明するまでの期間は、「2週間未満」の割合が高く、31.6%であった。

※ アンケート調査においては、選択肢「6か月～9か月程度」、「9か月～1年程度」、「1年以上」を別途設けていたものの、サンプル数を踏まえて統合し、「6か月以上」としている。

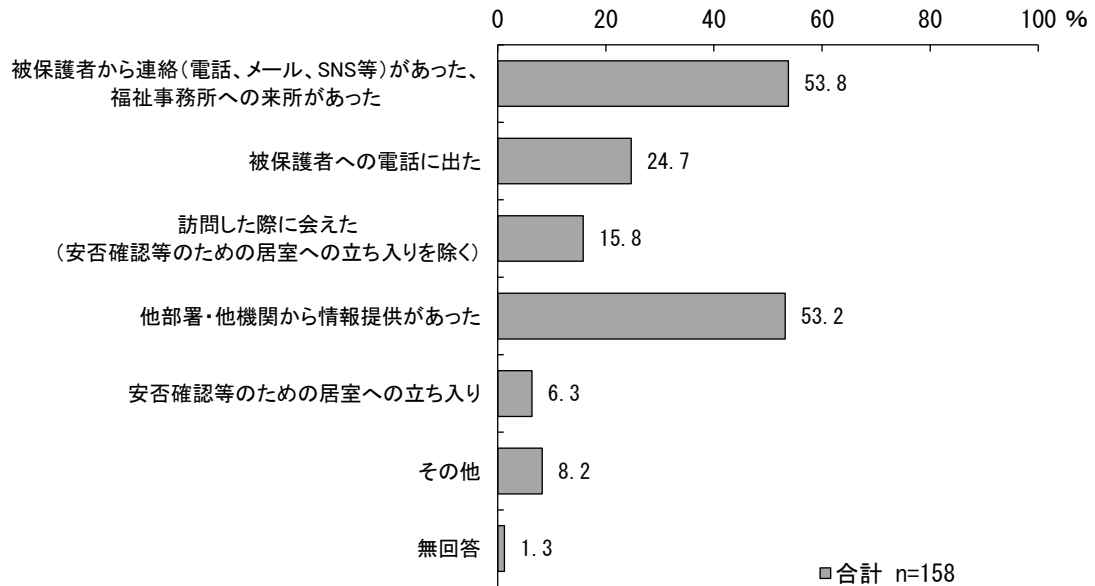
図表 88 居所不明となっている疑いが生じてから、調査等によって居所が判明するまでの期間
【調査等によって居所が判明した事案がある現業員のみ】



(3)被保護者の居所が判明したきっかけ(複数回答)[個別事案票 問4SQ2]

被保護者の居所が判明したきっかけは、「被保護者から連絡(電話、メール、SNS等)があった、福祉事務所への来所があった」、「他部署・他機関から情報提供があった」の割合が高く、それぞれ53.8%、53.2%であった。

図表 89 被保護者の居所が判明したきっかけ
【調査等によって居所が判明した事案がある現業員のみ】

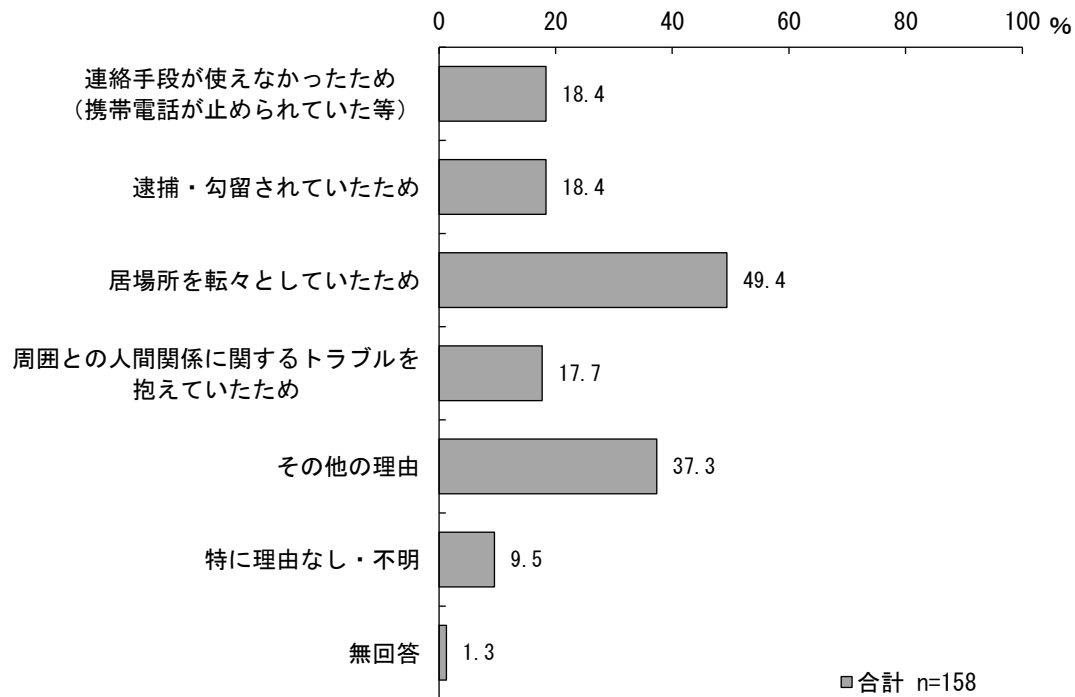


(4)被保護者が居所不明となっていた理由(複数回答)[個別事案票 問4SQ3]

被保護者が居所不明となっていた理由は、「居場所を転々としていたため」の割合が高く、49.4%であった。

※ アンケート調査においては、選択肢「入院していたため」、「出稼ぎ労働に行っていたため」を設けていたものの、サンプル数を踏まえて、「その他」に統合している。

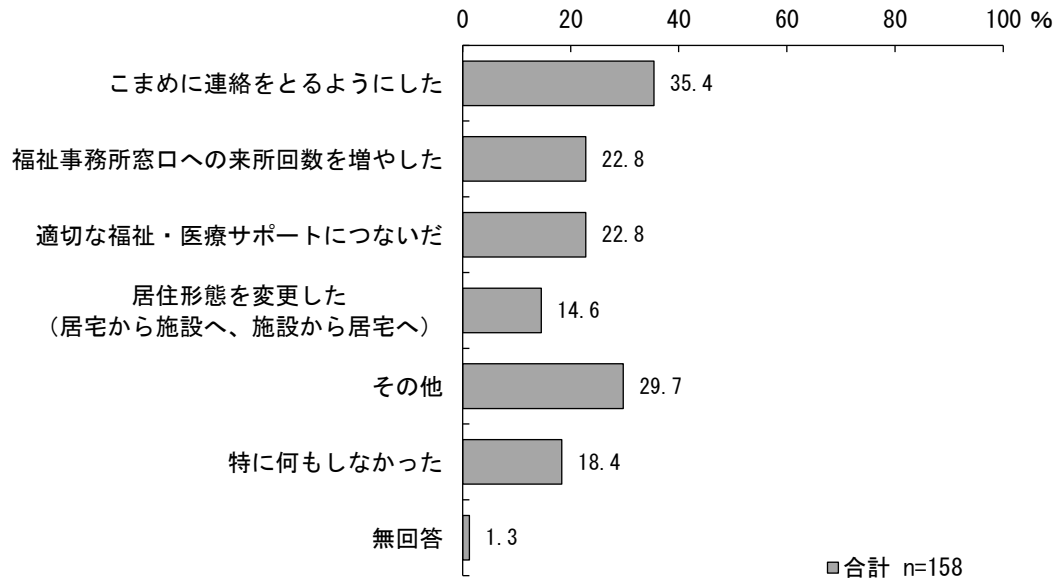
図表 90 被保護者が居所不明となっていた理由
【調査等によって居所が判明した事案がある現業員のみ】



(5) 居所判明後の当該世帯に対する取組・支援方法(複数回答)[個別事案票 問4SQ4]

居所判明後の当該世帯に対する取組・支援方法は「こまめに連絡をとるようにした」の割合が高く、35.4%であった。

**図表 91 居所判明後の当該世帯に対する取組・支援方法
【調査等によって居所が判明した事案がある現業員のみ】**



Ⅲ. 事例調査

1. 福祉事務所における対応事例調査

1) 調査の概要

アンケート調査のみでは実態の把握が難しい定性面での情報を補足し、考察を深める目的から、事例調査の一環としてインタビュー調査を行った。

(1) 調査対象

自治体2か所、福祉事務所3か所に対してインタビュー調査を行った。自治体Aへのインタビューは、アンケート調査に先行する形で行った。また、本インタビュー調査の対象は、研究会委員からの推薦や、アンケート調査結果に基づいて選定した。

図表 92 調査対象リスト

No.	対象	実施時期	インタビュー方法
1	自治体A	令和4年8月	オンライン会議
2	自治体B	令和4年11月	オンライン会議
3	福祉事務所C	令和5年1月	オンライン会議
4	福祉事務所D	令和5年1月	オンライン会議及び書面
5	福祉事務所E	令和5年2月	書面

(2) 調査内容

インタビューでは主に「居所不明となる被保護者像」、「被保護者が居所不明となった場合の調査方法」や「保護を停廃止する旨の通知方法・公示送達実施方法」などについて調査した。

2) 調査結果

① 居所不明となる被保護者像について

- ある程度高齢になると体力的な面から色々な場所を転々とするのが難しいためか、40～50代くらいの単身男性が多い。また一方で、ネットカフェ生活が長く、定住することにこだわりのない20代男性も見られ、年齢層としては幅広いのではないか。また、派遣就労の方は仕事がある場所を転々とすることがあるようだ。（自治体A）
- 元々ホームレスの方は1か所に定住することが難しいようだ。また、居所が定まっていないうちに施設への入所を案内しても、本人が、自らについてサポートが必要な状況にあると納得できていない場合には、施設での生活に疑問が生じ、再びホームレスに戻ってしまうようだ。（自治体B）
- 支援者が福祉事務所に案内したホームレスの方や、元々居所を転々としていてお金がなくなってしまう人が仕方なく施設に入り、最初に生活保護が給付されたタイミングで居所不明になってしまうという事案が多い。出稼ぎに行ってもそのまま居所不明になってしまうという事案はあまり把握していない。また、アパートに住み始めたものの、いなくなってしまうという事案もある。一度居所不明になった方が戻ってくるという事案は少ない。（福祉事務所C）
- 居所を転々としており、居所がない状態での保護受給開始となる方が、1か月分の保護費を受け取ると居所不明になってしまうという事案が多い。受給開始のきっかけは、警察がらみの方もいれば、仕事がうまく行かなかった方もおり、様々である。個人的には、アパートなど、居住地が確保されている状態から居所不明となる事案はあまり経験がな

く、居所が定まっていない人が居所不明となる事案が圧倒的に多いという感覚である。
(福祉事務所D)

- 近隣住民とトラブルを起こしがちといった事情で居住地を転々としている方が、施設に入所したものの、その施設でも入居者間でトラブルを起こしてしまい、施設を出て行ってしまふという事案が多い。そういった方は住民票や社会保障に関する手続に不慣れの方が多いため、結果的に居所不明となっているのではないか。(福祉事務所E)

②被保護者が居所不明となった場合の調査について

- 被保護者の居所がわからなくなったときは、2, 3か月ほどかけて関係者への聞き取り、福祉事務所からの郵送物の郵送状況の確認、また、複数回の訪問等を行っている。聞き取りを行う関係者としては不動産会社、通院先の病院、民生委員、また、障害福祉サービス利用者なら、福祉事務所の障害福祉部署などが想定される。本当に不在かどうかの判断は難しい。(自治体A)
- 公示送達の実施に際しては、裁判所に公示送達の申立てを行う必要がある。被保護者の居所の調査をどのくらいの期間にわたって実施すべきかわからないため、手探りで調査を行ってから裁判所に申立てを行っているが、裁判所から調査が足りないと判断された場合には、再調査を行うこととなるため、現業員の負担となっている。(自治体A)
- 居所が判明するきっかけとしては、調査そのものというより、被保護者が保護廃止になっていることに気がつかずに、福祉事務所にお金を取りに来ることが多い。居所が判明しやすい特定の被保護者像や、調査手法があるというよりは、福祉事務所や地域とつながりを築けている人は見つかることが多いという認識である。居所が判明するまでの期間は1, 2か月程度。(自治体B)
- 被保護者が居所不明となった事案に対する独自のマニュアルを作成しており、被保護者が居所不明となった場合の対応や保護の廃止までの手続を整理している。マニュアルどおりに対応すると、居所がわからなくなってから保護の廃止まで少なくとも1か月はかかる。マニュアルを作ったことで、丁寧な手続を遂行できているが、「福祉事務所Cだけしつこい」と被保護者から怒られることもある。周りの福祉事務所との均衡をとるためにも、統一的なルールがあるといいのではないか。(福祉事務所C)

③保護を廃止する旨の通知方法・公示送達実施について

- 自宅にいない被保護者について、廃止通知をどのように送付するのが課題である。国の法定受託事務であるにもかかわらず、生活保護法に規定がないため、民法に基づいて公示送達の対応をとらなければいけない。生活保護法におけるルールがあるべき。(自治体A)
- 公示送達を行うタイミングが難しい。保護廃止に踏み切る前に、保護停止を経るべきか、また、指導指示を行うべきかといった論点がある。(自治体B)
- 被保護者が自宅にいない可能性が高い場合には、福祉事務所で通達を保管しておくこともある一方で、保護を廃止する旨が被保護者に伝わらないと、廃止手続をきちんと行ったことにならないため悩ましい。(自治体B)
- 居所不明となっており、居宅や元々入所していた施設にいないことがわかっている被保護者については、廃止決定通知書を普通郵便や書留で送付せず、福祉事務所の手元で保管している。(福祉事務所C・D)
- 被保護者が不在の場所に廃止決定通知書を郵送すると、「いないとわかっているのになぜ送るのか」と大家や施設職員とトラブルになることもある。(福祉事務所D)
- 廃止決定通知書は、不在の居住地に送付することで個人情報漏洩してしまうことが懸念されるため、基本的に福祉事務所にて保管している。なお、被保護者が失踪してい

ると確信を得られない状況では書留による送付を行うこともあるが、これも個人情報の観点から、現業員の独断ではなく、福祉事務所内で協議の上、実施を決定している。

(福祉事務所E)

- 停廃止決定通知書を福祉事務所の手元に保管する場合には、公示送達を実施し、処分内容を確実に相手方に通知することが必要であることは理解しているものの、公示送達実施に係る手続がわからないという事情や、居所不明となる被保護者が多いという事情から、公示送達を実施できていない。(福祉事務所C)
- 民法第98条に基づく、停廃止決定処分についての公示送達は行っていないが、地方自治法第231条の3第4項に基づく、生活保護費返還金に係る公示送達は行っている。生活保護費返還金が発生しそうなケースでは、福祉部門から会計部門に伝達し、最終的な公示送達実施要否は会計部門にて判断している。(福祉事務所D)
- 全ての事案で公示送達を実施しなければならないとなると、公示送達の申請費用の確保や、戸籍の確認といった事務手続が必要になるため、大きな負担になると考えられる。(福祉事務所D)

2. 行政処分に関する過去の裁判例情報

1) 調査の概要

居所不明となった被保護者の調査や保護廃止手続をめぐって、福祉事務所が最低限行うことが期待される調査手法や事務手続を把握するため、生活保護に係る過去の裁判例や不服申し立ての裁決について調査を行った。

過去の裁判例及び裁決の調査方法はそれぞれ以下のとおり行った。

(1) 裁判例の調査方法

- 生活保護に係る過去の裁判例について、最高裁判所が提供する「裁判例検索」において、平成元年から現在までの裁判例を検索した。
- 検索は、以下の検索ワードによって行った。
 - (生活保護 OR 被保護世帯 OR 被保護者) AND (廃止 OR 停止 OR 引下げ)
- 上記検索に基づきヒットした 218 件のうち、生活保護について争点になっている裁判例は 52 件あった。
- この 52 件のうち、争点が「被保護者が居所不明であること」、「受給方法」や「手続」に関するものは 5 件あった。
- このほか、研究会委員及び厚生労働省社会・援護局保護課から、被保護者が居住実態不明であったことによって生活保護が廃止されたことをめぐる裁判例 1 件ずつ（計 2 件）の情報提供があった。

(2) 裁決の調査方法

- 生活保護に係る不服申し立ての裁決については、総務省が提供する「行政不服審査裁決・答申検索データベース」の「裁決情報検索」を用いて検索した。
- 検索に際してはフリーワード及び処分根拠法令の設定が可能であり、それぞれ以下のとおり設定した。
 - フリーワード：生活保護 AND 廃止
 - 処分根拠法令：生活保護法
- 上記検索に基づきヒットした 82 件のうち、今般の調査研究に関連のあるものは 3 件あった。
- なお、生活保護制度においては、生活保護法第 69 条の規定により、処分取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができないこととされている。

2) 裁判例の調査結果

裁判例 7 件のうち、被保護者の居所に関わる保護廃止（居住地が不明確であったことによる保護廃止）をめぐり裁判例は 3 件であった（うち 1 件については、生活保護の手続に係るポイントも示されていた。）。その他の 4 件の裁判例については、生活保護の手続に係る裁判例であった。

なお、次ページ以降の図表中で示されるポイントについては、各裁判例における判示事実を踏まえたものであり、全ての事例に一般化されるものではないことに留意が必要である。

図表 93 裁判例の概要

No.	カテゴリ	ポイント
1	被保護者の居所 (居住地が不明確)	<ul style="list-style-type: none"> 柳園訴訟(通称)(平成5年10月25日、京都地方裁判所) 被保護者は各地の飯場を転々とした後に友人宅に寄宿しており、病院入院を契機として現所在地保護で保護開始となった。病院退院後、居所を明らかにせず、「傷病治ゆ」とされ保護が廃止された事案。 <u>居住実態不明であること(本裁判例においては、被保護者と連絡がとれているものの、居住地を明らかにしていないこと)をもって、生活保護法26条1項に基づく保護廃止の事由にはならない。</u>
2	被保護者の居所 (居住実態の有無)	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護廃止決定取消等請求事件(平成23年11月11日、大阪地方裁判所) <u>福祉事務所職員がたびたび被保護者の自宅を訪問しても不在が続いたこと(訪問時に面談ができたのは事前に訪問の約束を取り付けたときのみ)、家財道具や水道・ガス・電気の使用がほとんどないこと、被保護者が別の場所で生活しているとたびたび述べていたこと</u>等から、被保護者との面談において、居住実態がないことを理由に保護廃止の方針を伝え、廃止決定を行った事案。 生活保護法第19条を根拠として直ちに保護廃止決定をすることはできないというべきである。もっとも、<u>被保護者が申告した居住地における居住実態が認められない場合には、他に被保護者の要保護性を基礎づける特段の事情がない限り、被保護者に要保護性があると認めることはできない。</u>
3-1	被保護者の居所 (居住実態が不明)	<ul style="list-style-type: none"> 損害賠償請求事件(令和3年10月1日、前橋地方裁判所) 福祉事務所職員が被保護者宅をたびたび訪問しても不在であることが続く中、日中不在としていることについて、被保護者から合理的な説明が得られず、居住実態不明として保護が停止された事案。 <u>居住実態不明であること(本裁判例においては、被保護者と連絡がとれているものの、福祉事務所職員が被保護者の自宅を訪問した際に不在であることが多く、そのことについて合理的な説明がされないこと等)</u>は生活保護法第26条に規定する「被保護者が保護を必要としなくなったとき」に該当すると解することはできない。 (日中居宅を不在とすることについて合理的な説明が得られないなど、)<u>被保護者が居住実態を秘匿しようとするような対応をしたからといって、そのことから直ちに要保護性が消滅したと推認することはできない。</u>
3-2	保護手続	<ul style="list-style-type: none"> 損害賠償請求事件(令和3年10月1日、前橋地方裁判所)(再掲) 事案の概要は3-1に同じ。 生活保護法は、(被保護者の不誠実な対応等に対する)制裁的な保護の停止は、生活保護法第28条第5項及び第62条第3項の2つの場合に限定していると解される。 (処分決定通知書に、処分の理由として「居所実態不明のため停止します」とのみ記載されていることにつき、)被保護者に対して不利益処分をする際は、書面によりその旨を通知するとともに、その理由を示さなければならないが、少なくとも、不服申立ての対象を認識できる程度に理由を記載することが求められる。それを欠く場合の不利益処分は、理由付記不備の違法を理由に取消し得べき瑕疵を有することになる。

※ 上記は各裁判例における判示事実を踏まえたものであり、全ての事例に一般化されるものではない。

No.	カテゴリ	ポイント
4	保護手続	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護停止処分取消請求事件（平成 23 年 9 月 16 日、神戸地方裁判所） 被保護者は術後後遺症で免疫力低下治療中であり、処分行政庁から、自宅の売却、自動車の処分、持病治療の受診先を指示されたが、指示に違反したことなどを理由に生活保護の停止処分をされた事案。 （県民局長が生活保護法第 27 条第 1 項及び同法施行規則第 19 条に基づく書面による指導指示をしないで行った保護の停止処分につき、）生活保護法施行規則第 19 条（保護の変更、停廃止に係る実施機関権限は、書面による指導又は指示に、被保護者が従わなかった場合でなければ行使してはならない）への違反は、保護の変更等の取消原因になる瑕疵にあたる。
5	保護手続	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護費受給請求事件（平成 16 年 6 月 23 日、東京地方裁判所） 被保護者は賃貸住宅に居住しており、生活扶助費を現金書留で送金するように求めたが、送金されなかった事案。 （被保護者が生活扶助費を現金書留で送金するように求めたことに対し、）保護の実施機関が、生活保護法第 27 条第 1 項の指示権限に基づき、生活扶助費の交付を地域行政センターにおいて行うと指示することは、不正受給等の問題が生じにくいという効果等を期待できる合理的なものであるため、実施機関は生活扶助費を当該センターで交付すれば足りる。
6	保護手続	<ul style="list-style-type: none"> 保護申請却下処分取消等請求事件（平成 20 年 2 月 28 日、最高裁判所） 被保護者が海外にて求職活動を行った期間（約 1 か月）の生活扶助を減額した事案。 （被保護者が海外に滞在していたことを理由とした、生活扶助費を減額して支給する旨の変更決定につき、）少なくとも渡航費用を支出することができるだけの額の、本来最低限度の生活の維持のために活用すべき金銭を保有していたことが明らかであり、渡航費用を生活扶助費から減額することは適法。
7	保護手続	<ul style="list-style-type: none"> 損害賠償等請求事件（平成 26 年 10 月 23 日、最高裁判所） 被保護者は自宅で手書き友禅の請負業務に従事し、業務において小型自動車を使用していた。処分行政庁は被保護者に対し、従前から増収とともにこれに代わる対応として当該自動車を処分すべきことを口頭で指導していた事案。 生活保護法第 27 条第 1 項に基づく指示が書面でなされた場合に、<u>被保護者が口頭指導の内容を理解しており、また、当該書面に指示の理由として従前の指導の経過が記載されていたとしても、書面に記載されていた事項に代わる対応として処分行政庁が口頭で指導していた事項が指示の内容に含まれると解することはできない。</u>

※ 上記は各裁判例における判示事実を踏まえたものであり、全ての事例に一般化されるものではない。

3) 裁決の調査結果

裁決3件のうち、被保護者の居所に係る保護廃止をめぐる裁決は2件であった。その他の1件については、生活保護の手續に係る裁決であった。

なお、以下の図表中で示されるポイントについては、各裁決における事実関係を踏まえたものであり、全ての事例に一般化されるものではないことに留意が必要である。

図表 94 裁決の概要

No.	カテゴリ	ポイント
1	被保護者の居所 (居住地が不明確)	<ul style="list-style-type: none"> 奈良県、再審請求（裁決日：令和4年1月24日、認容（保護決定処分の取消し）） 審査請求人は医療保護入院に対し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき退院を請求し、新たな居住先を確保できていない状態で退院。審査請求人は携帯電話を保有しておらず、審査請求人と連絡がとれなくなったことから、処分庁は失踪を理由として保護を廃止した事案。 被保護者が居所不明となった場合、親類縁者等に連絡して情報収集を行うこと、保護費を口座振り込みから窓口支給に切り替え、被保護者の来庁を待つことなどが想定される。 生活保護法第25条第2項の調査を十分に行ったと認められない廃止決定処分は、保護を廃止し得る要件を満たしていると認められない。
2	被保護者の居所 (居住地が不明確)	<ul style="list-style-type: none"> 福岡県、審査請求（裁決日：平成29年2月6日、認容（生活保護廃止、保護費返還処分の取消し）） 審査請求人が、処分庁職員が投函した不在連絡票に対応せず、また、その後居住地を退去させられてからの処分庁職員からの電話連絡にも対応せず居所不明となったことから、失踪を理由として保護が廃止され、また、保護費返還処分がなされた事案。 必要な調査を尽くした結果、保護の必要性がなくなったことを裏付ける事情が認められてはじめて生活保護法第26条の規定に基づく保護廃止ができるものというべき。
3	保護手續	<ul style="list-style-type: none"> 富山県、審査請求（裁決日：平成29年8月16日、認容（生活保護廃止処分取り消し）） 稼働能力を十分活用していないことから求職活動を求める指導を行ったが、審査請求人が従わず、保護停止。体調不良により求職できないと保護再開の訴えがあり、検診命令に従ったので再開し、受診漏れがあった血液検査を改めて受けさせるため再度検診を命令（直接交付ではなく、写しを郵便受けに投函）。しかし、審査請求人がそれに従わなかったため、再度、求職活動が不十分であることを理由に保護廃止処分（弁明の機会を付与し聴聞を行ったが、正当な理由がないとして、廃止を決定）となった事案。 保護の廃止決定に至る手續において検診命令書を直接交付していないこと、また、停止決定及び廃止決定に係る生活保護決定通知書に記載された理由は、生活保護法及び行政手續法が要求する理由提示として十分でないことから、審査請求には理由がある。

※ 上記は各裁決における事実関係を踏まえたものであり、全ての事例に一般化されるものではない。

3. 類似ケースにおける対応事例調査

1) 調査の概要

生活保護制度のほか、生活を支える重要な給付を行う制度である公営住宅制度や公的年金制度において、給付対象者の居所がわからなくなった場合にどのような手続を行うこととしているか、インタビュー調査を行った。

(1) 調査対象

公営住宅制度に係るインタビューの対象は、研究会委員や、1. 福祉事務所における対応事例調査に協力いただいた調査対象から、自治体の公営住宅部局をご紹介いただいた。

公的年金制度に係るインタビューでは、厚生労働省年金局にご協力いただいた。

図表 95 調査対象リスト

No.	カテゴリ	対象	実施時期	インタビュー方法
1	公営住宅制度関係	自治体F	令和4年11月	電話
2	公営住宅制度関係	自治体G	令和4年12月	書面
3	公的年金制度関係	厚生労働省年金局	令和4年12月	書面

(2) 調査内容

インタビューでは主に「給付対象者が居所不明であることが判明するきっかけ、居所不明となる給付対象者像」、「給付対象者が居所不明であることが判明した後の対応」について調査した。

2) 公営住宅制度関係部局へのインタビュー結果

① 入居者が居所不明であることが判明するきっかけ、居所不明となる入居者像について

- 公営住宅の入居者が居所不明となっていることが発覚するのは、家賃滞納や、公営住宅の自治会からの「自治会費が滞納されている」、「入居者の姿を見かけない」といった情報提供がきっかけとなることが多い。(自治体F)
- 居所不明となる入居者像としては、外国人、生活保護受給者や、単身高齢者が多い。入居者が施設入所や入院などによって長期にわたり不在とする場合、指定管理者(地方公共団体の指定を受け、公の施設の管理を行う者)に対して不在届を提出することになっているが、外国人の入居者は、届出なしで母国に帰ってしまい、居所不明となるケースが多い。また、単身高齢者の入居者は、届出なしで施設に入所していると推測されるが、個人情報関係で情報を得られず、確認は得られないことが多い。(自治体F)
- 公営住宅の入居者が居所不明となる事案の発生率は0.07%程度である。(自治体F)
- 入居者が居所不明となっているケースは、家賃滞納が発生し、明渡し請求を行う過程で判明している。家賃滞納を伴わない居所不明事案は発生していない。(自治体G)

②入居者が居所不明であることが判明した後の対応について

- 入居者が居所不明であると判明してからの対応は、家賃滞納の有無によって変わる。滞納が3か月以上に及ぶ場合は、公営住宅法や条例に基づき、明渡し訴訟を提起¹する。明渡しを命じる判決が出れば強制執行が可能となるため、公営住宅の使用権の取消を行い、残置物があった場合は引取業者に引き渡すことができる。判決が出ている以上、後から残置物の処理を巡ってトラブルになることはない。上記に当てはまらない場合は、条例において、正当な事由がなく、1か月以上住宅を使用しない場合に使用許可を取り消すこととしている²ため、まずは指定管理者が居所の調査を行う。具体的には、玄関に張り紙をする、近隣住民に情報提供を求める、親族・関係者への聞き取りを行うといったことが想定される。調査をひととおり実施しても居所がわからない場合には、公営住宅の使用許可を取り消す。その際残された残置物については、親族がいれば引き取ってもらうが、親族がいない場合は公費で処分する。しかし、遺影など処分しにくいものは自治体で保管するしかない。（自治体F）
- 仮に残置物を処分したあとに入居者が戻ってきた場合には、裁判を起こされると負けてしまうため、入居者が戻ってくることはないという確証がある程度得られてから使用許可の取消に進むこととなる。確証を得られるまで調査を行うとなると、調査期間は優に3か月を超える。（自治体F）
- 明渡し訴訟を提起するときに、入居者の居所がわからない場合は公示送達を行う必要があるが、無断退去の場合には公示送達は行わずに使用権取消に進む。（自治体F）
- 明渡し請求書面を郵送したものの、相手方に到達せず居所不明であることが発覚した場合には、住民票の写しの請求、近隣住民への聞き込み、メーター類の確認等により、1か月程度居所の調査を行っている。調査を行うタイミングは、基本的には明渡し請求後である。（自治体G）

¹ 入居者が家賃を3か月以上滞納した場合に、設置主体が明渡しを請求することができる旨は公営住宅法第32条第4項に規定がある。一方で、公営住宅は住宅に困窮する低額所得者等に対して賃貸する住宅であるというその特殊性を踏まえて、国土交通省住宅局は、「やむを得ず家賃を支払えない状況にある者に対しては、その収入等の状況や事情を十分に把握した上で、適切な措置」をとるよう、各都道府県住宅主務部長宛てに通達している（公営住宅の滞納家賃の徴収における留意事項等について（国住備第135号、平成26年11月5日））。具体的な措置としては、やむを得ず家賃を支払えない状況にある者に対しては、家賃減免の適用等の負担軽減措置を講じること、民生部局とも十分に連携すること等が挙げられている。

² 国土交通省住宅局が示す「公営住宅管理標準条例（案）」（平成8年10月14日建設省住総発第153号）では、第41条において、入居者が正当な事由によらずに15日以上公営住宅を使用しない場合は、知事または市長は当該入居者に対し、明渡しを請求できるとされている。

3) 公的年金制度関係部局へのインタビュー結果

① 受給権者が所在不明³であることが判明するきっかけ

- 国民年金法令及び厚生年金保険法令において、年金受給権者の所在が1か月以上明らかでないときは、その世帯員は所在不明についての届出を行うことが義務付けられている。当該届出以外にも、捜査機関や役所等の公的機関や、所在不明届の提出義務者ではない受給権者本人の親族など第三者からの情報提供により、年金受給権者が所在不明であることが発覚することがある。

② 年金受給権者が所在不明であることが判明した後の対応について

- 年金受給権者が所在不明であることが判明した後の対応についても、国民年金法令及び厚生年金保険法令において規定されている。
- 所在不明届の提出がなされた場合、年金受給権者本人に「現況申告書」を送付する。「現況申告書」は、送付日の1か月後を指定期限として送付しており、指定期限までに提出がなければ、年金の支払を一時差し止める。なお、指定期限までに「現況申告書」の提出があった場合でも、受給権者の居住地を訪問し、本人と面会するなど調査を行うこととしており、その調査の結果、生存の事実の確認ができない場合にも、年金の支払を一時差し止める。なお、「現況申告書」には、「現況申告書」の提出がない場合には年金の支払を一時差し止めする旨が記載されており、運用上、年金支払を差し止める際に、年金受給権者への通知は行っていない。
- また、捜査機関や役所等の公的機関又は所在不明届の提出義務者ではない受給権者本人の親族など第三者からの情報提供に基づき、随時に調査を行うケースがある。当該ケースにおいて、世帯主等が確認できる場合には、まず、当該世帯主等に対し所在不明届の提出を求め、所在不明届の提出がない場合や所在不明届の提出義務者の確認ができない場合には、受給権者へ「現況申告書」を送付している。その後の対応については、上記に記載のとおり。
- その他、令和2年度⁴から、後期高齢者医療の医療給付を一定期間利用していない被保険者に係る情報等を活用した所在不明の疑いのある年金受給権者の生存の事実を確認するための調査を実施することとしている。調査では、後期高齢者医療の医療給付を利用していない年金受給権者の情報及び日本年金機構が保有する郵便物を送付しても未着となる者の情報を基に、調査対象者を抽出し、個別に訪問調査を実施、生存の事実が確認できない場合には年金の支払を一時差し止めするもの。この調査は3年程度おきに定期的実施することとしている。
- また、法令上の規定はないものの、年金の支払の一時差し止め後、当該受給権者の生存の事実及び「現況申告書」の提出が確認できた場合には、一時差し止めを解除し、時効により消滅していない年金を遡及して支払うこととされている。
- 警察のような捜査権限はないため、面談拒否等された場合には、それ以上の調査ができなくなるなど実際の調査には一定の限界がある。

³ 公的年金制度において「居所」という単語は、年金受給権者が施設に入居している場合における当該施設など、住民票住所と異なる住所地という限定的な意味で使用されていることを踏まえ、「居所不明」という表現は用いず、「所在不明」と記すこととしている。

⁴ 実際には、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度に実施している。

IV. まとめ

1. 被保護者が居所不明となる事案に関する実態及び福祉事務所における対応

アンケート調査結果、インタビュー調査結果を踏まえて、被保護者が居所不明となり、保護を停廃止した事案に関する現状を整理した。なお、アンケートでは、居所不明となった際の被保護者の居場所が居宅であったか、居宅以外であったかを区別して集計しており、以下でも「居宅」「居宅以外」で傾向に差がある場合はその旨がわかるように記載している。

(1) 生活保護受給中に居所不明となった事案の発生状況

- 福祉事務所の割合は全体の 55.4%が、令和3年度中から令和4年度上半期にかけて、被保護者の居所がわからず何らかの対応を行った事案(令和3年度において、調査等によって居所が判明した事案若しくは居所不明と判定できずにいる事案、または、今年度上半期において、居所不明を理由として停廃止に至った事案のいずれか)を経験している。【p.24】
- 被保護者が居所不明であることを理由として保護停廃止に至った事案がある福祉事務所は 43.8%にのぼる。これらの福祉事務所における当該事案数は平均 9.9 件、中央値で 3.0 件である。【p.28】
 - 被保護者が居所不明であることを理由として保護を停止した事案がある福祉事務所は 16.4%(事案数は平均 3.0 件、中央値 1.0 件)、廃止した事案がある福祉事務所は 40.7%(事案数は平均 9.5 件、中央値 3.0 件)と、廃止した事案の方が多。【p.28】
 - 事案ベースでみた場合、停止を経ずに廃止している事案が7割程度(居宅 65.4%、居宅以外 83.3%)を占める。なお、停止を経て廃止した事案における停止から廃止までの期間は、居宅は平均 89.0 日、居宅以外は平均 25.7 日である。【p.42,43】
 - 地域別に被保護者が居所不明であることを理由として保護停廃止に至った事案の数を見ると、管内の保護受給者数の割合が高くなると、当該事案の平均件数も高くなる。また、三大都市圏⁵、政令指定都市・特別区にある福祉事務所では、その他の地域の福祉事務所よりも当該事案の平均件数が高い。また、管内人口が 10 万人を超える福祉事務所では、当該事案の平均件数が全体の平均件数より高い。【p.39,40】
- また、居所が不明であるものの、居所不明と判定ができずにいる事案を経験した福祉事務所も 9.8%見られている。【p.27】

(2) 居所不明を理由として保護停廃止に至った事案の被保護者像

- 被保護者が居所不明のため保護停廃止に至った事案の被保護者の基本属性を見ると、以下のとおり 中高年の単身男性が中心となっている。
 - 世帯人数が「1人」の世帯が9割超(居宅 96.0%、居宅以外9割超⁶)を占めている。【p.45】
 - 性別は、「男性」が8割超(居宅 80.0%、居宅以外 89.2%)を占めている。【p.47】
 - 年齢は、40～64 歳が5割強(居宅 53.3%、居宅以外 56.1%)を占めており、65 歳以上が2割(居宅 19.0%、居宅以外 21.7%)を占めている。【p.46】
- 居宅以外で保護を受けていた被保護者の保護開始前の居住形態は、「漫画喫茶・ネットカフェ・サウナ等」及び「親類宅・知人宅」を含む居宅や施設以外の居住形態や、「路上・公園等」など、居住場所が定まっていない、いわゆる「不安定居住」の状態にあった人が 66.5%を占める。居所不明の疑いが生じた時点の居住形態は「無料低額宿泊所・日常生活支援住居施設」等を含む施設が 87.3%を占めている。【p.51,53】

⁵ 三大都市圏の定義は、「首都圏：埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県」、「中京圏：岐阜県・愛知県・三重県」、「近畿圏：滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県」としている。

⁶ サンプル数の観点から、居宅以外から被保護者が居所不明となった事案における、世帯人数「1人」の割合の詳細な数値は掲載しないこととしている。

- 収入面では「生活保護費以外の収入はない」人が6割以上(居宅 61.6%、居宅以外 75.2%)を占め、稼働収入がある人は2割未満(居宅 18.2%、居宅以外 9.7%)にとどまった。稼働収入がある場合の雇用形態も、「パート・アルバイト」が半数程度(居宅 51.8%、居宅以外 48.8%)を占め、給与支払形態としても「日給もしくは時間給の月払い」「週払い・日払い」である場合が4割程度(居宅 38.6%、居宅以外 43.9%)を占めている。【p.48,49,50】
- それまでの保護停廃止歴は、「居所不明の疑いが生じたことはなく、居所不明と判定されたことによる保護停廃止歴はない」が過半数(居宅 63.8%、居宅以外 50.9%)を占め、「居所不明と判定されたことによる保護停廃止歴がある」人は居宅の被保護者の場合で 23.0%、居宅以外の被保護者の場合で 40.8%であった。【p.55】
 - 世帯収入の有無及び年齢別に居所不明を原因とする保護停廃止歴の有無を見ると、居宅以外の被保護者の方が、「居所不明と判断されたことによる保護停廃止歴がある」人の割合が高いが、その中でも、稼働収入がある被保護者や、39歳以下の被保護者は、その他の被保護者よりも、当該割合が低い。【p.75】

(3) 居所不明と判定する前の調査の状況

- 居所不明と判定する前に行った調査は、居宅の被保護者の場合、「訪問」79.5%、「被保護者への電話連絡」67.0%、「他部署・他機関への問い合わせ」63.0%、「郵便受けに連絡依頼を投函」52.5%の実施割合が高い。居宅以外の被保護者では、「他部署・他機関への問い合わせ」66.5%、「被保護者への電話連絡」28.1%と、居宅に比べ調査手法が限られている。【p.63】
- 調査により被保護者の居所が判明した事案を経験した福祉事務所は 30.0%である。これらの事案で、調査によって居所が判明するまでの期間は、「2週間未満」が 31.6%と最も多く、「2～3週間程度」19.6%、「1か月程度」29.1%と併せて考えると、おおむね1か月以内に居所が判明する事案が多いと考えられる。一方で、「2～3か月程度」25.9%、「3～6か月程度」17.1%など、かなりの期間がたってから居所が判明している事案を経験した福祉事務所も少ないとは言えない点に留意が必要である。【p.25,86】

※同設問は、個別事案票に回答した現業員にこれまでの担当ケースにおける経験を問うものであり、複数回答を認めているため、合計が100%とならない。

(4) 居所不明の判断と停廃止の判定方法

- 被保護者が居所不明であることの判定方法は、「ケース診断会議で決定した」及び「ケース診断会議以外の福祉事務所内の合議で決定した」といった福祉事務所内の合議を経て判定している事案が約7割(居宅 72.3%、居宅以外 70.5%)を占める。【p.59】
- 被保護者が居所不明であると疑いを持った時期から、居所不明の判定日までの平均日数は、居宅は 58.1日、居宅以外は 19.8日であり、また、中央値は、居宅は 32.0日、居宅以外は 17.5日と、居宅の場合の方が期間を長くとっている傾向が見られた。【p.60】

(5) 停廃止に関する通知方法

- 停廃止決定通知書は、居宅では 49.4%の事案で「福祉事務所の手元に保管」、38.6%の事案で「普通郵便」で送付されており、「公示送達」を実施している事案は 1.6%に留まることが明らかとなった。居宅以外では、76.7%の事案で「福祉事務所の手元に保管」していた。【p.70】
 - 被保護者と連絡状況別に停廃止決定通知書の送付方法を見ると、被保護者と連絡がついていない事案では、何らかの形で被保護者や関係者と連絡がついた事案より、普通郵便で送付している割合が低い。【p.83】
- 行政／福祉事務所の立場からは、公示送達を実施していない理由としては、個人情報に関する懸念、公示送達の申請費用や手続に関する負担が指摘された。

- 個人情報に関する懸念については、「公示送達では通知内容を掲示する仕組みとなるため、その被保護者が生活保護を受給していたことが公になってしまう。生活保護を受給しているという事実自体が機微な情報に該当することから、公示送達を実施することに躊躇する」との意見があった。
 - 公示送達の申請費用や手続に関しては、該当事案を多く抱える福祉事務所では、すべての事案で公示送達を実施するのは費用面でも手続面でも現実的ではないという意見があった。また、ある福祉事務所では、既に支払った保護費に係る返還金が生じるような事案のみ、地方自治法第 231 条の3第4項に基づく公示送達を行っていた。この福祉事務所の場合は、手続上の都合から、公示送達を実施するか否かを判断し、実際に公示送達を行うのは福祉部門ではなく、会計部門の役割となっているという状況が確認された。
 - また、普通郵便に関しても、「不在と分かっている場所に停廃止決定通知書を郵送すると、大家や施設職員とトラブルになることがあるため、停廃止決定通知書は郵送せず、福祉事務所の手元に保管している」、「不在の居住地に送付することで個人情報漏洩してしまうことが懸念されるため、普通郵便や書留での送付は行わず、福祉事務所にて保管している」との意見が聞かれた。
- 同じく、行政/福祉事務所の立場からの意見として、公示送達を実施している自治体から、「裁判所への公示送達実施の申立てに際して、被保護者の居所の調査をどのくらいの期間にわたって実施すべきかわからないため、手探りで調査を行ってから裁判所に申立てを行っているが、裁判所から調査が足りないと判断された場合には、再調査を行うこととなるため、現業員の負担となっている。」との意見があった。
- 研究会では、行政法の観点から、「行政処分に関する通知が本人に到達しないと、一般にその処分はその効力を発揮しないため、手続的に保護の停廃止が成立していないとみなされる」との指摘がなされた。
- 停廃止決定後の状況として、「停廃止に承諾を得た」は居宅、居宅以外のいずれも 12.0%、「いずれの反応もない」は居宅 74.4%、居宅以外 75.2%に対し、「居所の報告があり、受給再開となった」割合は居宅 5.6%、居宅以外 4.7%であった。また、裁判になった事例がある福祉事務所の割合は 0.2% (1福祉事務所) であった。【p.29,73】

(6) 居所不明事案に関連する福祉事務所の課題認識

- 被保護者が居所不明となった場合の課題については、「調査手法について、どのようなことをどの程度実施すれば十分であるか判断が難しい」が 76.8%、次いで「調査期間について、どの程度であれば十分であるか判断が難しい」が 69.0%と、被保護者の居所の調査に関する課題が上位を占めた。また、調査以外の課題では、「保護停廃止の判断が難しい」60.9%、「窓口支給への切替後、被保護者の来所をどの程度の期間待つべきか判断が難しい」51.1%が過半数を占めた。【p.34】
- また、インタビュー調査では、以下のような課題が指摘された。
- 「居所を転々とする生活を送ってきた被保護者が、1か月目の保護費が支払われたタイミングで居所不明になり、その後、他の福祉事務所に保護申請を行ったことから居所が発覚するという事案が少なからずある。元の福祉事務所で廃止まで至っていない場合、元の福祉事務所で保護費を受け取る必要があるが、被保護者がそのことを嫌がり、トラブルになることがある。」との意見が聞かれた。このような場合、「元の福祉事務所に戻りたくない被保護者から保護辞退申請がなされることもあるが、本人が困窮していることが明らかである以上保護を廃止することはできず、対応に苦慮している」との意見もあり、福祉事務所の管轄エリアを超えて居所を転々とする被保護者への対応が福祉事務所の負担となっている様子がうかがわれた。
 - また、被保護者が居所不明となった事案に対する独自のマニュアルを作成している福祉事務所からは、「マニュアルどおりに対応すると、居所がわからなくなってから停廃止まで少なくとも1か月はかかる。マニュアルを作ったことで丁寧な手続を遂行できている反面、「他の福祉事務所よりしつこい」と被保護者からの苦情につながる場合もある。他の福祉事務所との均衡をはかるためにも、統一的なルールがあることが望ましい」との意見があった。

2. 居所不明となった被保護者の保護廃止に際して、必要とされる手続要件

福祉事務所においてどのような手続で生活保護に係る業務を遂行しているのか、その手続内容について、裁判所や行政不服審査の審査庁がどのような判断をしているのかといった実態を把握するため、生活保護における被保護者の居所に関連する過去の裁判例や判決について調査した。当該裁判例や判決の数は極めて少なく、それぞれの裁判例や判決における事実関係を踏まえたものであるため、全ての事例に一般化されるものではないことに留意が必要であるが、以下のような事例があった。

- 居住実態不明であること(裁判例においては、被保護者と連絡がとれているものの、居住地を明らかにしていないこと)のみでは、要保護性が消滅したことにはならないため、生活保護法第 26 条第1項に基づく保護廃止の事由にはならない。(柳園訴訟(通称)(平成5年 10 月 25 日、京都地方裁判所))
- 生活保護法第 19 条を根拠として直ちに保護廃止決定をすることはできないというべきである。もっとも、被保護者が申告した居住地における居住実態が認められない場合には、他に被保護者の要保護性を基礎づける特段の事情がない限り、被保護者に要保護性があると認めることはできない。(生活保護廃止決定取消等請求事件(平成 23 年 11 月 11 日、大阪地方裁判所))
- 居住実態不明であること(裁判例においては、被保護者と連絡がとれているものの、福祉事務所職員の自宅訪問時に不在であることが多く、そのことについて合理的な説明がなされないこと等)は生活保護法第 26 条に規定する「被保護者が保護を必要としなくなったとき」に該当すると解することはできない。(損害賠償請求事件(令和3年 10 月 1 日、前橋地方裁判所))
- 被保護者が居住実態を秘匿しようとするような対応をしたからといって、そのことから直ちに要保護性が消滅したと推認することはできない。(損害賠償請求事件(令和3年 10 月 1 日、前橋地方裁判所))
- 被保護者が居所不明となった場合、親類縁者等に連絡して情報収集を行うこと、保護費を口座振込から窓口支給に切り替え、被保護者の来庁を待つことなどが想定される。生活保護法第 25 条第2項の調査を十分に行ったと認められない廃止決定処分は、保護を廃止しうる要件を満たしていると認められない。(奈良県、再審請求(裁決日:令和4年1月 24 日、認容(保護決定処分の取消し)))
- 保護費の支払を銀行口座振込から窓口での支給に切り替え、被保護者が福祉事務所に来庁した際に要保護性を確認するなど、必要な調査を尽くした結果、保護の必要性がなくなったことを裏付ける事情が認められてはじめて生活保護法第 26 条の規定に基づく保護廃止ができるものというべき。(福岡県、審査請求(裁決日:平成 29 年2月6日、認容(生活保護廃止、保護費返還処分の取消し)))

3. 他制度における居所不明の取扱い

生活を支える重要な給付を行う制度である公営住宅制度及び公的年金制度を採り上げ、給付対象者の居所や所在がわからなくなった場合にどのような手続を行うこととしているか調査を行った。

(1) 公営住宅の入居者が居所不明となった場合の取扱い

- 公営住宅の入居者が居所不明となっていることが発覚するのは、家賃滞納や、公営住宅の自治会からの情報提供がきっかけとなることが多い。家賃滞納が生じない場合、居所不明となっていることが発覚しない場合もあり得るといふ特徴がある。
- 居所不明による場合に限らず、物件の明渡しに関しては公営住宅法や条例⁷上に規定があり、求められる対応は家賃滞納が3か月以上ある場合とそうでない場合で異なっている。
 - 滞納が3か月以上ある場合は、公営住宅法や条例に基づき、明渡し訴訟を提起する⁸。明渡しを命じる判決が出れば強制執行が可能となるため、公営住宅の使用権の取消を行い、残置物があった場合は引取業者に引き渡すことができる。この場合、後から残置物の処理を巡ってトラブルになることはない。
 - 上記に当てはまらない場合は、条例において、正当な事由がなく、1か月以上住宅を使用しない場合に使用許可を取り消すこととしているため、まずは指定管理者(地方公共団体の指定を受け、公の施設の管理を行う者)が居所の調査を行う。玄関に張り紙をする、近隣住民に情報提供を求める、親族・関係者への聞き取りを行うといった調査を実施しても居所がわからない場合に、公営住宅の使用許可を取り消す。調査期間は3か月を超える場合が多い。訴訟のような明確な手続を経ていないため、トラブルのリスクを考えると、残置物の処理を行いにくい。

⁷ 国土交通省住宅局が示す「公営住宅管理標準条例(案)」(平成8年10月14日建設省住総発第153号)では、第41条において、入居者が正当な事由によらずに15日以上公営住宅を使用しない場合は、知事または市長は当該入居者に対し、明渡しを請求することができることとされている。

⁸ 入居者が家賃を3か月以上滞納した場合に、設置主体が明渡しを請求することができる旨は公営住宅法第32条第4項に規定がある。一方で、公営住宅は住宅に困窮する低額所得者等に対して賃貸する住宅であるというその特殊性を踏まえて、国土交通省住宅局は、「やむを得ず家賃を支払えない状況にある者に対しては、その収入等の状況や事情を十分に把握した上で、適切な措置」をとるよう、各都道府県住宅主務部長宛てに通達している(公営住宅の滞納家賃の徴収における留意事項等について(国住備第135号、平成26年11月5日))。具体的な措置としては、やむを得ず家賃を支払えない状況にある者に対しては、家賃減免の適用等の負担軽減措置を講じること、民生部局とも十分に連携すること等が挙げられている。

(2) 年金受給権者が所在不明⁹となった場合の取扱い

- 年金受給権者の所在がわからなくなった場合の取扱いが、国民年金法令及び厚生年金保険法令で規定されている。
- 具体的には、居所不明となっている年金受給権者に対し、送付日の1か月後を指定期限として「現況申告書」を送付し、指定期限までに年金受給権者からの提出がなければ、年金の支払を一時差し止めすることとされている。また、指定期限までに現況申告書の提出があった場合でも、受給権者の居住地を訪問し、本人と面会するなど調査を行うこととされており、その調査の結果、生存の事実の確認ができない場合、年金の支払を一時差し止めしている。年金支払の一時差し止めの際には、運用上、受給権者への通知は行われていない。
- また、法令上の規定はないものの、年金の支払の一時差し止め後、当該受給権者の生存の事実及び「現況申告書」の提出が確認できた場合には、一時差し止めを解除し、時効により消滅していない年金を遡及して支払うこととされている。

⁹ 公的年金制度において「居所」という単語は、年金受給権者が施設に入居している場合における当該施設など、住民票住所と異なる住所地という限定的な意味で使用されていることを踏まえ、「居所不明」という表現は用いず、「所在不明」と記すこととしている。

4. 今後の検討課題

令和3年度の地方分権提案において、居所不明である被保護者への保護廃止決定の通知方法に関する提案がなされていることに対して、本調査研究の結果を踏まえて取扱いの明確化を目指すために、今後、以下について情報を収集し、検討を行う必要がある。

○ 廃止の決定に関する本人への通知方法

- 公示送達について
 - 保護の廃止の決定等に関する公示送達が裁判所から許可された事例において、申立人（自治体）が行った探索調査の程度
 - 公示送達の要件該当性を判断する際に勘案する事情
 - **個人情報保護との関係**はどのように整理されているか
 - 個別法において公示送達に関する規定を設けることの趣旨について
 - 行政法上、既存制度で公示送達に関する規定を設けている制度の例及びその制度趣旨（制度の種類等）
 - 公示送達を代替する通知方法の可能性
 - 本人の手元に通知が到達したと判断できる方法
 - 本人の手元に通知が届かない場合における公示送達以外の方法
 - 書面に代わる通知方法について（デジタル化の活用等）
- など

こうした通知方法のあり方に加え、被保護者が居所不明であることをもって生活保護を廃止する際の判断プロセス自体に関して、以下のような点についても、上記の検討の進捗状況を踏まえつつ、議論を深める必要がある。

○ 自治体において居所不明と判定し、保護を廃止するまでの手続き

- 居所不明と判定する際の調査内容、判定に先立つ各種措置、判定するまでの期間等
- 廃止決定を行う際の調査・検討内容（要保護性（生活保護法第26条）との関係等）
- 保護廃止後に居所が判明した場合等の対応方法
 - 未払い期間の取扱い、他福祉事務所管轄で保護申請がなされた場合の対応

なお、これらの検討にあたっては、以下の情報等を踏まえ、被保護者の状況及び自治体の取組実態に留意することが重要である。

- 居所不明判明時の居住形態（居宅か、居宅以外か）、連絡は取れているが居所を明らかにしない等の被保護者の状況
- 自治体が独自に作成したマニュアル等

參考資料

厚生労働省 令和4年度社会福祉推進事業
被保護者の居所不明を理由とした保護の廃止・停止に係る福祉事務所の
事務取扱に関する調査研究
アンケート調査票

本調査についてのご案内

1. 調査目的

この度、私どもPwCコンサルティング合同会社は、厚生労働省「令和4年度社会福祉推進事業」の国庫補助を受け、「被保護者の居所不明を理由とした保護の廃止・停止に係る福祉事務所の事務取扱に関する調査研究」を実施することとなりました。

本調査研究は、生活保護受給者の中に、保護受給中に居所がわからなくなり、連絡が途絶えてしまう方が存在することを認め、当該事例の発生状況や、当該事例に対する福祉事務所の取組内容の実態等を把握し、今後の議論の基礎資料とすることを目的としております。

ご多用の折恐れ入りますが、本アンケート調査にご協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

2. 回答期限

令和4年11月11日（金）

3. 回答方法

本Excelの「調査票A票」の回答欄（赤色セル）に直接回答を入力の上、下記メールアドレスまでご提出ください（※）。

福祉事務所の管内に複数の支部や支所がある場合は、とりまとめ部署において、管内の状況を集約のうえご回答をお願いいたします。

なお、A票の回答にあたって、支部や支所ごとに対応方針が異なる場合においては、以下のとおりご対応ください。

・あてはまる選択肢を1つお選びいただく設問：「その他」をお選びいただき、自由記述欄において、各支部（支所）が実施している対応やその選択肢を記載いただくようお願いいたします。

・あてはまる選択肢を全てお選びいただく設問：各選択肢について、1支部（1支所）でも該当していれば選択いただくようお願いいたします。

（※）提出時には、ケースワーカー様にご回答いただくB票についても併せてご提出をお願いいたします。

4. 提出先メールアドレス

#####@pwc.com

5. 回答内容の取扱

ご記入いただいた内容は、自治体名・福祉事務所名・被保護者名等の情報がわからないよう匿名化したうえで、今後の社会保障政策の検討にのみ活用します。また、分析結果の公表に際しては、統計的に処理する等、個別の自治体や福祉事務所・被保護者が特定されることのないよう、十分に配慮します。個人情報の取り扱い方法に関する詳細は別添資料「アンケート調査へのご協力をお願い」の別紙をご参照ください。

ご多忙のところ大変恐縮ですが、ご協力いただけますようお願い申し上げます。

本調査に関するお問い合わせ先

「被保護者の居所不明を理由とした保護の廃止・停止に係る福祉事務所の事務取扱に関する調査研究」事務局
(PwCコンサルティング合同会社 公共事業部 担当：熊本、初見、安田)
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-2-1 Otenachi Oneタワー

T E L : 0120-####-#### (平日9~18時)

E-mail : #####@pwc.com

問1(1) 福祉事務所が所在する自治体 ※都道府県、市町村名までご記入ください。						
問1(2) 福祉事務所名						
問1(3)① 管内の人口 ※令和4年4月1日時点の数値						
問1(3)② 世帯数 ※令和4年4月1日時点の数値						
問1(4)① 保護受給者数 ※令和4年4月1日時点の数値						
問1(4)② 保護受給世帯数 ※令和4年4月1日時点の数値						
問2(1) 福祉事務所の職員体制及び職員の経験年数 ※直近の数値						
		総数	経験年数			
			1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上
査察指導員			-	-	-	-
現業員						
査察指導員・現業員以外の 生活保護業務を担当している職員			-	-	-	-
問2(2) 福祉事務所の職員の資格所有状況について ※直近の数値 ※一人の職員が複数の資格を所有している場合は、資格ごとに計上してください。						
		社会福祉主事	社会福祉士	精神保健福祉士		
査察指導員						
現業員(常勤)						
問3(1) 今年度上半期において保護停止となった全ての事案の件数 ※保護停止後に廃止になったものも含めて計上してください						
問3(2) 今年度上半期において保護廃止となった全ての事案の件数 ※保護停止後に廃止になったものも含めて計上してください						
問4(1) 令和3年度において、居所不明の疑いがあったが、調査等によって居所が判明した事案の数 ※あてはまるものを1つお選びください。		1 なし 2 5件未満程度 3 5件以上10件未満程度 4 10件以上30件未満程度 5 30件以上50件未満程度 6 50件以上100件未満程度 7 100件以上程度 8 不明				
問4(2) 居所不明の疑いがあったが、調査等によって居所が判明した事案における、その後の被保護者への対応 ※あてはまるものを全てお選びください。		1 こまめに連絡をとるようにしている 2 福祉事務所窓口への来所回数を増やしている 3 適切な福祉・医療サポートにつなぐようにしている 4 居住形態の変更(居宅から施設へ、施設から居宅へ)を支援している 5 その他 「5 その他」に✓した場合→ (詳細をご記入ください)				
		6 特に何もしていない				

<p>問5 令和3年度において、居所不明の疑いが生じ、被保護者の居所が引き続き不明であるものの、居所不明と判定ができずにいる件数 ※あてはまるものを1つお選びください。</p>	<p>1 なし 2 5件未満程度 3 5件以上10件未満程度 4 10件以上30件未満程度 5 30件以上50件未満程度 6 50件以上100件未満程度 7 100件以上程度 8 不明</p>																													
<p>問6(1) 今年度上半期において、居所不明だと判定して停廃止に至った事案（停廃止後に居所が明らかになった事案を含む）の数</p>																														
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="4">今年度上半期（4月～9月）で停廃止した事案件数</th> </tr> <tr> <th>うち公示送達を行った事案</th> <th>うち保護を再開した事案</th> <th>うち審査請求がなされた事案</th> <th>うち裁判になった事例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:35%;">廃止したもの（停止後廃止したものを含む） ※廃止後再開した事案も計上してください</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>停止したもの ※停止後再開した事案も計上してください</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計(自動計算)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					今年度上半期（4月～9月）で停廃止した事案件数				うち公示送達を行った事案	うち保護を再開した事案	うち審査請求がなされた事案	うち裁判になった事例		廃止したもの（停止後廃止したものを含む） ※廃止後再開した事案も計上してください						停止したもの ※停止後再開した事案も計上してください						合計(自動計算)				
		今年度上半期（4月～9月）で停廃止した事案件数																												
		うち公示送達を行った事案	うち保護を再開した事案	うち審査請求がなされた事案	うち裁判になった事例																									
	廃止したもの（停止後廃止したものを含む） ※廃止後再開した事案も計上してください																													
	停止したもの ※停止後再開した事案も計上してください																													
	合計(自動計算)																													
<p>問6(2) 被保護者が居所不明だと判定した場合における停廃止決定通知書について、公示送達以外にどのような手段によって送付することとしているか ※あてはまるものを全てお選びください。</p>	<p>1 普通郵便による送付 2 簡易書留・書留による送付 3 内容証明による送付 4 その他の方法による送付 5 公示送達の実施 6 送付せず福祉事務所での保管</p>																													
<p>問7(1) 被保護者に居所不明の疑いが生じた場合に、窓口支給への切替を行うこととしているか ※あてはまるものを1つお選びください。</p>	<p>1 原則窓口支給に切り替えることとしている 2 原則窓口支給には切り替えないこととしている 3 事案に応じて判断することとしている 4 その他（→詳細は自由記述）</p> <p>「4 その他」を選択した場合→（詳細をご記入ください）</p>																													
<p>問7(2) 調査によって被保護者の居所が判明した場合、窓口支給を継続することとしているか ※あてはまるものを1つお選びください。</p>	<p>1 原則継続することとしている（→選択した場合は問7(2)SQへ） 2 原則継続しないこととしている 3 事案に応じて判断することとしている 4 その他（→詳細は自由記述）</p> <p>「4 その他」を選択した場合→（詳細をご記入ください）</p>																													
<p>【問7(2)で選択肢1を選択された方にお伺いします。】</p> <p>問7(2)SQ 調査により被保護者の居所が判明した後も原則窓口支給を継続することとしている場合、期間はどの程度としているか ※あてはまるものを1つお選びください。</p>	<p>1 1か月～3か月程度 2 3か月～6か月程度 3 6か月～9か月程度 4 9か月～1年程度 5 1年以上 6 決めていない 7 その他（→詳細は自由記述）</p> <p>「7 その他」を選択した場合→（詳細をご記入ください）</p>																													

問8 被保護者が居所不明となった場合の課題等について ※あてはまるものを全てお選びください。	<調査>	1 調査手法について、どのようなことをどの程度実施すれば十分であるか判断が難しい	
		2 調査期間について、どの程度であれば十分であるか判断が難しい	
	<窓口支給への切替>	3 窓口支給切替への判断が難しい	
		4 切替後、被保護者の来所をどの程度の期間待つべきか判断が難しい	
	<保護廃止>	5 廃止の判断が難しい	
		6 被保護者居宅の大家・不動産会社との家賃調整が負担である	
		7 廃止日の起算日の決定が難しい	
		8 公示送達以外に、どのような通知方法があるかわからない	
		9 公示送達の手続が負担である	
		10 公示送達の申請費用が負担である	
	<その他>	11 その他	
		「11 その他」を選択した場合→	(詳細をご記入ください)
12 特になし			
問9 被保護者が居所不明となっている疑いが生じた場合や、被保護者が居所不明であると判定した場合における対応マニュアル等の内部ルールの有無 ※あてはまるものを1つお選びください。	1 福祉事務所内でマニュアル等を作成している 2 都道府県や市町村に提供されたマニュアル等を活用している 3 マニュアル等はない 4 その他 (→詳細は自由記述)		
	「4 その他」を選択した場合→		(詳細をご記入ください)

ご回答いただき、誠にありがとうございました。

厚生労働省 令和4年度社会福祉推進事業
被保護者の居所不明を理由とした保護の廃止・停止に係る福祉事務所の
事務取扱に関する調査研究
アンケート調査票

本調査についてのご案内

1. 調査目的

この度、私どもPwCコンサルティング合同会社は、厚生労働省「令和4年度社会福祉推進事業」の国庫補助を受け、「被保護者の居所不明を理由とした保護の廃止・停止に係る福祉事務所の事務取扱に関する調査研究」を実施することとなりました。

本調査研究は、生活保護受給者の中に、保護受給中に居所がわからなくなり、連絡が途絶えてしまう方が存在することを受け、当該事例の発生状況や、当該事例に対する福祉事務所の取組内容の実態等を把握し、今後の議論の基礎資料とすることを目的としております。

ご多用の折恐れ入りますが、本アンケート調査にご協力賜りますようお願いいたします。

2. 回答期限

令和4年11月10日（木）

3. 回答方法

本Excelの「調査票B票」の回答欄（水色セル）に直接回答を入力の上、福祉事務所ご担当者様までご提出ください。

4. 提出先

福祉事務所ご担当者様

5. 回答内容の取扱

ご記入いただいた内容は、自治体名・福祉事務所名・被保護者名等の情報がわからないよう匿名化したうえで、今後の社会保障政策の検討にのみ活用します。また、分析結果の公表に際しては、統計的に処理する等、個別の自治体や福祉事務所・被保護者が特定されることのないよう、十分に配慮します。個人情報の取り扱い方法に関する詳細は別添資料「アンケート調査へのご協力をお願い」の別紙をご参照ください。

ご多忙のところ大変恐縮ですが、ご協力いただけますようお願い申し上げます。

本調査に関するお問い合わせ先

「被保護者の居所不明を理由とした保護の廃止・停止に係る福祉事務所の事務取扱に関する調査研究」事務局
(PwCコンサルティング合同会社 公共事業部 担当：熊本、初見、安田)
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-2-1 Otenachi Oneタワー

T E L : 0120-###-### (平日9~18時)

E-mail : #####@pwc.com

厚生労働省 令和4年度社会福祉推進事業
「被保護者の居所不明を理由とした保護の廃止・停止に係る福祉事務所の事務取扱に関する調査研究」
アンケート調査票

B票（居宅）
<回答期限>
令和4年11月10日（木）

問1～3は、被保護世帯の被保護者全員が居所不明であると判定して保護停止に至った事案（※）についての設問です。
（※）世帯人数が1人の事案を含みます。

問1は事例の状況について伺います。

福祉事務所名をご回答ください

問1(1) 保護支給状況

※あてはまるものを1つお選びください。

- 1 停止のみ
- 2 廃止のみ
- 3 停止を経て廃止

問1(2) 停止日

西暦	年	月	日
----	---	---	---

問1(3) 廃止日

※停止のみ行った場合は回答不要です。

西暦	年	月	日
----	---	---	---

問2は被保護世帯や、被保護者の基本属性について伺います。

問2(1) 世帯構成

※あてはまるものを1つお選びください。

- 1 高齢者世帯
- 2 母子世帯
- 3 傷病者世帯
- 4 障害者世帯
- 5 その他の世帯

問2(2) 世帯人数

※あてはまるものを1つお選びください。

- 1 1人
- 2 2人
- 3 3人
- 4 4人以上

問2(3) 年齢

※あてはまるものを1つお選びください。

※世帯人数が2人以上の場合は、世帯主についてご回答ください。

- 1 19歳以下
- 2 20～29歳
- 3 30～39歳
- 4 40～49歳
- 5 50～59歳
- 6 60～64歳
- 7 65～74歳
- 8 75歳以上

問2(4) 性別

※あてはまるものを1つお選びください。

※世帯人数が2人以上の場合は、世帯主についてご回答ください。

- 1 男性
- 2 女性
- 3 わからない

問2(5) 生活保護費以外の世帯収入の有無

※あてはまるものを全てお選びください。

- 1 稼働収入 (→問2(5)SQへ)
- 2 年金収入
- 3 各種手当

- 4 養育費 (3の各種手当を除く)
- 5 その他
- 6 生活保護費以外の収入はない

問2(5)で「1 稼働収入」を選択した場合

問2(5)SQ1 雇用形態

※あてはまるものを1つお選びください。

※稼働収入を得ている被保護者が2人以上いる場合は、最も収入が高い被保護者についてご回答ください。

- 1 正規の職員
- 2 パート・アルバイト
- 3 派遣職員
- 4 契約社員
- 5 その他

--

問2(5)SQ2 給与の支払形態

※あてはまるものを1つお選びください。

※稼働収入を得ている被保護者が2人以上いる場合は、最も収入が高い被保護者についてご回答ください。

- 1 月給
- 2 日給もしくは時間給の月払い
- 3 週払い・日払い
- 4 その他

--

問2(6) 居所不明の疑いが生じた時点の居住形態

※あてはまるものを1つお選びください。

※居所不明の疑いが生じた時点で、保護を適用していた居住地についてご回答ください

- 1 居宅 (持家)
- 2 居宅 (賃貸・貸家等) (→問2(6)SQへ)
- 3 救護施設、更生施設、医療保護施設、宿所提供施設
- 4 無料低額宿泊所・日常生活支援住居施設
- 5 上記3・4以外の施設
- 6 医療機関 (入院中)
- 7 親類宅・知人宅
- 8 漫画喫茶・ネットカフェ・サウナ等
- 9 その他

--

問2(6)で「2 居宅 (賃貸・貸家等)」を選択した場合

問2(6)SQ 家賃の支払形態

- 1 被保護者による支払
- 2 代理納付
- 3 その他

--

問2(7) 保護開始前の居住形態

※あてはまるものを1つお選びください。

- 1 居宅 (持家)
- 2 居宅 (賃貸・貸家等)
- 3 救護施設、更生施設、医療保護施設、宿所提供施設
- 4 無料低額宿泊所・日常生活支援住居施設
- 5 上記3・4以外の施設
- 6 医療機関 (入院中)
- 7 親類宅・知人宅
- 8 漫画喫茶・ネットカフェ・サウナ等
- 9 路上・公園等
- 10 その他
- 11 不明

--

問2(8) 当該世帯の保護受給期間

※あてはまるものを1つお選びください。

※当該世帯が保護廃止と受給を繰り返している場合は、居所不明の疑いが生じた時点で受給していた保護の受給期間について、ご回答ください。

- 1 3か月未満
- 2 3か月以上～半年未満
- 3 半年以上～1年未満
- 4 1年以上～3年未満
- 5 3年以上～5年未満
- 6 5年以上～10年未満
- 7 10年以上～15年未満
- 8 15年以上

--

問2(9) 当該世帯の、居所不明と判定されたことによる保護廃止歴の有無

※あてはまるものを1つお選びください。

※把握している限りでご回答ください。

- 1 居所不明と判定されたことによる保護廃止歴がある
- 2 居所不明の疑いが生じたことはあるが、居所不明と判定されたことによる保護廃止歴はない
- 3 居所不明の疑いが生じたことはなく、居所不明と判定されたことによる保護廃止歴はない

--

問3は、福祉事務所における対応について伺います。

問3(1) 居所不明の疑いを持ったきっかけ

※あてはまるものを全てお選びください。

- | | | | |
|-----------------|--------------------------|-------------------------------|--------------------------|
| 1 予定されていた面接に来ない | <input type="checkbox"/> | 4 窓口支給の保護費の受取に来ない | <input type="checkbox"/> |
| 2 電話がつかない | <input type="checkbox"/> | 5 他部署・他機関からの連絡
(→問3(1)SQへ) | <input type="checkbox"/> |
| 3 訪問しても不在が続いている | <input type="checkbox"/> | 6 その他 | <input type="checkbox"/> |

問3(1)で「6 他部署・他機関への問い合わせ」を選択した場合

問3(1)SQ どこからの連絡によって疑いを持ったか

※あてはまるものを全てお選びください。

- | | | | |
|--------------------------------|--------------------------|------------------|--------------------------|
| 1 自治体内他部署 | <input type="checkbox"/> | 10 民生委員 | <input type="checkbox"/> |
| 2 警察 | <input type="checkbox"/> | 11 自治会等 | <input type="checkbox"/> |
| 3 他自治体 | <input type="checkbox"/> | 12 近隣住民 | <input type="checkbox"/> |
| 4 被保護者の親・兄弟姉妹・子供
(扶養照会の対象者) | <input type="checkbox"/> | 13 通院先・入院先の医療機関 | <input type="checkbox"/> |
| 5 被保護者の親類や知人等 | <input type="checkbox"/> | 14 介護・福祉等の事業者 | <input type="checkbox"/> |
| 6 居住先の家主、不動産会社 | <input type="checkbox"/> | 15 保育園、学校、児童相談所等 | <input type="checkbox"/> |
| 7 入所先の施設職員 | <input type="checkbox"/> | 16 電気・ガス・水道会社等 | <input type="checkbox"/> |
| 8 被保護者の職場 | <input type="checkbox"/> | 17 新聞、宅配弁当等の事業者 | <input type="checkbox"/> |
| 9 社会福祉協議会
(日常生活支援事業の担当者等) | <input type="checkbox"/> | 18 その他 | <input type="checkbox"/> |

問3(2) 居所不明の疑いを持った時期

西暦 年 月

問3(3) 居所不明の疑いが生じる以前に、居所・住まいを明らかにしようという趣旨で行った助言や指導の方法

※あてはまるものを全てお選びください。

- | | | | |
|--------|--------------------------|------------------|--------------------------|
| 1 助言 | <input type="checkbox"/> | 4 その他 (→詳細は自由記述) | <input type="checkbox"/> |
| 2 口頭指導 | <input type="checkbox"/> | 5 いずれも行っていない | <input type="checkbox"/> |
| 3 文書指導 | <input type="checkbox"/> | | |

「4 その他」を選択した場合、詳細を記述してください

問3(4) 居所不明の判定の方法

※あてはまるものを1つお選びください。

- | | | |
|----------------------------|--------------------------|--|
| 1 ケース診断会議で決定した | <input type="checkbox"/> | |
| 2 ケース診断会議以外の福祉事務所内の会議で決定した | <input type="checkbox"/> | |
| 3 担当ケースワーカーの判断で決定した | <input type="checkbox"/> | |
| 4 その他 (→詳細は自由記述) | <input type="checkbox"/> | |

「4 その他」を選択した場合、詳細を記述してください

問3(5) 居所不明の判定日

西暦 年 月 日

問3(6) 居所に係る調査において行った取組

※あてはまるものを全てお選びください。

※「実施回数」については、選択いただいた取組を実施した回数をご回答ください。

※「被保護者との接触有無」については、「被保護者が電話に出たかどうか、折り返し電話をかけてきたかどうか」、「被保護者が返信を行ったかどうか」等の観点で有無をご回答ください。

	実施したもの	実施回数	被保護者との接触有無
1 被保護者への電話連絡	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 被保護者へのメールやSNS等による連絡	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 訪問 (日中)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4 訪問 (早朝夜間)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5 郵便受けに連絡依頼を投函	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6 他部署・他機関への問い合わせ (→問3(6)SQへ)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7 居室への立ち入り	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8 その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9 いずれも行っていない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

問3(6)で「6 他部署・他機関への問い合わせ」を選択した場合

問3(6)SQ 問い合わせを行った先
※あてはまるものを全てお選びください。

1 自治体内他部署		11 自治会等	
2 警察		12 近隣住民	
3 他自治体		13 通院先・入院先の医療機関	
4 被保護者の親・兄弟姉妹・子供 (扶養照会の対象者)		14 特定の範囲の医療機関に広く照会	
5 被保護者の親類や知人等		15 介護・福祉等の事業者	
6 家主、不動産会社		16 保育園、学校、児童相談所等	
7 入所先の施設職員		17 電気・ガス・水道会社等	
8 被保護者の職場		18 新聞、宅配弁当等の事業者	
9 社会福祉協議会 (日常生活支援事業の担当者等)		19 金融機関	
10 民生委員		20 その他	

問3(7) 窓口支給への切替を行ったかどうか

※あてはまるものを1つお選びください。

- 1 切替を行った (→問3(7)SQ1へ)
2 切替を行わなかった (→問3(7)SQ2へ)

問3(7)で「1 切替を行った」を選択した場合

問3(7)SQ1 切替を行った時期(年、月)

西暦	年	月
----	---	---

問3(7)で「2 切替を行わなかった」を選択した場合

問3(7)SQ2 理由

※あてはまるものを全てお選びください。

1 監査等において、保護費を原則口座払いとするよう求められているため		4 当該世帯の自宅が福祉事務所から遠いため	
2 福祉事務所で現金を取り扱わないことしているため(選択肢1以外)		5 その他	
3 経理担当部署に事務負担がかかるため			

問3(8) 廃止の決定通知書の送付方法

※あてはまるものを全てお選びください。

※現時点で未着手であっても、今後着手を予定している対応についてご回答ください

1 普通郵便 (→問3(8)SQへ)		4 公示送達	
2 簡易書留・書留 (→問3(8)SQへ)		5 福祉事務所の手元に保管	
3 内容証明 (→問3(8)SQへ)		6 その他(→詳細は自由記述)	

「6 その他」を選択した場合、詳細を記述してください

問3(8)で1~3を選択した場合

問3(8)SQ 廃止の決定通知書の送付方法および送付先について、行った取組を選択してください

※あてはまるものを全てお選びください。

	普通郵便	簡易書留・書留	内容証明
居所不明となるまでの当該世帯の居所(居室、施設等)に被保護者宛に送付			
居所不明となるまで住んでいた施設の管理者等に送付			
被保護者の親・兄弟姉妹・子供(扶養照会の対象者)に送付			
被保護者と連絡がとれている親類・知人に送付			

その他の送付方法、送付先がある場合は詳細を記述してください。

問3(9) 廃止決定後に被保護者やその関係者と連絡が果たしたかどうか

※あてはまるものを全てお選びください。

1 連絡はついていない		4 被保護者の関係者からの連絡があった	
2 被保護者から電話、メール、SNS等による連絡があった		5 2~4以外の方法で被保護者と連絡が	
3 被保護者が福祉事務所に来所した		ついた	

問3(10) 廃止の決定後の状況

※あてはまるものを全てお選びください。

- | | |
|-------------------------------------|-------------|
| 1 居所の報告があり、受給再開となった
(→問3(10)SQへ) | 4 提訴がなされた |
| 2 廃止に承諾を得た | 5 その他 |
| 3 審査請求がなされた | 6 いずれの反応もない |

問3(10)で1を選択した場合

問3(10)SQ その後の当該世帯への対応

※あてはまるものを全てお選びください。

- | | |
|-------------------------|----------------------------------|
| 1 こまめに連絡をとるようにした | 4 居住形態を変更した
(居宅から施設へ、施設から居宅へ) |
| 2 福祉事務所窓口への来所回数を増やした | 5 その他 |
| 3 適切な福祉・医療サポートにつなぐようにした | 6 特に何もしていない |

問4は、被保護世帯の被保護者全員が居所不明となっている疑いが生じたものの、調査等によって居所が判明した事案(※)についての設問です。
(※) 世帯人数が1人の事案を含みます。

問4 問3(10)まででお伺いした事案のほか、これまで担当されてきた事案の中で、被保護世帯の被保護者全員が居所不明となっている疑いが生じたものの、調査等によって居所が判明した事案はありますか。
※あてはまるものを1つお選びください。

- | | |
|--|-----|
| 1 ある(→問4SQへ) | [] |
| 2 ない →選択した場合、こちらで設問終了です。ご協力いただき、誠にありがとうございました。 | |

問4で「1 ある」を選択した場合

問4SQ1 居所不明となっている疑いが生じてから、調査等によって居所が判明するまでの期間

※世帯人数が2人以上の場合であって、被保護者ごとに期間が異なる場合は、あてはまるものを全てお選びください。

- | | |
|-----------|-------------|
| 1 2週間未満 | 5 3か月～6か月程度 |
| 2 2～3週間程度 | 6 6か月～9か月程度 |
| 3 1か月程度 | 7 9か月～1年程度 |
| 4 2～3か月程度 | 8 1年以上 |

問4SQ2 被保護者の居所が判明したきっかけ

※あてはまるものを全てお選びください。

- | | |
|---|---------------------|
| 1 被保護者から連絡(電話、メール、SNS等)があった、福祉事務所への来所があった | 4 他部署・他機関から情報提供があった |
| 2 被保護者への電話に出た | 5 安否確認等のための居室への立ち入り |
| 3 訪問した際に会えた
(安否確認等のための居室への立ち入りを除く) | 6 その他 |

問4SQ3 被保護者が居所不明となっていた理由

※あてはまるものを全てお選びください。

- | | |
|------------------------------------|----------------------------|
| 1 入院していたため | 5 居場所を転々としていたため |
| 2 出稼労働に行っていたため | 6 周囲との人間関係に関するトラブルを抱えていたため |
| 3 連絡手段が使えなかったため
(携帯電話が止められていた等) | 7 その他の理由 |
| 4 逮捕・勾留されていたため | 8 特に理由なし・不明 |

問4SQ4 居所判明後の当該世帯に対する取組・支援方法

※あてはまるものを全てお選びください。

- | | |
|----------------------|----------------------------------|
| 1 こまめに連絡をとるようにした | 4 居住形態を変更した
(居宅から施設へ、施設から居宅へ) |
| 2 福祉事務所窓口への来所回数を増やした | 5 その他 |
| 3 適切な福祉・医療サポートにつないだ | 6 特に何もしなかった |

ご回答いただき、誠にありがとうございました。

厚生労働省 令和4年度社会福祉推進事業
被保護者の居所不明を理由とした保護の廃止・停止に係る福祉事務所の
事務取扱に関する調査研究
アンケート調査票

本調査についてのご案内

1. 調査目的

この度、私どもPwCコンサルティング合同会社は、厚生労働省「令和4年度社会福祉推進事業」の国庫補助を受け、「被保護者の居所不明を理由とした保護の廃止・停止に係る福祉事務所の事務取扱に関する調査研究」を実施することとなりました。

本調査研究は、生活保護受給者の中に、保護受給中に居所がわからなくなり、連絡が途絶えてしまう方が存在することを受け、当該事例の発生状況や、当該事例に対する福祉事務所の取組内容の実態等を把握し、今後の議論の基礎資料とすることを目的としております。

ご多用の折恐れ入りますが、本アンケート調査にご協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

2. 回答期限

令和4年11月10日（木）

3. 回答方法

本Excelの「調査票B票」の回答欄（水色セル）に直接回答を入力の上、福祉事務所ご担当者様までご提出ください。

4. 提出先

福祉事務所ご担当者様

5. 回答内容の取扱

ご記入いただいた内容は、自治体名・福祉事務所名・被保護者名等の情報がわからないよう匿名化したうえで、今後の社会保障政策の検討にのみ活用します。また、分析結果の公表に際しては、統計的に処理する等、個別の自治体や福祉事務所・被保護者が特定されないことのないよう、十分に配慮します。個人情報の取り扱い方法に関する詳細は別添資料「アンケート調査へのご協力のお願い」の別紙をご参照ください。

ご多忙のところ大変恐縮ですが、ご協力いただけますようお願い申し上げます。

本調査に関するお問い合わせ先

「被保護者の居所不明を理由とした保護の廃止・停止に係る福祉事務所の事務取扱に関する調査研究」事務局
(PwCコンサルティング合同会社 公共事業部 担当：熊本、初見、安田)
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-2-1 Otenachi Oneタワー

T E L : 0120-###-### (平日9~18時)

E-mail : #####@pwc.com

厚生労働省 令和4年度社会福祉推進事業
「被保護者の居所不明を理由とした保護の廃止・停止に係る福祉事務所の事務取扱に関する調査研究」
アンケート調査票

B票（居宅以外）

<回答期限>

令和4年11月10日（木）

問1～3は、被保護世帯の被保護者全員が居所不明であると判定して保護廃止に至った事案（※）についての設問です。
（※）世帯人数が1人の事案を含みます。

問1は事例の状況について伺います。

福祉事務所名をご回答ください

問1(1) 保護支給状況

※あてはまるものを1つお選びください。

- 1 停止のみ
- 2 廃止のみ
- 3 停止を経て廃止

問1(2) 停止日

西暦	年	月	日
----	---	---	---

問1(3) 廃止日

※停止のみ行った場合は回答不要です。

西暦	年	月	日
----	---	---	---

問2は被保護世帯や、被保護者の基本属性について伺います。

問2(1) 世帯構成

※あてはまるものを1つお選びください。

- 1 高齢者世帯
- 2 母子世帯
- 3 傷病者世帯
- 4 障害者世帯
- 5 その他の世帯

問2(2) 世帯人数

※あてはまるものを1つお選びください。

- 1 1人
- 2 2人
- 3 3人
- 4 4人以上

問2(3) 年齢

※あてはまるものを1つお選びください。

※世帯人数が2人以上の場合は、世帯主についてご回答ください。

- 1 19歳以下
- 2 20～29歳
- 3 30～39歳
- 4 40～49歳
- 5 50～59歳
- 6 60～64歳
- 7 65～74歳
- 8 75歳以上

問2(4) 性別

※あてはまるものを1つお選びください。

※世帯人数が2人以上の場合は、世帯主についてご回答ください。

- 1 男性
- 2 女性
- 3 わからない

問2(5) 生活保護費以外の世帯収入の有無

※あてはまるものを全てお選びください。

1 稼働収入 (→問2(5)SQへ)	<input type="checkbox"/>	4 養育費 (3の各種手当を除く)	<input type="checkbox"/>
2 年金収入	<input type="checkbox"/>	5 その他	<input type="checkbox"/>
3 各種手当	<input type="checkbox"/>	6 生活保護費以外の収入はない	<input type="checkbox"/>

問2(5)で「1 稼働収入」を選択した場合

問2(5)SQ1 雇用形態

※あてはまるものを1つお選びください。

※稼働収入を得ている被保護者が2人以上いる場合は、最も収入が高い被保護者についてご回答ください。

- 1 正規の職員
- 2 パート・アルバイト
- 3 派遣職員
- 4 契約社員
- 5 その他

問2(5)SQ2 給与の支払形態

※あてはまるものを1つお選びください。

※稼働収入を得ている被保護者が2人以上いる場合は、最も収入が高い被保護者についてご回答ください。

- 1 月給
- 2 日給もしくは時間給の月払い
- 3 週払い・日払い
- 4 その他

問2(6) 居所不明の疑いが生じた時点の居住形態

※あてはまるものを1つお選びください。

※居所不明の疑いが生じた時点で、保護を適用していた居住地についてご回答ください

- 1 居宅 (持家)
- 2 居宅 (賃貸・貸家等) (→問2(6)SQへ)
- 3 救護施設、更生施設、医療保護施設、宿所提供施設
- 4 無料低額宿泊所・日常生活支援住居施設
- 5 上記3・4以外の施設
- 6 医療機関 (入院中)
- 7 親類宅・知人宅
- 8 漫画喫茶・ネットカフェ・サウナ等
- 9 その他

問2(6)で「2 居宅 (賃貸・貸家等)」を選択した場合

問2(6)SQ 家賃の支払形態

- 1 被保護者による支払
- 2 代理納付
- 3 その他

問2(7) 保護開始前の居住形態

※あてはまるものを1つお選びください。

- 1 居宅 (持家)
- 2 居宅 (賃貸・貸家等)
- 3 救護施設、更生施設、医療保護施設、宿所提供施設
- 4 無料低額宿泊所・日常生活支援住居施設
- 5 上記3・4以外の施設
- 6 医療機関 (入院中)
- 7 親類宅・知人宅
- 8 漫画喫茶・ネットカフェ・サウナ等
- 9 路上・公園等
- 10 その他
- 11 不明

問2(8) 当該世帯の保護受給期間

※あてはまるものを1つお選びください。

※当該世帯が保護廃止と受給を繰り返している場合は、居所不明の疑いが生じた時点で受給していた保護の受給期間について、ご回答ください。

- 1 3か月未満
- 2 3か月以上～半年未満
- 3 半年以上～1年未満
- 4 1年以上～3年未満
- 5 3年以上～5年未満
- 6 5年以上～10年未満
- 7 10年以上～15年未満
- 8 15年以上

問2(9) 当該世帯の、居所不明と判定されたことによる保護廃止歴の有無

※あてはまるものを1つお選びください。

※把握している限りでご回答ください。

- 1 居所不明と判定されたことによる保護廃止歴がある
- 2 居所不明の疑いが生じたことはあるが、居所不明と判定されたことによる保護廃止歴はない
- 3 居所不明の疑いが生じたことはなく、居所不明と判定されたことによる保護廃止歴はない

問3は、福祉事務所における対応について伺います。

問3(1) 居所不明の疑いを持ったきっかけ

※あてはまるものを全てお選びください。

- | | | | |
|-----------------|--------------------------|-------------------------------|--------------------------|
| 1 予定されていた面接に来ない | <input type="checkbox"/> | 4 窓口支給の保護費の受取に来ない | <input type="checkbox"/> |
| 2 電話がつかない | <input type="checkbox"/> | 5 他部署・他機関からの連絡
(→問3(1)SQへ) | <input type="checkbox"/> |
| 3 訪問しても不在が続いている | <input type="checkbox"/> | 6 その他 | <input type="checkbox"/> |

問3(1)で「6 他部署・他機関への問い合わせ」を選択した場合

問3(1)SQ どこからの連絡によって疑いを持ったか

※あてはまるものを全てお選びください。

- | | | | |
|--------------------------------|--------------------------|------------------|--------------------------|
| 1 自治体内他部署 | <input type="checkbox"/> | 10 民生委員 | <input type="checkbox"/> |
| 2 警察 | <input type="checkbox"/> | 11 自治会等 | <input type="checkbox"/> |
| 3 他自治体 | <input type="checkbox"/> | 12 近隣住民 | <input type="checkbox"/> |
| 4 被保護者の親・兄弟姉妹・子供
(扶養照会の対象者) | <input type="checkbox"/> | 13 通院先・入院先の医療機関 | <input type="checkbox"/> |
| 5 被保護者の親類や知人等 | <input type="checkbox"/> | 14 介護・福祉等の事業者 | <input type="checkbox"/> |
| 6 居住先の家主、不動産会社 | <input type="checkbox"/> | 15 保育園、学校、児童相談所等 | <input type="checkbox"/> |
| 7 入所先の施設職員 | <input type="checkbox"/> | 16 電気・ガス・水道会社等 | <input type="checkbox"/> |
| 8 被保護者の職場 | <input type="checkbox"/> | 17 新聞、宅配弁当等の事業者 | <input type="checkbox"/> |
| 9 社会福祉協議会
(日常生活支援事業の担当者等) | <input type="checkbox"/> | 18 その他 | <input type="checkbox"/> |

問3(2) 居所不明の疑いを持った時期

西暦 年 月

問3(3) 居所不明の疑いが生じる以前に、居所・住まいを明らかにしようという趣旨で行った助言や指導の方法

※あてはまるものを全てお選びください。

- | | | | |
|--------|--------------------------|------------------|--------------------------|
| 1 助言 | <input type="checkbox"/> | 4 その他 (→詳細は自由記述) | <input type="checkbox"/> |
| 2 口頭指導 | <input type="checkbox"/> | 5 いずれも行っていない | <input type="checkbox"/> |
| 3 文書指導 | <input type="checkbox"/> | | |

「4 その他」を選択した場合、詳細を記述してください

問3(4) 居所不明の判定の方法

※あてはまるものを1つお選びください。

- | | | |
|----------------------------|--------------------------|--|
| 1 ケース診断会議で決定した | <input type="checkbox"/> | |
| 2 ケース診断会議以外の福祉事務所内の会議で決定した | <input type="checkbox"/> | |
| 3 担当ケースワーカーの判断で決定した | <input type="checkbox"/> | |
| 4 その他 (→詳細は自由記述) | <input type="checkbox"/> | |

「4 その他」を選択した場合、詳細を記述してください

問3(5) 居所不明の判定日

西暦 年 月 日

問3(6) 居所に係る調査において行った取組

※あてはまるものを全てお選びください。

※「実施回数」については、選択いただいた取組を実施した回数をご回答ください。

※「被保護者との接触有無」については、「被保護者が電話に出たかどうか、折り返し電話をかけてきたかどうか」、「被保護者が返信を行ったかどうか」等の観点で有無をご回答ください。

	実施したもの	実施回数	被保護者との接触有無
1 被保護者への電話連絡	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 被保護者へのメールやSNS等による連絡	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 訪問 (日中)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4 訪問 (早朝夜間)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5 郵便受けに連絡依頼を投函	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6 他部署・他機関への問い合わせ (→問3(6)SQへ)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7 居室への立ち入り	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8 その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9 いずれも行っていない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

問3(6)で「6 他部署・他機関への問い合わせ」を選択した場合

問3(6)SQ 問い合わせを行った先
※あてはまるものを全てお選びください。

1 自治体内他部署		11 自治会等	
2 警察		12 近隣住民	
3 他自治体		13 通院先・入院先の医療機関	
4 被保護者の親・兄弟姉妹・子供 (扶養照会の対象者)		14 特定の範囲の医療機関に広く照会	
5 被保護者の親類や知人等		15 介護・福祉等の事業者	
6 家主、不動産会社		16 保育園、学校、児童相談所等	
7 入所先の施設職員		17 電気・ガス・水道会社等	
8 被保護者の職場		18 新聞、宅配弁当等の事業者	
9 社会福祉協議会 (日常生活支援事業の担当者等)		19 金融機関	
10 民生委員		20 その他	

問3(7) 窓口支給への切替を行ったかどうか

※あてはまるものを1つお選びください。

- 1 切替を行った (→問3(7)SQ1へ)
2 切替を行わなかった (→問3(7)SQ2へ)

問3(7)で「1 切替を行った」を選択した場合

問3(7)SQ1 切替を行った時期(年、月)

西暦	年	月
----	---	---

問3(7)で「2 切替を行わなかった」を選択した場合

問3(7)SQ2 理由

※あてはまるものを全てお選びください。

1 監査等において、保護費を原則口座払いとするよう求められているため		4 当該世帯の自宅が福祉事務所から遠いため	
2 福祉事務所で現金を取り扱わないことしているため(選択肢1以外)		5 その他	
3 経理担当部署に事務負担がかかるため			

問3(8) 廃止の決定通知書の送付方法

※あてはまるものを全てお選びください。

※現時点で未着手であっても、今後着手を予定している対応についてご回答ください

1 普通郵便 (→問3(8)SQへ)		4 公示送達	
2 簡易書留・書留 (→問3(8)SQへ)		5 福祉事務所の手元に保管	
3 内容証明 (→問3(8)SQへ)		6 その他(→詳細は自由記述)	

「6 その他」を選択した場合、詳細を記述してください

問3(8)で1~3を選択した場合

問3(8)SQ 廃止の決定通知書の送付方法および送付先について、行った取組を選択してください

※あてはまるものを全てお選びください。

	普通郵便	簡易書留・書留	内容証明
居所不明となるまでの当該世帯の居所(居室、施設等)に被保護者宛に送付			
居所不明となるまで住んでいた施設の管理者等に送付			
被保護者の親・兄弟姉妹・子供(扶養照会の対象者)に送付			
被保護者と連絡がとれている親類・知人に送付			

その他の送付方法、送付先がある場合は詳細を記述してください。

問3(9) 廃止決定後に被保護者やその関係者と連絡が果たしたかどうか

※あてはまるものを全てお選びください。

1 連絡はついていない		4 被保護者の関係者からの連絡があった	
2 被保護者から電話、メール、SNS等による連絡があった		5 2~4以外の方法で被保護者と連絡が	
3 被保護者が福祉事務所に来所した		ついた	

問3(10) 廃止の決定後の状況

※あてはまるものを全てお選びください。

- | | |
|--|--|
| <p>1 居所の報告があり、受給再開となった
(→問3(10)SQへ)</p> <p>2 廃止に承諾を得た</p> <p>3 審査請求がなされた</p> | <p>4 提訴がなされた</p> <p>5 その他</p> <p>6 いずれの反応もない</p> |
|--|--|

問3(10)で1を選択した場合

問3(10)SQ その後の当該世帯への対応

※あてはまるものを全てお選びください。

- | | |
|--|--|
| <p>1 こまめに連絡をとるようにした</p> <p>2 福祉事務所窓口への来所回数を増やした</p> <p>3 適切な福祉・医療サポートにつなぐようにした</p> | <p>4 居住形態を変更した
(居宅から施設へ、施設から居宅へ)</p> <p>5 その他</p> <p>6 特に何もしていない</p> |
|--|--|

問4は、被保護世帯の被保護者全員が居所不明となっている疑いが生じたものの、調査等によって居所が判明した事案（※）についての設問です。
（※）世帯人数が1人の事案を含みます。

問4 問3(10)まででお伺いした事案のほか、これまで担当されてきた事案の中で、被保護世帯の被保護者全員が居所不明となっている疑いが生じたものの、調査等によって居所が判明した事案はありますか。

※あてはまるものを1つお選びください。

- | | |
|--|--|
| <p>1 ある (→問4SQへ)</p> <p>2 ない →選択した場合、こちらで設問終了です。ご協力いただき、誠にありがとうございました。</p> | |
|--|--|

問4で「1 ある」を選択した場合

問4SQ1 居所不明となっている疑いが生じてから、調査等によって居所が判明するまでの期間

※世帯人数が2人以上の場合であって、被保護者ごとに期間が異なる場合は、あてはまるものを全てお選びください。

- | | |
|---|---|
| <p>1 2週間未満</p> <p>2 2～3週間程度</p> <p>3 1か月程度</p> <p>4 2～3か月程度</p> | <p>5 3か月～6か月程度</p> <p>6 6か月～9か月程度</p> <p>7 9か月～1年程度</p> <p>8 1年以上</p> |
|---|---|

問4SQ2 被保護者の居所が判明したきっかけ

※あてはまるものを全てお選びください。

- | | |
|--|--|
| <p>1 被保護者から連絡（電話、メール、SNS等）があった、福祉事務所への来所があった</p> <p>2 被保護者への電話に出た</p> <p>3 訪問した際に会えた
(安否確認等のための居室への立ち入りを除)</p> | <p>4 他部署・他機関から情報提供があった</p> <p>5 安否確認等のための居室への立ち入り</p> <p>6 その他</p> |
|--|--|

問4SQ3 被保護者が居所不明となっていた理由

※あてはまるものを全てお選びください。

- | | |
|--|---|
| <p>1 入院していたため</p> <p>2 出稼労働に行っていたため</p> <p>3 連絡手段が使えなかったため
(携帯電話が止められていた等)</p> <p>4 逮捕・勾留されていたため</p> | <p>5 居場所を転々としていたため</p> <p>6 周囲との人間関係に関するトラブルを抱えていたため</p> <p>7 その他の理由</p> <p>8 特に理由なし・不明</p> |
|--|---|

問4SQ4 居所判明後の当該世帯に対する取組・支援方法

※あてはまるものを全てお選びください。

- | | |
|--|--|
| <p>1 こまめに連絡をとるようにした</p> <p>2 福祉事務所窓口への来所回数を増やした</p> <p>3 適切な福祉・医療サポートにつないだ</p> | <p>4 居住形態を変更した
(居宅から施設へ、施設から居宅へ)</p> <p>5 その他</p> <p>6 特に何もしなかった</p> |
|--|--|

ご回答いただき、誠にありがとうございました。

参考資料2 諸外国の公的扶助制度について

本調査事業の一環として、諸外国の公的扶助制度において、受給権者が居所不明となるようなケースに対してどのように対応することとしているか、以下のとおり調査を実施した。

➤ 調査対象：アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス及びスウェーデンの5か国

➤ 調査方法：各国の所管省庁等のWEBサイト・文献等のデスクトップ・サーベイ

今般のデスクトップ・サーベイの範囲では、受給権者が居所不明となるようなケースに対する対応方法についての説明はなかった。主な調査結果の概要は以下のとおりである。

国	制度	機関	目的・内容
アメリカ	貧困家庭一次扶助 (TANF: Temporary Assistance for Needy Families)	連邦保健福祉省 (DHHS: Department of Health and Human Services)	州政府が児童や妊婦のいる貧困家庭に対して現金給付を行う場合に、連邦政府が州政府へ定額補助を行うものであり、「個人責任及び就労機会調整法 (Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act)」などによる1996年の福祉改革の一環として創設された制度で、「福祉から就労へ」の促進を目指している。財政的には、連邦政府から交付される補助金の使途の大部分を、州の裁量により定めることができることとなった。給付の内容については州が独自に定めることができる。延べ5年間扶助を受給した世帯は受給資格を失うことになる。 ⁽¹⁾
	補足的保障所得 (SSI)	連邦社会保障省 (SSA: Social Security Administration)	連邦政府による低所得者に対する現金給付制度であり、65歳以上の高齢者又は障害者のうち、資産及び所得に関する受給資格要件を満たす者が対象となる。新規無資産受給者に対する連邦の所得保障の給付上限額は、783ドル (2020年) である。なお、他からの収入がある場合や、OASDI (Old-Age, Survivors, and Disability Insurance: 老齢・遺族・損害保険。大部分の有業者に適用される。) など他から給付所得がある場合には、補足的保障所得の給付額は減額される。また、多くの州において連邦所得保障に州独自の上乗せ支給を行っている。 ⁽²⁾ 受給者は、居住地変更を含む生活環境の変化があった場合には、ただちに報告しなければならないこととされており、報告しなかった場合は、制裁 (受給停止等) や返金要求が課される場合もある。 ⁽³⁾ 決定内容に不服がある場合は、60日以内であれば抗議することが可能とされている。 ⁽⁴⁾
	一般扶助 (General Assistance/ General relief)	一部の州・地方政府	一部の州・地方政府により実施されている、貧困家庭一時扶助や補足的所得保障などが受けられない者に対する制度である。受給資格や給付の内容は州・地方により異なる。 ⁽⁵⁾ 就労努力が義務であり、従わない場合は制裁があるが、障害により就労不能と判断される場合等は、就労努力義務や期間の制限なく受給が可能とされている。 ⁽⁶⁾ また、恒久的に就労不可であると判定された場合には、その後の年次のスクリーニングは免除される。 ⁽⁷⁾
イギリス	普遍的給付制度 (Universal Credit)	雇用年金省 (DWP)	既存の低所得層向け給付制度である所得補助、所得調査制求職者手当、雇用・生活補助手当 (所得関連)、就労税額控除、児童税額控除、住宅給付を代替する制度として導入。給付依存からの脱却、不正受給・誤給の防止、さらにIT化による省庁間の情報共有の推進などの業務効率化により、長期的には給付制度に係る財政負担を軽減を図るものである。 ⁽⁸⁾ 原則として18歳から年金支給開始年齢までの就労世代がいる世帯で、フルタイムの教育・訓練を受けておらず、貯蓄額が16,000ポンド以下の世帯が対象とされる。 普遍的給付の基礎額 (standard allowance) に加え、追加手当額 (elements) が世帯ベースで毎月支給される。この他、住居費に関する支援も受けることができる。なお、新型コロナウイルス対策の一環として、2020年度の限定措置として基礎額が週20ポンド増額されている。賃金収入がある場合、賃金収入額の63%が支給停止となる。 普遍的給付の受給者が、ジョブセンター・プラス (公共職業紹介機関) から求められる求職活動を拒否した場合には給付の支給停止等制裁措置が課されるが、就労努力が必要ない LCWRA (limited capability for work-related activity) と判定された場合は、再度アセスメントされることはない。 ⁽⁹⁾ 給付は月に1回、銀行の society or credit union account に振り込まれる。 ⁽¹⁰⁾
ドイツ	社会扶助 (Sozialhilfe)	所管：連邦労働・社会省 給付：各州及び市単位 権限：地方自治体等。給付の詳細と個々の適用ケースを決定する。 財源：地方自治体一般財源。	失業給付や失業給付II (社会扶助への大量流入を防ぐための、失業給付と社会扶助の間の中間的な仕組み。2005年創設。) の対象とならない就労能力のない生活困窮者であって、親族等からの支援もない者に対するセーフティネットである。社会扶助の内容には、必要不可欠な生計費等を保障する生活扶助と、疾病、障害、要介護等様々な生活上の特別な状況にある者に対して援助を行う特別扶助があり、これらの給付については資力調査が要件とされている。生活扶助の給付内容は、食料、住居、衣服、身体衛生保持、家具、暖房及び日常生活上の個人的需要 (一定限度内での交際や文化生活への参加等) に係る費用 (必要不可欠な生計費) である。 ⁽¹¹⁾ 就労不能の場合には、12か月ごとに申請が必要とされている。

国	制度	機関	目的・内容
フランス	積極的連帯収入 (RSA:Revenu de Solidarité Active)	財源 県：基準額 部分 国（活動的連帯全国基金FNSA）： 稼働所得に応じた付加部分	フランスの社会扶助制度（Aide sociale：社会保険制度の給付を受けない高齢者、障害者、児童などの救済を目的とする補足的な制度）のうちの一つである。 ⁽¹²⁾ 25歳（一定の就労実績がある場合は18歳）以上の稼働年齢層である低所得者が対象で、支給額は子どもの人数など家族状況によって異なる。また、就労を促進するため就労収入が増加した場合にRSAの支給額を含めた家計の全体収入が漸増するように設定されている。 ⁽¹³⁾ RSAは、月収制限を4か月連続で超えない限り、原則、無期限で支給される。しかし、3か月毎に受給資格についての審査が実施され、受給者は収入に関する書類を全国家族手当金庫（CNAF）又は農業社会共済金庫（MSA）に提出しなくてはならず、提出内容によって、更新可能か否かが決定される。 ⁽¹⁴⁾ また、状況に応じて、求職活動や社会参入のための活動が義務付けられており、義務違反に対しては、給付が停止される可能性がある。また、不正受給に対しては給付が停止される可能性や、刑事罰が課される可能性がある。 ⁽¹⁵⁾
スウェーデン	社会扶助 (Ekonomiskt bistånd)	所管：社会庁 給付：自治体（コミュニティ） 財源：自治体（コミュニティ）一般財源	対象者はスウェーデンに1年以上居住する者である。公共職業安定所への求職登録が必要であり、就労能力のある者には求職活動が要求される。給付額は申請者の資力と所得を総合的に算定した額と、政府が定める全国基準額をベースに各コミュニティが決めた基準額との差額となる。医薬品、家具等の一時的支出についても個別に考慮される。 ⁽¹⁶⁾ 支給期間は原則1か月とされており、継続受給希望者は、毎月継続申請を行わなければならない。 ⁽¹⁷⁾
	高齢者生計扶助 (äldreförsörjningsstöd)	所管：年金庁 (Pensionsmyndigheten)	国内居住期間が短いといった理由で保証年金が低額となる場合に、合理的な生活水準を保障する観点から創設された。 支給対象者は、原則としてスウェーデンに居住する65歳以上の者であり、所得比例年金、保証年金及び年金受給者（特別）住宅手当を受給してもなお、住宅費用（算入額の上限あり）を差し引いた所得が一定水準に達していないことが支給要件となっている。 ⁽¹⁸⁾ 受給者には、資力調査が行われるが、資産の認定は緩和されている上、稼働能力の活用は求められない。 ⁽¹⁹⁾ 受給には12か月ごとの申請が必要とされている。 ⁽²⁰⁾

参考文献

- (1) <https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/21/dl/t1-02.pdf>
- (2) <https://www.ssa.gov/ssi/text-report-ussi.htm>
- (3) <https://www.ssa.gov/ssi/text-report-ussi.htm>
- (4) <https://www.ssa.gov/ssi/spotlights/spot-rights-responsibilities.htm>
- (5) <https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/21/dl/t1-02.pdf>
- (6) <https://dpss.lacounty.gov/en/cash/gr.html>
- (7) http://file.lacounty.gov/SDSInter/dpss/237572_GeneralReliefPolicyHandbook.pdf
- (8) https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2010_12/england_01.html
- (9) <https://www.citizensadvice.org.uk/benefits/universal-credit/if-youre-sick-or-disabled/getting-universal-credit-if-youre-sick-or-disabled/>
- (10) <https://www.gov.uk/universal-credit/how-youre-paid>
- (11) <https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/21/dl/t1-06.pdf>
- (12) <https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/21/dl/t1-04.pdf>
- (13) https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8206063_po_0789.pdf?contentNo=1&alternativeNo=
- (14) https://www.jil.go.jp/institute/siryu/2010/documents/070_02.pdf
- (15) https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8206063_po_0789.pdf?contentNo=1&alternativeNo=
- (16) <https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/20/dl/t3-06.pdf>
- (17) 「スウェーデンの失業者・生活困窮者に対する所得補償制度（2・完）」中野妙子（法政論集 249号（2013））
- (18) <https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/20/dl/t3-06.pdf>
- (19) <https://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/19653403.pdf>
- (20) <https://www.pensionsmyndigheten.se/for-pensionarer/ekonomiskt-stod/ansok-om-aldreforsorjningsstod>

令和4年度社会福祉推進事業
被保護者の居所不明を理由とした
保護の廃止・停止に係る福祉事務所の事務取扱に関する調査研究事業
報告書

令和5年3月
PwC コンサルティング合同会社
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-2-1 Otemachi One タワー
TEL : 03-6257-0700 (代表)

[JOB コード : Y174]